

令和 4 年度 認証評価

帝京学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

【様式 1～8】 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	9
【基準 I 建学の精神と教育の効果】	12
[テーマ 基準 I -A 建学の精神]	12
[テーマ 基準 I -B 教育の効果]	17
[テーマ 基準 I -C 内部質保証]	26
【基準 II 教育課程と学生支援】	38
[テーマ 基準 II -A 教育課程]	38
[テーマ 基準 II -B 学生支援]	66
【基準 III 教育資源と財的資源】	81
[テーマ 基準 III -A 人的資源]	81
[テーマ 基準 III -B 物的資源]	88
[テーマ 基準 III -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	94
[テーマ 基準 III -D 財的資源]	98
【基準 IV リーダーシップとガバナンス】	106
[テーマ 基準 IV -A 理事長のリーダーシップ]	106
[テーマ 基準 IV -B 学長のリーダーシップ]	107
[テーマ 基準 IV -C ガバナンス]	112
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、帝京学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 24 日

理事長

冲永 莊八

学長

冲永 莊八

ALO

三井 正人

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

昭和18年4月	財団法人帝京中学設立
昭和26年3月	学制改革により財団法人より学校法人帝京高等学校に改組
昭和36年4月	帝京女子高等学校を学校法人沖永学園に移転
昭和42年3月	山梨帝京短期大学（保育科）認可、設立 幼稚園教諭養成課程 帝京第三高等学校を学校法人帝京第一学園より移籍 山梨帝京幼稚園を設置
昭和43年2月	保母養成課程認可
昭和45年8月	帝京中学校及び帝京女子中学校を廃止
昭和57年3月	帝京高等学校全日制課程工業科を廃止
昭和57年12月	帝京中学校設置
昭和57年12月	山梨帝京幼稚園を山梨帝京短期大学附属幼稚園に改称
平成2年10月	山梨帝京短期大学を帝京学園短期大学に改称 （寄附行為における名称変更の認可）
平成2年10月	山梨帝京短期大学附属幼稚園を帝京学園短期大学附属幼稚園に改称
平成15年12月	帝京第三高等学校全日制課程建築科及び衛生看護科を廃止 従たる事務所を山梨県北巨摩郡小淵沢町615-1に変更
平成16年4月	主たる事務所を東京都板橋区稲荷台27番1号に変更
平成18年4月	従たる事務所住所表示を山梨県北杜市小淵沢町615-1に変更
令和元年5月	従たる事務所山梨県北杜市小淵沢町615の1を廃止

< 短期大学の沿革 >

昭和42年4月	初代学長に沖永沆を迎え、山梨帝京短期大学設立同時に附属幼稚園も設立
昭和56年4月	理事長、学長に沖永キン就任
昭和59年9月	近代設備をもつ学生寮（あじさい寮）完成
昭和61年7月	理事長に沖永嘉計就任。学生会館、図書館、桐葉館完成
平成元年4月	帝京学園短期大学に校名改称
平成3年7月	学生寮（しらぎく寮）完成
平成4年2月	理事長に服部郁子、学長に横山信一郎就任 各種特別教育の新設、教育課程の多様化、図書の整備など、ハード・ソフト両面で一層の充実を図る
平成7年4月	本学の自然立地を生かすとともに、幅広い教養を身につけ

	るため、一般教養科目を基礎科目とし、外国語科目を国際化時代に対応するよう改めて、一層の充実を図る
平成 8 年 9 月	インターネット環境整備
平成 10 年 4 月	学長に服部郁子就任
平成 13 年 9 月	海外研修旅行（香港）実施
平成 18 年 3 月	海外研修旅行（デンバー）実施 2号館耐震工事
平成 19 年 3 月	海外研修旅行（ロンドン）実施 1号館耐震工事
平成 20 年 2 月	理事長・学長に沖永莊八就任 体育館耐震工事
平成 22 年 3 月	（財）短期大学基準協会による第三者評価の結果「適格」と認定
平成 24 年 3 月	海外研修旅行（ハワイ）実施
平成 25 年 3 月	新潟中央短期大学と相互評価を実施
平成 26 年 2 月	海外研修旅行（香港）実施
平成 27 年 2 月	海外研修旅行（香港）実施
平成 28 年 3 月	（財）短期大学基準協会による 2 回目の第三者評価の結果「適格」と認定
平成 30 年 3 月	海外研修旅行（香港）実施
平成 31 年 4 月	山梨県山梨市に移転
令和 2 年 3 月	帝京学園短期大学附属幼稚園閉園

(2) 学校法人の概要

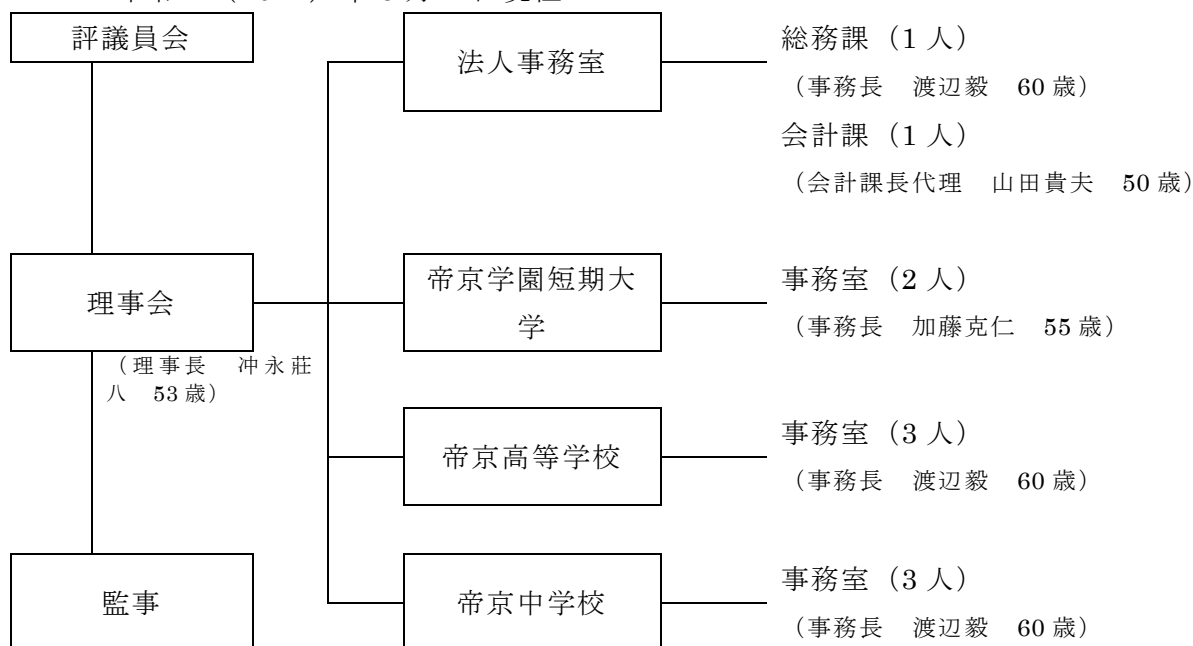
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4（2022）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
帝京学園短期大学	山梨県山梨市上神内川 1150-1	50	100	79
帝京高等学校	東京都板橋区稲荷台 27-1	200	774	1,049
帝京中学校	東京都板橋区稲荷台 27-1	105	480	302

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

■ 令和4(2022)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

■ 山梨県常住人口調査 令和3(2021)年5月1日現在

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
山梨県人口総数	824,966	819,673	813,448	807,725	806,537
前年比		-5,293	-6,225	-5,723	-1,188

■ （出典）山梨県ホームページ

■ 北杜市常住人口調査 令和3(2021)年5月1日現在

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
北杜市人口総数	44,616	44,316	43,835	43,424	44,038
前年比		-300	-481	-411	614

■ （出典）山梨県ホームページ

■ 山梨市常住人口調査 令和3(2021)年5月1日現在

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
山梨市人口総数	34,486	33,936	33,559	33,143	33,157
前年比		-550	-377	-416	14

■ （出典）山梨県ホームページ

■ 甲府市常住人口調査 令和3(2021)年5月1日現在

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
甲府市人口総数	190,978	190,018	188,565	187,804	189,055
前年比		-960	-1,453	-761	1,251

■ (出典) 山梨県ホームページ

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合(下表)

地域	平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
山梨	42	80.7	46	92	54	96.4	47	94	44	95.6
長野	6	11.5	2	4	2	3.5	2	4		
静岡	1	1.9							1	2.1
新潟	1	1.9								
茨城	2	3.8								
岐阜			1	2						
群馬			1	2						
東京							1	2		
千葉									1	2.1

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和3(2021)年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は、令和2(2020)年4月に山梨県北杜市から山梨市に完全移転を行った。本学が移転した山梨市は、県のほぼ中央部にあり、県庁所在地である甲府市に隣接している都市である。

本学は、保育士、幼稚園教諭を養成する保育科単科の短期大学であり、保育士、幼稚園教諭の専門職の養成を通じて、積極的に地域(北杜市)に貢献してきたが、今後は、山梨市や周辺地域においても、積極的に貢献していきたい。

保育者養成校である本学の入学生は、約9割が山梨県出身であり、また、令和3(2021)年度卒業生の専門職(保育士・幼稚園教諭等)に就く割合は、97.5%となっている。更にそのうち92.3%が山梨県内の保育所、幼稚園、福祉施設等

に就き、保育、教育や福祉を支える人材を輩出する養成校として、地域のニーズに応えている。

■ 地域社会の産業の状況

山梨県は、周囲を高い山に囲まれている。高地式気候のため寒暖の差が大きく、甲府盆地を中心に、葡萄や桃、サクランボなどの果樹栽培が盛んである。また、山梨県産葡萄から醸造する「甲州ワイン」は、国産ワインの先駆けであり、令和元（2019）年に「ワイン県」宣言を行っており、首都圏や中京圏から近い地理的条件を活かして観光農園として観光客を集めている。

また、清澄な湧水が多く採取できるため、ミネラルウォーターの生産量は平成16（2004）年には、日本の総生産量の40%を占めている。四方を山地に囲まれ水質が良好であることから、精密機械産業が発達している。甲府盆地および富士山麓地域を中心にほぼ全地域に工業団地が点在しているが、可住地面積の少なさが災いしてか大規模な工業団地が形成しにくい。そのため近年では県外の工業団地に移転する企業が相次いでいる。その他には石英（水晶）の採掘地であったことから、研磨宝飾を中心とした宝石加工産業が発達しており、宝飾品や貴金属の加工・流通に携わる企業が多くある。

また、日本国内でもトップクラスの日照時間の長さを利用した大規模太陽光発電も県内各地に建設されている。

観光面においては、富士山、富士五湖、八ヶ岳山麓、南アルプスなどの自然豊かな環境資源をベースに、毎年多くの観光客が訪れている。また、富士山が世界文化遺産に登録されたことにより、外国人観光客が増え観光資源の再評価が期待される。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

山梨市は、甲府盆地の東部に位置し、面積は289.80平方kmで県内第4位の広さを有している。西部から南部にかけては甲府市及び笛吹市、東部は甲州市、北部は埼玉県秩父市及び長野県川上村にそれぞれ接している。また、都心から約100km圏、JR中央本線、中央自動車道で90分という交通の利便性に恵まれている。地形的には、笛吹川沿い南北につながり、北部は山岳・丘陵地帯、南部は笛吹川左岸に平坦地、右岸は平坦地から丘陵地帯が広がっている。面積の8割を森林が占め、笛吹川とその支流の琴川、鼓川、日川、重川などがもたらす肥沃な土地の恩恵を受け、なだらかな斜面や平坦地に広がる桃・ぶどうの果樹園は、美しい景観をおりなすとともに、県内有数の生産量を誇っている。

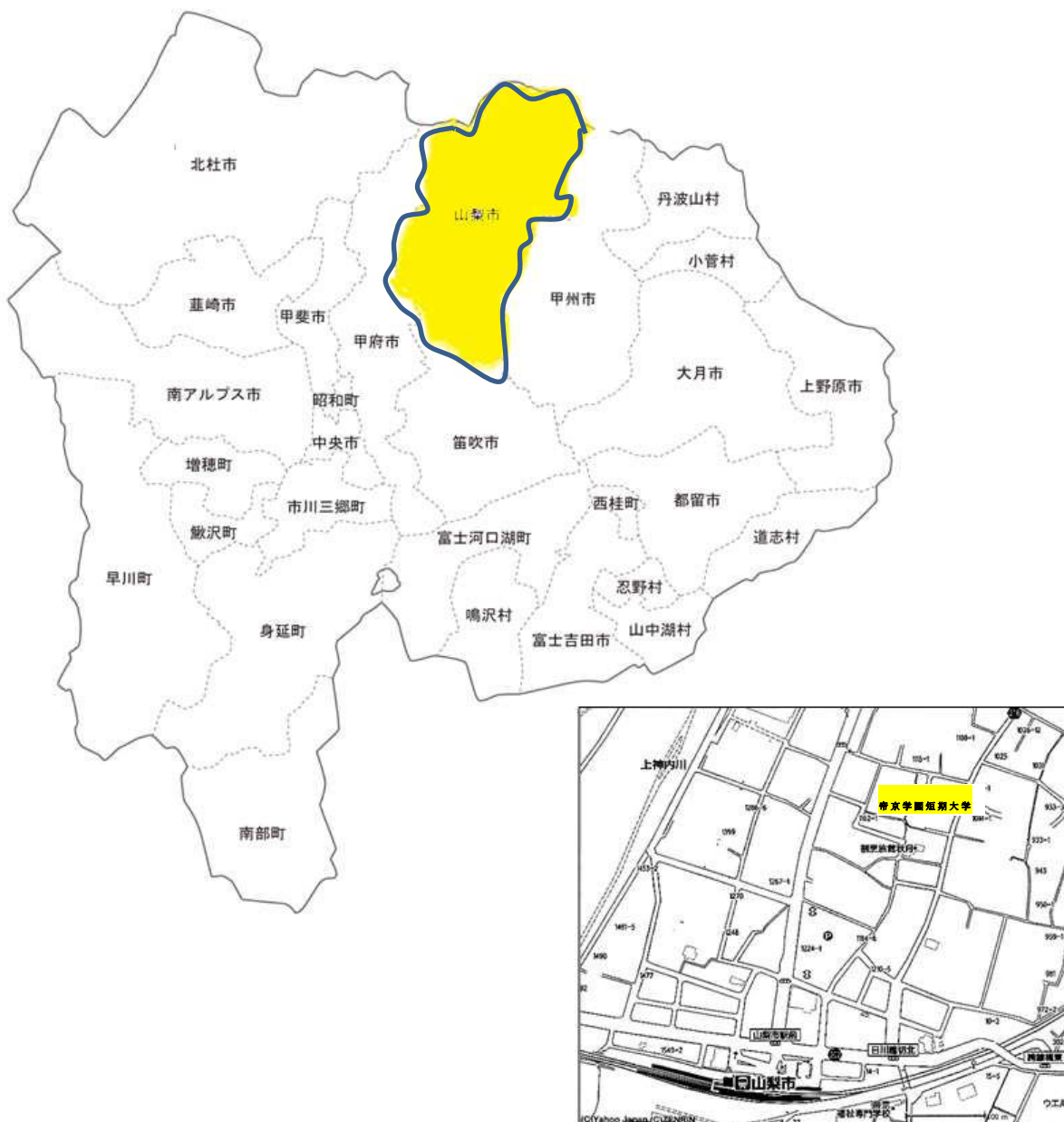
・総面積：289.80平方km（東西19.9km、南北27.7km）

・経緯度：北緯35度39分38秒～35度54分36秒 東経138度35分36秒～138度48分49秒

・標高：最高2,601m（北奥千丈岳）



(出典) 山梨市ホームページ



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
なし
(b) 対策
なし
(c) 成果
なし

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
なし
(c) 成果
なし

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等
なし

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

なし

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、公的資金の適正な運営のため文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り規程及び行動規範を整備している。

「帝京学園短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程」、「帝京学園短期大学研究活動等に係る行動規範」、「帝京学園短期大学公的研究費不正防止推進委員会規程」、「帝京学園短期大学における公的研究費不正防止計画」、「帝京学園短期大学競争的資金等の不正に係る調査等に関する規程」を定め、実施することにより公的研究費の適正な管理・運営を行っている。また、公的研究費不正防止に関しては、「公的研究費不正防止推進委員会」を組織し、研究者に不正使用防止を周知徹底させている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
 - ・ 帝京学園短期大学・自己点検評価委員会 担当・構成員
 - 自己点検・評価報告書 教職員全員

1. 自己点検・評価の基礎資料 三井、加藤
2. 自己点検・評価の組織と活動 三井、加藤
3. 提出資料・備付資料一覧 清水、辻

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 学長、三石
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] 三石
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] 三井、清水
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] 三井、清水
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の課題 三石、三井、清水
◇ 基準Ⅰについての特記事項 三井、清水
〈基準Ⅰ 建学の精神と教育の改善状況・改善計画〉 三石、三井、清水

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 三石、三井、清水
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] 三井、清水、井上、吉田
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] 三井、清水、井上、吉田
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の課題 三井、清水
◇ 基準Ⅱについての特記事項 三石、三井、清水
〈基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画〉 三石、三井、清水

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 三石、三井、加藤、辻
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] 加藤、辻
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] 加藤、辻
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] 加藤

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] 加藤、渡辺

基準Ⅲ 教育資源と財的資源の課題 加藤、渡辺

◇ 基準Ⅲ教育資源と財的資源についての特記事項 加藤、渡辺

〈基準 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画〉 加藤、渡辺

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 学長、三石

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] 理事長

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] 学長

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] 理事長、渡辺

◇ 基準Ⅳリーダーシップとガバナンスについての特記事項 学長、渡辺

〈基準 リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画〉 学長、渡辺

資料作成、整理 清水、水川、赤木、辻、山本

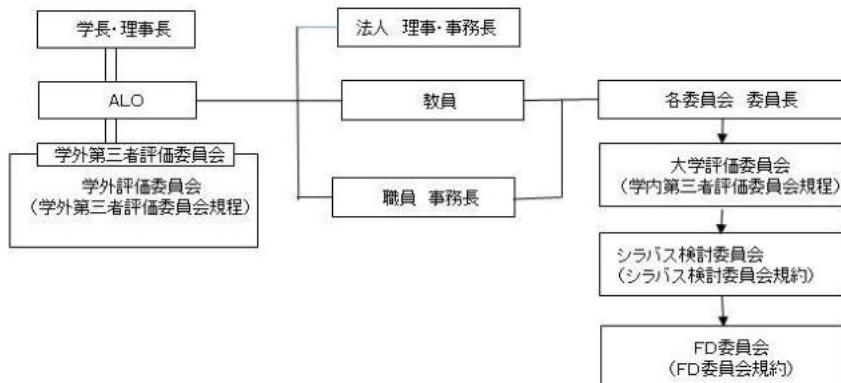
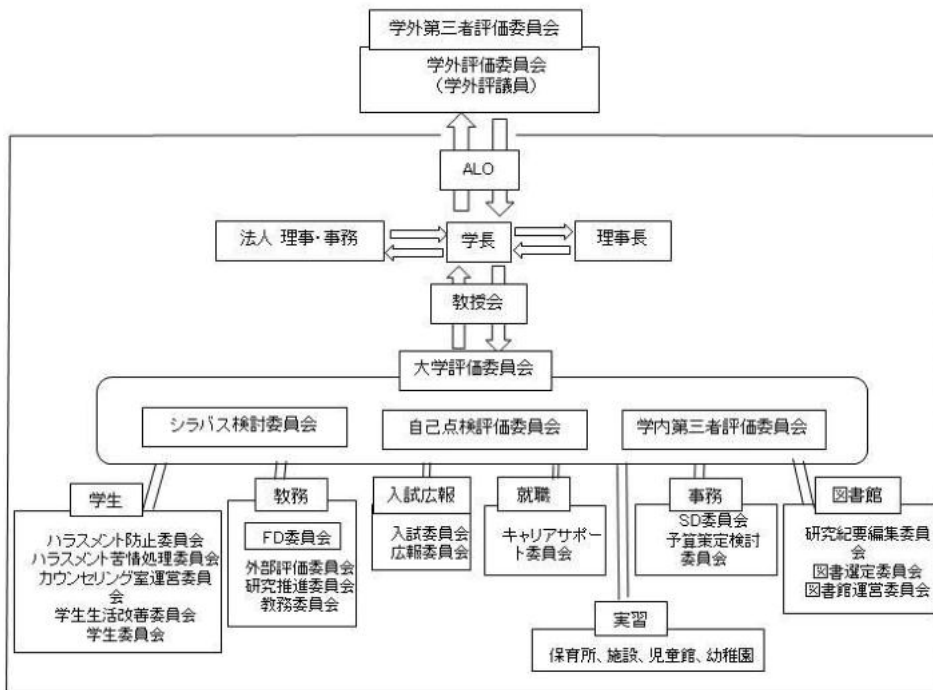
規程・議事録 学内第三者評価委員会：清水、辻

powerpoint学外第三者評価委員会：清水、辻

各部会（FD委員会、SD委員会、シラバス検討委員会等）

：それぞれの担当者

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は過去に実施してきた自己点検・評価で明確になった課題を踏まえ、令和4（2022）年度の第三者評価に向けた本学の取組みの客観性を高めている。そのため、本学は教育の質の向上を目指すことを目的として自己点検・評価に取り組んできた。具体的には、本学は建学の精神をもとに、教育の目標を見直し、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程の編成、実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の3つのポリシーを設定した。

今回の第三者評価の主たるテーマである、学習成果についても、学校教育法等の改正に伴って見直し、実習先や就職先へのアンケート調査を行い、3つのポリシーと関連付けながら、保育科の本学が求める学習成果を設定するに至った。この経緯は、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の自己点検・評価報告書にまとめ本学ホームページに公表している。
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

年 月 日	内 容
令和3年4～1月	各委員会において、学事日程に基づき自己点検・評価を実施、分析行う。
令和3年12月24日	学内第三者評価委員会において、進捗状況報告
令和4年1～2月	各委員会で取りまとめたデータに基づき自己点検・評価報告書原案の作成を行う。
令和4年2月25日	学内第三者評価委員会において、進捗状況報告
令和4年2～3月	各委員会で取りまとめたデータに基づき自己点検・評価報告書原案の作成を行う。
令和4年4月22日	大学評価委員会において原案説明
令和4年5月27日	教授会において令和3(2021)年度自己点検・評価報告書（案）が承認された。
令和4年5月30日	理事会において、令和3(2021)年度自己点検・評価報告書が承認された。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

[提出資料]

1. 学生生活ハンドブック [令和 3 (2021) 年度] P.11
2. 帝京学園短期大学ホームページ「大学案内」
<https://teikyo-gjc.ac.jp/collage/spirit.html>
12. TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE CAMPUS GUIDE FOR 2022 P.21
13. 2021 年度シラバス <https://teikyo-gjc.ac.jp/pdf/2021syllabus.pdf>
15. 学生生活ハンドブック [令和 3 (2021) 年度]

[備付資料]

1. 大学コンソーシアムやまなし 定款
<http://ucon-yamanashi.jp/about/rules/>

[提出資料・規程集]

17. 帝京学園短期大学 子育て支援研究所規約
34. 帝京学園短期大学 大学評価委員会規程（学内第三者評価委員会規程）（自己点検評価委員会規程）
38. 帝京学園短期大学 シラバス検討委員会規約
84. 帝京学園短期大学 科目等履修生規程

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学には、昭和 42 (1967) 年設立当初より現在まで一貫して掲げられた建学の精神 (提出-1) がある。それは以下の通りである。

努力をすべての基とし偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな 専門性ある人材の養成を目的とする

本学の建学の精神は、これまで「努力」「幅広い知識」「実学」「国際的視野」という4つの方針を柱に、学生の個性と可能性を伸ばすことを教育理念としてきた。本学の設立当時は、我が国の経済成長期を社会背景として、人口も増加傾向にあった。そのため地域の子ども達や保護者と連携し、広い視野と知識を実際の社会で活用できる人材の養成を建学の精神に掲げている。本学は、保育科単科の短期大学であり、豊かな感性を兼ね備えた保育者の養成を目指すところから、人間性を重んじ、専門的なスキルを身につけて社会に貢献できる保育者の育成を目指している。

まず、「努力」は学習する者、働く者全てに求められる大前提となる資質であり、本学の学習成果を獲得するのにも当然必要な要件となる。「努力」なしには何事も成果をあげることはできない。「努力」は、人格形成はもちろん、学生自身の能力を開発しながら、協力して成し遂げる力、共同製作の中で自分の能力を発揮する力、全体の中で自分の役割を考え、果たす力等を求めている。

次は「幅広い知識」があげられる。保育者としての基礎的知識の修得は欠かせない。「幅広い知識」は、知識の伝授や継承を大切にしている。

3つ目に、本学は、「実学」の精神に基づいた実践的な学習（演習・実技や実習）を通じた保育者としての能力獲得に力を入れている。

最後に「国際的視野」は、日本と各国の幼児教育を比較検討しながら、国際化について考えることを求めている。本学では、世界に広がる帝京大学グループの学校や施設に学生が海外研修として訪問し、地元の幼稚園、保育所の子ども達と交流している。近年では、香港の帝京香港幼稚園を見学した（現在は香港情勢が不透明であるため休止している）。その際に活用する能力は語学であり、英語は本学の一般教養の「基礎的な知識」として学ぶことができる。また、実践として交流する場合にも保育技術を披露するなど「実学」に基づいた保育の知識や技術能力を活用することができる。その後現在に至るまで、社会情勢はさまざまに変化してきている。しかし少子化を背景に、幼児教育はさらに社会から重要視されるようになり、現在でも建学の精神はそのまま引き継がれている。

従って、建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

本学の建学の精神の①「努力」、②「幅広い知識」、③「創造力及び人間味豊か」、④「実学」⑤「偏見を排し」、⑥「国際的視野」という方針を教育基本法と照らし合わせてみると以下ようになる。（①～⑥は本学が記載）

・教育基本法前文

「我々日本国民は、たゆまぬ努力（①）によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性（③）を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」

・第一章 教育の目的及び理念では、第二条（教育の目標）に「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」とある。

一 幅広い知識（②）と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道

徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い（③）、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連（④）を重視し、勤労を重んずる態度（①）を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずる（⑤）とともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化（②）を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し（⑤）、国際社会の平和と発展に寄与する態度（⑥）を養うこと」と書かれている。

従って、建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

この建学の精神は、ホームページ（提出-2）や大学案内（提出-12）にて学外の一般の方々にも公表している。また、本学後援会総会及び幼稚園や保育所の園長・施設長等との「学外第三者評価委員会」、「教育実習連絡協議会」、「保育実習連絡協議会」の際にも説明し、広く理解を求めている。帝京大学グループの大学全体の教育理念及び、教育目的・教育目標については帝京大学グループ学主故沖永荘一が以下の著書にて詳細に説明している。またこれらの著書は、本学図書館においても閲覧可能である。

- i 「ひたすらの道」著者 沖永荘一 昭和 59（1984）年度に刊行して、平成 5（1993）年度までに 10 版を重ねている。 帝京大学出版会発行 327 ページ
- ii 「誰がために何を学ぶか」著者 沖永荘一 著者は、帝京大学グループの建学の精神・教育理念である「実学」「国際的視野」「努力」「幅広い知識」について語っている。平成 11（1999）年度刊行（株）IN 通信社発行 250 ページ
- iii 「帝京大学が世界のトップテンになる日」著者 鶴蒔靖夫 著者は、帝京大学グループの建学の精神である「実学の精神」「実技教育論」「グローバル・エデュケーション」について詳細に説明している。平成 4（1992）年度刊行（株）IN 通信社発行 272 ページ
- iv 「大学が変わらなければ日本は変わらない」著者 鶴蒔靖夫 著者は、帝京大学グループの軌跡と建学の精神である「実学」「開放性」「グローバル・エデュケーション」について論述している。平成 8（1996）年度刊行（株）IN 通信社発行 253 ページ

建学の精神は、受験生には TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE CAMPUS GUIDE FOR 2022 にて、学生に対しては、4 月当初のオリエンテーションの際に、「学生生活ハンドブック」によって説明し、カリキュラムの中にどのように活かされているかについても伝えている。各教科担当教員やグループ担当教員も、この「学生生活ハンドブック」（提出-15）と「シラバス」（提出-13）をいつも手元に置いて、あらゆる機会をとらえて周知を図っている。また、正面玄関の掲示板に表示するとともに、電子掲示板においても、建学の精神及び教育目標、3 つのポリシーのスライドを流しながら、周知を図っている。教職員に対する周知は、年度当初の拡大教授会において教職員全員に改訂された「学生生活ハンドブック」と「シラバス」を手渡し、建学の精神及び教育目標を確認し、それがカリキュラムの中でどのような特色となっているかということ周知徹底している。それぞれの教職員は、自分の担当分野において「実学」教育と

いう本学の特色を、教育現場でどのように織り込み、学生に浸透させているか常に検討を行っている。

建学の精神や教育の理念の解釈の見直しや点検は、平成11(1999)年度から現在まで順次行われてきた。本学は、定員50名で、保育科だけを擁する小規模な短期大学であるため、当初は教授会が「自己点検評価委員会」を兼ねて、自己点検・評価を行ってきた。平成18(2006)年度、新たに学長を委員長とした「大学評価委員会」(提出・規程集-34)を設置した。これは「シラバス検討委員会」と「自己点検評価委員会」、「学内第三者評価委員会」により構成される。構成メンバーは、全教職員としている。現在、建学の精神、理念の解釈の見直しの点検は、この「大学評価委員会」にて行われている。関連する委員会から報告・提案された事項を「大学評価委員会」で審議し、その結果について拡大教授会、理事会の承認を経て施行している。「シラバス検討委員会」(提出・規程集-38)では、非常勤教員も加わり、昨年度の授業内容等を振り返り、来年度の「シラバス」や学内での諸問題について検討している。「シラバス検討委員会」から報告、提案された議題についても随時自己点検・評価を行っている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけての公開講座、生涯学習事業については、小淵沢キャンパスと山梨市キャンパスのダブルキャンパスであったこと、また新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本学が独自に企画した地域・社会に向けた公開講座等は実施できなかった。令和2(2020)年6月に山梨市社会福祉協議会、7月に山梨市子育て支援課長他と、今後の連携のあり方について協議を行っている。なお、「帝京学園短期大学 科目等履修生規程」(提出・規程集-84)に基づいた卒業生を対象としたリカレント教育の対象者は、令和3(2021)年度に1名であった。資格を取得せずに卒業したが、再度保育者を希望し資格取得を目的としたものである。

本学では、「帝京学園短期大学 子育て支援研究所規約」(提出・規程集-17)を基に地域の子育て支援事業への参加や学生ボランティア活動の推進などを行っていくこととしているが、昨年来の新型コロナウイルス蔓延のため、令和3(2021)年度は、正課授業の公開として、地元の幼稚園や保育園の子どもたちに、学園祭での「保育技術研究Ⅰ」、「保育技術研究Ⅱ」の人形劇、パネルシアター、音楽遊び、読み聞かせ等を公開するに止まった。

山梨県内の大学・短期大学11校で構成している「大学コンソーシアムやまなし」及び平成19(2007)年度から山梨県内7大学・短期大学が協定を結び、単位互換事業を行

っている。（備付-1）

各参加大学が指定する授業科目（参加大学提供科目）を他の参加大学の学生が履修し、単位を修得することが出来る。本学は、令和2（2020）年度は、「自然観察」、「子育て支援実践演習」、「発達心理学Ⅰ」などの授業を開講した。令和3（2021）年度は、「自然観察」、「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ」等の授業を開講した。

また、高大接続事業委員会では、令和3（2021）年度、Why cafeの開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染状況や大学・高等学校の感染防止対策指針を踏まえセミナーを中止した。

生涯学習事業では令和3（2021）年度は、8月10日と11日に山梨県立図書館において、小学校4、5、6年生とその保護者を対象に「未来の学び」（小学生のための生涯学習講座）が開催された。

令和3（2021）年度の本学の教職員のボランティア活動としては、まず本学教員が、山梨県北杜市「ほくと子ども育成戦略会議」に委員として参加し、「少子化対策・移住定住・安心して働ける環境の実現に関する提言」の策定に加わった。次に本学教員が、山梨県北杜市地域福祉計画策定委員会副会長として、「第4次北杜市地域福祉計画」の策定に加わった。また、山梨県山梨市主催「ファミリーサポートスキルアップ講座」にて、地域の子育て支援策について講師を務めた。

さらに、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、本学教員が、保育士等キャリアアップ研修講師として委嘱を受け、技能・経験を積んだ保育士等について処遇改善のための加算の要件とされるキャリアアップ研修を実施した。また、北杜市ファミリー・サポート・センター主催の「北杜市ファミリーサポート研修」に講師として参加した。

その他、山梨県産業労働部会の「令和3年度山梨県インターンシップ推進会議」に本学教員が参加し、県内外の大学等に在学する学生の就職状況などについて意見交換した。「山梨県保育者等人材確保・定着協議会」にも委員として参加し、山梨県内の保育人材の確保や保育等の質の向上に向けた検討・改善等を行った。

さらに、山梨県私学教育振興会幼稚園グループと連携し、本学で県内の幼稚園の就職説明会を開催した。山梨県内の保育園、幼稚園、認定こども園の経営者が連携し立ち上げた山山山こどもプロジェクトに参加し、県内の保育環境の向上を目的とした活動に参加した。

「やまなし県民文化祭」では、「くらしに文化が根づくやまなし」の実現を目指し、本学教員が美術・音楽部門で、山梨県民の美術作品の発表や展示・演奏会等を開催した。その際部門の実行委員、審査委員、として県民文化祭を運営し、山梨県の文化向上に資する事業を行った。

また、山梨市の公務員保育士の採用試験で本学教員が面接官として委嘱され、地域、社会に貢献している。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

建学の精神は設立当初より現在まで一貫して掲げられたものであり、本学教育の礎

となるものである。これまで「努力」「幅広い知識」「実学」「国際的視野」という4つの方針を柱に、学生の個性と可能性を伸ばすことを教育理念としてきた。現在課題となるのは、「国際的視野」である。本学は従来帝京大学グループの香港幼稚園等に希望者を募って海外研修を行っていた。しかし、近年の国際情勢や新型コロナウイルス感染症の流行のため、香港のみならず海外への渡航が厳しい状況となっている。また社会的な活動については、現在地域・社会に向けた公開講座等は、大学コンソーシアムやまなしにおける地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業を行っているが、新型コロナウイルス感染症が流行終息後、本学独自の講座の実施を課題としている。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

[提出資料]

1. 学生生活ハンドブック [令和3(2021)年度] P.11
2. 帝京学園短期大学ホームページ「大学案内」
<https://teikyo-gjc.ac.jp/collage/spirit.html>
3. 帝京学園短期大学学則
4. 学生生活ハンドブック [令和3(2021)年度] P.26
5. 帝京学園短期大学ホームページ「本学基本情報」
<https://teikyo-gjc.ac.jp/collage/information.html>
6. 2021 帝京学園短期大学教育課程実施の方針－学習成果－
13. 2021年度シラバス
<https://teikyo-gjc.ac.jp/pdf/2021syllabus.pdf>
15. 学生生活ハンドブック [令和3(2021)年度]

[備付資料]

15. 「各授業と実習との関連性について」(2021年度入学生)
38. 令和2(2020)年度 就職先アンケート調査
39. 令和2(2020)年度 卒業生アンケート調査

[提出資料-規程集]

16. 帝京学園短期大学 後援会会則
33. 帝京学園短期大学 学外第三者評価委員会規程
34. 帝京学園短期大学 大学評価委員会規程(学内第三者評価委員会規程)(自己点検評価委員会規程)

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の建学の精神は「努力をすべての基とし偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな 専門性ある人材の養成を目的とする」である。『実学』とは、「実際の現場＝社会で役に立つ 学問」の意味であり、本学教育の根幹をなすものである。また、本学の教育目的（提出-3）は、建学の精神に則り、学則第 1 章総則第 1 条の目的及び使命において、「高等学校の教育の基礎の上に、さらに深い教養と幼児教育に関する専門的知識、技能を修得し、将来の本人の幸福のため、地域社会の福祉に貢献できる人材を育成することを使命とする」と定めている。これは建学の精神である「幅広い知識を身につけ」、「実学を通して」、「専門性ある人材の養成を目的とする」に基づいている。

この建学の精神、目的及び使命に基づき、本学では、下記の教育目標（提出-1、2）を定めている。

教育目標

- (1) 責任ある社会人として必要な教養と広い視野を身につけ、社会の変化に対応する人材を育成する
- (2) 幼児教育に関する専門的知識、技能を自ら積極的に修得し、豊かな表現ができる人材を育成する
- (3) 持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成する

本学は保育科単科の短期大学であり、本学の教育目的・目標は将来保育士や幼稚園教諭になる人材を育成することである。従って『本学が育てたい学生像』としては、学士課程教育で求められる人材であると同時に、将来保育者として地域の保育に携わり子育て環境の向上に寄与できる人材の育成が求められている。本学の建学の精神のキーワードである「実学」は、教育目標の(1)「責任ある社会人」、「社会の変化に対応する人材育成」、(3)「持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成」と深く結びついている。

[学生に対する周知] 4月当初のオリエンテーションの際に、学生は「学生生活ハンドブック」（提出-15）と「シラバス」（提出-13）によって教育目的・目標を理解し、それがカリキュラムの中でどのように活かされているかということを知る。学生は、このカリキュラムによって本学の学習内容の具体的な方向性を理解する。建学の精神と同様に各教科担当教員やグループ担当教員も、この「学生生活ハンドブック」と「シラバス」をいつも手元に置いて、あらゆる機会をとらえて周知を図っている。また、正面玄関では印刷物の掲示及び電子掲示板において、常時周知を図っている。

[教職員に対する周知] 建学の精神、教育目的・目標については3月下旬に教員会を通して教員に対しては説明を実施し、講師室にも印刷物にて掲示している。教務担当の教職員は、年度当初の拡大教授会において教職員全員に改訂版の「学生生活ハンドブック」と「シラバス」を手渡し、教育目的・目標を説明し、それがカリキュラムの中でどのような特色になっているかということを知徹底している。それぞれの教職員は、自分の担当分野において「実学」教育という本学の特色を、現場でどのように織り込み、学生に浸透させているか常に検討を行っている。

[学外に対する周知] 本学は、建学の精神、教育目的・目標をホームページや大学案内にて学外のステークホルダーにも公表している。また、本学後援会（提出・規程集-16）総会及び保育所、施設、児童館の施設長や幼稚園園長、山梨市子育て支援課が参加する実習の連絡協議会、学外第三者評価委員会（提出・規程集-33）でも説明し、本学の建学の精神、教育目的・目標及び3つのポリシーに対する理解を広く求めている。

中央教育審議会は平成30（2017）年に、〈2040年に向けた高等教育のグランドデザイン〉の中で、2040年に求められる人材像を、「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材」と定義している。そうした人材を育成するために、本学は、「大学評価委員会」（提出・規程集-34）等で議論を重ね、令和3（2021）年度に、従来の教育目標に以下の下線部分（1）責任ある社会人、社会の変化に対応する人材、（2）、自ら積極的に修得し、豊かな表現ができる人材、（3）持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材、を加え、「何を教えたか」から、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」への教育の質の転換に対応した教育目標とした。また令和4（2022）年3月には、学外第三者評価委員会を開催し、地域の保育所や認定こども園、施設の長などを学外第三者評価評議委員として招聘し、本学の教育目標が地域の子育て環境の向上に資するものであるか、本学の人材養成が地域・社会の要請にこたえているか意見を聴取した。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1） 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- （2） 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- （3） 学習成果を学内外に表明している。
- （4） 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、令和3（2021）年度「帝京学園教育課程実施の方針－学習成果－」（提出-6）において、

1. 専門性

2. ジェネリック・スキル

3. 実践力

と定めている。この3つの枠はより具体的に、それぞれの『観点(コンピテンシー)』として次に述べる通り定められる。

1. 専門性には『知識・技能』の能力の修得が求められる。

2. ジェネリック・スキルでは社会人・保育者としての資質に関わる『態度・社会人基礎力』の能力の修得が求められる。

3. 実践力としては、1. 専門性『知識・技能』と2. ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通じた深い学びにより修得する3. 『実践力』が求められる。

これは本学の建学の精神である「努力をすべての基とし偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする」に基づいている。

本学の建学の精神と学習成果との具体的な対応としては、以下の通りである。建学の精神である「幅広い知識」や「専門性のある人材」は学習成果1. 専門性の『知識・技能』に、建学の精神「実学を通して創造力」は学習成果3の『実践力』に、建学の精神の「努力」、「偏見を排し」、「人間味豊かな」に関しては学習成果2のジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』に該当する。

本学の学習成果は、建学の精神である『実学』の精神に則り、地域の保育現場で求められている保育者としての人間性の能力の育成や、基礎的な知識や技能を活かした、実践の場で活用できる能力の育成に主眼を置いている。

本学では、基礎的な教養教育を基に、専門的な基礎知識を講義形式で学び、加えて実技・実習・演習を重視した実践的な科目を開設している。本学では、修得する知識や技能を、学習成果1. 専門性『知識・技能』として学習成果に定めている。本学では「シラバス」に開設教科科目を、専門科目(基礎)と専門科目(内容・方法)、専門科目(実習・他)として分類して記載し、実習の現場で専門性を発揮できることを目指している。また学習成果2. ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』は、保育者のみならず広く社会人として必要な態度や人間性を身に付けるための指標であり、社会に出て働くために必要な専門的な知識や技能と同様に、人間性や協働性を育む学習成果である。本学の学習成果は、このように1. 専門性『知識・技能』と2. ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通じた深い学びを修得する3. 『実践力』と定めている。これは、学則第1条の本学の教育の目的である「・・・教育の基礎の上に、さらに深い教養と幼児教育に関する専門的知識、技能を修得し、将来の本人の幸福のため、地域社会の福祉に貢献できる人材の育成・・・」に基づいたものである。

従って、具体的な学習成果の教育目標との対応としては、学習成果1. 専門性『知識・技能』は、教育目標(1) 必要な教養と広い視野を身につけ、及び教育目標

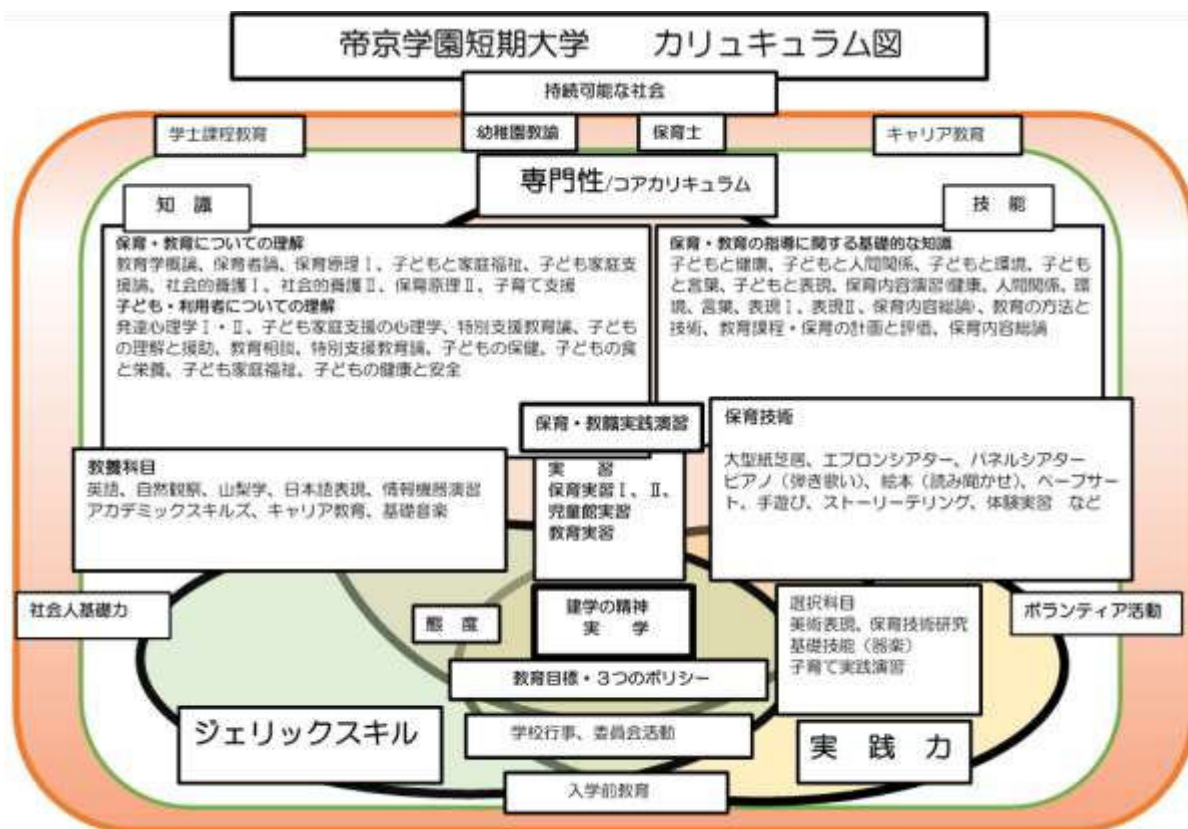
(2) 幼児教育に関する専門的知識、技能に該当する。学習成果2. ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』は、教育目標(2) 自ら積極的に、及び教育目標(3) 他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成、に該当する。また学習成

果3.『実践力』は、教育目標（2）豊かな表現ができる人材を、及び教育目標（3）の協働して地域社会に貢献できる人材を育成する、に該当している。

本学では学習成果を、「教育目標」、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程の編成、実施の方針」、「入学者受け入れの方針」とともに、「学生生活ハンドブック」（提出-4）並びに本学ホームページ（提出-5）にて、内外に公表している。

本学では、学習成果を「帝京学園短期大学教育課程実施の方針—学習成果—」として定めている。また【図 I・B-1-1】に示すとおり、「帝京学園短期大学カリキュラム図」として「学生生活ハンドブック」やホームページに公表している。

【図 I・B-1-1】



平成 29（2017）年に学校教育法が改正され、第 9 章大学 第 83 条で「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」また②「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定められた。

その改正の過程での平成 20（2008）年の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」、また平成 24（2012）年の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」の中で、学士課程答申は「各専攻分野を通じて培う学士力」を「参考指針」として以下の様に提示している。

ここでは、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士

力」の重要な要素として、

- ・知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力
- ・人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担いうる、倫理的、社会的能力
- ・総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ・想定外の困難に際して的確な判断をするための基盤となる教養、知識、経験を育むこと、などが挙げられている。

また、中央教育審議会は平成30(2018)年に、〈2040年に向けた高等教育のグランドデザイン〉の中で、2040年に求められる人材像を、「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材」と定義している。そうした人材を育成するために、従来の「何を教えたか」から、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」への教育の質の転換が必要であること、が求められている。

こういった学校教育法の短期大学に求められる大きな流れの中で、本学は、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて従来の学習成果であった「履修カルテ」を「教職履修カルテ」に見直すとともに、GP(A)、「学修ポートフォリオ」を導入した。学生の保育実践の結果を数値や記録として可視化し、学習成果とした。令和3(2021)年度上記答申等を基に、本学は学習成果を再度見直し、前述のように1.専門性『知識・技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』、3.『実践力』を学習成果として定めた。

本学の学習成果は、まず将来保育者となるための豊かな人間性を育む教養教育を基に、基礎的で専門的な『知識・技能』の内容が、1.専門性としてカリキュラムに設定される。学生は、カリキュラムで卒業要件必修や幼稚園教諭免許状や保育士資格取得に係る開設科目を履修し、基礎的な知識や技能を修得することができる。

また、同時に保育現場で求められる保育者としての資質である—主体的に学習に取り組む態度など—の能力を2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』として定め、社会人として保育者として必要な資質を身に付ける。そして実際に学習した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』を用いて実際に3.『実践力』を修得することができる。(なお、以下1.専門性『知識・技能』を省略して、『知識・技能』または『知識』、『技能』と記述することがある。また、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』を『態度・社会人基礎力』、『態度』、『社会人基礎力』と簡略化し表記することがある。同様に、3.『実践力』は、『実践力』と簡略化し記述することがある。)

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学の「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程の編成、実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（三つの方針）は、以下の通りである。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

- (1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養、マナーを身につけていること
- (2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができること
- (3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること

教育課程の編成、実施の方針（カリキュラムポリシー）

- (1) 〈社会人として必要な教養と広い視野の育成〉
豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力（ジェネリック・スキル）を修得できる教育課程であること
- (2) 〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉
少人数教育による専門科目の履修と個人の習熟度に応じた保育技能の向上を図る教育課程であること（ルーブリック評価の活用）
- (3) 〈地域社会に貢献できる人材の育成〉
地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験（ボランティア活動など）から学べる教育課程であること

入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）

- (1) 保育の分野に関心のあるもの
- (2) 保育の専門職として必要な知識や技術を学ぼうとするもの
- (3) 向上心のあるもの

※できればインターンシップや職業体験等で、幼稚園や保育所などにおける体験学習を経験していることが望ましい。

この3つのポリシーは、学習成果を共通の指標として、一体的に定められている。学習成果1.『知識・技能』は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマポリシー）では、「(1) 豊かな（人間性と）教養」、「(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能」に該当している。「教育課程の編成、実施の方針」（カリキュラムポリシー）では、「(1) 社会人として必要な教養と広い視野の育成」、「(2) 幼児教育に関する専門的知識、技能の修得、保育技能の向上を図る教育課程」に該当している。さらに「入学者受け入れの方針」（アドミッションポリシー）では、「(2) 保育の専門職として必要な知識や技能を学ぼうとする」に該当し関連付けられている。

次に学習成果の2.としてのジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』は、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマポリシー)では、「(1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養、マナーを身につけていること」が対応している。「教育課程の編成、実施の方針」(カリキュラムポリシー)では、「(1) 豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力(ジェネリック・スキル)を修得できる教育課程であること」が対応している。さらに入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)では、広い意味で「(1) 保育の分野に関心のあるもの」と対応している。

さらに、学習成果の3.『実践力』としては、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマポリシー)では、「(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができること」、「(3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること」に該当している。「教育課程の編成、実施の方針」(カリキュラムポリシー)では、「(3) 〈地域社会に貢献できる人材の育成〉地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験(ボランティア活動など)から学べる教育課程であること」が該当している。「入学者受け入れの方針」(アドミッションポリシー)では、「(3) 向上心のあるもの」に該当している。

このように本学の3つのポリシーは、学習成果の1.専門性『知識・技能』、学習成果の2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』、3.『実践力』と密接に関連し、一体的に定められている。

本学では、建学の精神に基づいた3つのポリシーと学習成果との関連性を【図 I-B-3-1】「帝京学園短期大学 各ポリシーとの関連性：建学の精神と三つの教育方針、カルテ・ポートフォリオ」にまとめ、「シラバス」にて学生に周知している。

【図 I-B-3-1】

帝京学園短期大学 各ポリシーとの関連性：建学の精神と三つの教育方針、カルテ・ポートフォリオ

「学士課程教育の構築に向けて」 (審議のまとめ)	建学の精神 (教育目標)	学位授与の方針	教育課程編成・実施の方針	入学者受入方針	ルーブリック評価 カルテ・ポートフォリオ (学習成果の観点)
1. 知識・技能・理解 専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連づけて理解する。 (1)多文化・異文化に関する知識の理解 (2)人類の文化、社会と自然に関する知識の理解	(2)幅広い知識を身につけ、国際的視野に立って判断ができ (幼児教育に関する専門的知識、技能を修得した人材を育成する)	(2)幼児教育に関する専門的知識と保育技能を身につけていること	(2)少人数教育による専門科目の履修と個人の習熟度に応じた保育技術の向上を図る教育課程であること(ルーブリック評価・カルテ・ポートフォリオの活用)	(1)保育の分野に関心のあるもの (2)保育の専門職として必要な知識や技術を学ぼうとするもの	1.知識 教養教育 幼児教育・保育について子ども・利用者についての理解
2. 汎用的技能 知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能 (1)コミュニケーション・スキル (2)数量的スキル (3)情報リテラシー (4)論理的思考力 (5)問題解決力	(3)実学を通して創造力および人間味豊かな専門性のある人材の養成を目的とする(社会人として必要な教養と広い視野を身につけた人材を育成する)	(1)責任ある社会人として他者に配慮し、必要な教養とマナーを身につける。学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて創造性溢れる発表ができる。	(1)豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力(ジェネリック・スキル)を修得できる教育課程であること		1.技能 保育・教育の指導に関する基礎的な知識
3. 態度・志向性 (1)自己管理能力 (2)チームワーク、リーダーシップ (3)倫理性 (4)市民としての社会的責任 (5)生涯学習力	(1)努力をすべての基とし、偏見を排し(地域社会に貢献できる人材を育成する)		(3)地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験から学べる教育課程であること	(3)向上心のあるもの	2.ジェネリック・スキル 態度・社会人基礎力
4. 統合的な学習経験と創造的思考力 これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを活用し、その課題を解決する能力	(3)実学を通して創造力および人間味豊かな専門性のある人材の養成を目的とする(社会人として必要な教養と広い視野を身につけた人材を育成する)	(3)保育の課題を積極的に協働して探究していきこうとする意欲をもっていること			3.実践力 課題探求、実習、ボランティア活動

本学が上記の3つのポリシーを設定する際には、学内の「大学評価委員会」等で議論を重ね、その経過を、山梨県内の保育所・施設・幼稚園等にアンケートを実施している。現場からの意見を聴取したアンケート結果では、保育に関する具体的な知識・技術、保育者としての資質が重視されるとともに、社会人としてのマナーの重要性が指摘されている。本学は「学外第三者評価委員会」、「教育実習連絡協議会」、「保育実習連絡協議会」などで外部のステークホルダーなどの意見を聴取し、また保護者の「後援会総会」でも「帝京学園短期大学教育課程実施の方針—学習成果—」に基づく3つのポリシーの方針を説明し、建学の精神の解釈を見直すとともに、学習成果、3つのポリシーを策定している。

本学の教育目標は、実習や就職の現場の声を、『育てたい学生像』として「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程の編成、実施の方針」に反映させており、実習や就職現場で実際に役立つ学習成果として位置づけられている。本学は、学生の実習の際の教員の巡回や定期的な就職先のアンケート調査(備付-38)、卒業生に対するアンケート調査(備付-39)などを通じて、必要とされる教育内容を精査し、前述のように3つの方針を踏まえて具体的な技能や態度を学習成果と深く関連付け、開設する全教科の「シラバス」に盛り込んで教育活動を行っている。また3つの方針を踏まえた2年間で修得すべき保育技術を「各授業と実習との関連性について」(備付-15)としてまとめ、実習の事前指導等の教育活動を行っている。

「本学の卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程の編成、実施の方針」、「入学者受け入れの方針」(3つの方針)は、学内では「学生生活ハンドブック」やガイダンスで、学外ではホームページや大学案内で表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和 3 (2021) 年度に見直された本学の教育目標には、(3)「持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成する」と盛り込まれた。「帝京学園短期大学カリキュラム図」【図 I-B-1-1】でも表しているが、これは文部科学省が推進する「将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力」であり、この視点に立って日々の教育活動を展開することこそが、キャリア教育の実践の姿と言える。このように本学では社会に貢献できる人材の養成を行い、持続可能な社会の実現を目指している。これは国連が目指す持続可能な開発目標 (SDGs) についても達成可能な人材養成を行うことにつながる。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正等、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指すため、本学で開講する一般教養科と専門教育科目のどの科目が 17 の目標に該当するか、現在課題として話し合われている。

また 3 つのポリシーでは、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマポリシー)、「教育課程の編成、実施の方針」(カリキュラムポリシー) については、令和 3 (2021) 年に見直しを行い、現状で課題は特にないと考える。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

[提出資料]

3. 帝京学園短期大学学則
6. 2021 帝京学園短期大学教育課程実施の方針—学習成果—
7. 帝京学園短期大学大学評価委員会規程 (学内第三者評価委員会規程・自己点検評価委員会規程)
8. 帝京学園短期大学シラバス検討委員会規約
9. 帝京学園短期大学 FD 委員会規約
10. 帝京学園短期大学 SD 委員会規約
11. 帝京学園短期大学学外第三者評価委員会規程
13. 2021 年度シラバス

<https://teikyo-gjc.ac.jp/pdf/2021syllabus.pdf>

[備付資料]

2. 帝京学園短期大学自己点検・評価報告書[令和 3 (2021) 年]
3. 帝京学園短期大学自己点検・評価報告書[令和 2 (2020) 年]
4. 帝京学園短期大学自己点検・評価報告書[令和元 (2019) 年]

帝京学園短期大学

5. 帝京学園短期大学 高大接続改革に関するアンケート調査
6. (集計) 帝京学園短期大学 高大接続改革に関するアンケート調査結果
7. 帝京学園短期大学 内部質保証図 査定の構造化・可視化・明確化
8. 帝京学園短期大学 学習成果/個人 説明図
9. 帝京学園短期大学 カリキュラム図
10. 構造化
11. 2021 授業アンケート 結果
12. 実習後アンケート
13. 2021 学生生活アンケート 結果 2年生
14. 2021 学生生活アンケート 結果 1年生
16. 専門性/知識 ルーブリック評価表
17. 専門性/技能・実践力 ルーブリック評価表
18. ジェネリック/態度 ルーブリック評価表
19. ジェネリック/社会人基礎力 ルーブリック評価表
28. 2020 年度入学生 保育実習Ⅰ (保育所) 自己評価・実習先評価の比較
29. 2020 年度入学生 保育実習Ⅰ (施設) 自己評価・実習先評価の比較
30. 2020 年度入学生 教育実習 自己評価・実習先評価の比較
31. 2020 年度入学生 保育実習Ⅱ (保育所) 自己評価・実習先評価の比較
37. 短期大学基準協会主催 短期大学生調査 まとめ
44. 「進研アド入学前教育「学問サキドリプログラム」2022 年度入学生実施結果のご報告 (抜粋)」
53. 2021 年度 入学生アンケート
57. 帝京学園短期大学カルテ・ポートフォリオ
84. FD 活動の記録 (令和 3 (2021) 年度)

[提出資料・規程集]

79. 帝京学園短期大学 学内試験規則

[区分 基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準Ⅰ-C-1 の現状>

本学では、学則 (提出-3) 第 2 条に「教育水準の向上をはかり、目的及び社会的使命

を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている。本学は、平成 17（2005）年に「自己点検評価委員会」を設置し、自己点検・評価について調査、研究を行いながら組織と体制を整えてきた。また同条第 2 項における、点検及び評価の具体的な実施体制を「帝京学園短期大学 シラバス検討委員会規約」、「帝京学園短期大学 FD 委員会規約」、「帝京学園短期大学 SD 委員会規約」として整備した。

- i 規定 「帝京学園短期大学学則 総則 第 2 条第 1 項及び第 2 項」、「帝京学園短期大学大学評価委員会規程（学内第三者評価委員会規程・自己点検評価委員会規程）」（提出-7）、「帝京学園短期大学シラバス検討委員会規約」（提出-8）、「帝京学園短期大学 FD 委員会規約」（提出-9）、「帝京学園短期大学 SD 委員会規約」（提出-10）、「帝京学園短期大学学外第三者評価委員会規程」（提出-11）
- ii 組織 「大学評価委員会（自己点検評価委員会・学内第三者評価委員会・シラバス検討委員会）」、「FD 委員会」、「SD 委員会」、「学外第三者評価委員会（学外第三者評価評議委員）」

令和元（2019）年度以降に、「履修カルテ」を「教職履修カルテ」とし、GP(A)と「学修ポートフォリオ」を試験的に学習成果として 2 年間導入し、その測定方法を「自己点検評価委員会」において議論している。

令和 3（2021）年度に、「帝京学園短期大学大学評価委員会規程（学内第三者評価委員会規程・自己点検評価委員会規程）」に基づき学内で議論を重ね、学習成果と 3 つのポリシーを見直した。この学習成果等の変更に伴い、令和 4（2022）年 3 月「帝京学園短期大学学外第三者評価委員会規程」に基づき、学外第三者評価委員会を開催した。

また、令和 2（2020）年度以降は、各年度の前期と後期終了後学生が記述した授業アンケートをまとめ、それを資料として「帝京学園短期大学シラバス検討委員会規約」に基づき、年に 2 回シラバス検討委員会を開催している。また「帝京学園短期大学 FD 委員会規約」に基づき、令和 3（2021）年度には学習成果について FD 活動を 3 回行っている。（備付-84）

3 巡目となる第三者評価に向けて、この学習成果を見直す過程を令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度の過去 3 年にわたる自己点検・評価報告書（備付-2～4）にまとめ、ホームページにて公開している。

また、令和 3（2021）年度に、3 つのポリシーと学習成果を見直し、現在のものとした経緯は、令和 4（2022）年 6 月にホームページに公開した令和 3（2021）年度の自己点検・評価報告書に記載している。

本学は、定員 50 名の保育科単科の小規模校である。令和 3（2021）年度専任教員数が 8 名、専任職員数が 2 名（図書館司書 1 名を含む）であり、非常勤職員が 2 名、兼務職員 1 名の全教職員を合わせても 14 名である。従って過去の自己点検・評価は、学長を中心とした「大学評価委員会」を中心に、全教職員が協力して行ってきた。

全教職員が各担当の点検項目を定め、さまざまなアンケート調査から、また FD・SD 活動から、あるいは各委員会からの意見を受け止め、改革・改善に取り組んできた。また、時には拡大教授会で、時には非常勤教員も含めた「シラバス検討委員会」で、「シラバス」や教育内容、種々の学校運営について話し合ってきた。全教職員が共通の理解

のもと、より良い授業構成、より充実した教育環境の整備に努めてきた。

大学案内が出来上がる4月～5月、帝京大学グループの合同説明会が開かれる6月、学生募集要項が出来上がる7月、推薦入試前の10月等に、本学教員が手分けをして高校訪問を実施している。県内を中心とした高校関係者に、本学の教育方針や本年度の試験内容について説明している。その際、入試に関する意見を聴取している。また、本学が目指す学生像について説明し、本学の特色や就職率、少人数教育、入学前教育についても説明して理解を得ている。この時、受験等に対する指導内容について高校側からの要望等がある場合には、「自己点検評価委員会」等で話し合う機会を設けて、次年度の入試や学生募集活動に活かすことにしている。また令和3(2021)年度には、高校の先生方にアンケート調査(備付-5)を実施し、入試広報活動や本学養成教育に活かすよう努めている。

本学は、平成27(2015)年度の第2回の第三者評価受審以来、「帝京学園短期大学 大学評価委員会規程(学内第三者評価委員会規程・自己点検評価委員会規程)」を中心に、令和元(2019)年度より2年をかけて、従来の3つのポリシーと学習成果について、学内で議論を重ね、見直してきた。令和3(2021)年度は、新たに上記[区分 基準 I-B-2]、[区分 基準 I-B-3]のように、現在のものとして改革・改善してきた。

平成26(2014)年度に定めた学習成果である「履修カルテ」は、7つの観点である①「幼児教育についての理解」、②「子どもについての理解」、③「他者との協力」、④「コミュニケーション」、⑤「領域・教育課程に関する基礎知識・技能」、⑥「保育・教育実践」、⑦「課題探究」を指標としていたが、令和元(2019)年度に改正された学校教育法の趣旨である「主体的・対話的で深い学び」の視点から自己点検・評価を継続的に行い、改革・改善を行った。また令和元(2019)年度卒業生までは、学校行事等におけるジェネリック・スキルの①コミュニケーション、②仕事力、③他者との協力の3つの観点を各期終了時に数値化し可視化して、グループ担当教員が学生の低い観点を補うという指導方法を学習成果の査定としていた。令和元(2019)年度入学生より3つの観点を見直し、①コミュニケーション、②仕事力の2つの観点到試験的に集約を図っている。

その結果、令和元(2019)年度に、「学修ポートフォリオ」を導入するとともに、「履修カルテ」を「教職履修カルテ」へと変更し、試験的に「教職実践演習」にて教職科目の履修状況を把握する内容に改めている。「教職履修カルテ」では、令和2(2020)年度より、2年終了時に基礎科目の履修状況、専門科目の履修状況、実践科目の履修状況をGP分布により振り返ることとした。また1年前期、後期、2年前期、後期終了時に自己評価を行い、教職を目指す上での課題を記述する方式に変更した。令和3(2021)年度からは、さらに協議を重ね、『カルテ・ポートフォリオ』(備付-57)として現在に至っている。『カルテ・ポートフォリオ』では、『ループリック評価』を導入し、学生は自己の課題を明確にできるように改善を図っている。

また、ジェネリック・スキルに関しては、令和3(2021)年度からは『態度・社会人基礎力』として学習成果に組み入れている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学の学習成果及び査定については、『帝京学園短期大学教育課程実施の方針—学習成果—』（提出-6）にまとめられ、【図 I-C-2-1】「帝京学園短期大学 学習成果/個人 説明図」（備付-8）にて示している。

1. 専門性には『知識・技能』の能力の修得が求められる。
2. ジェネリック・スキルでは社会人・保育者としての資質に関わる『態度・社会人基礎力』の能力の修得が求められる。
3. 実践力としては、1.『知識・技能』と2.『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通じた深い学びにより修得した3.『実践力』が求められる。

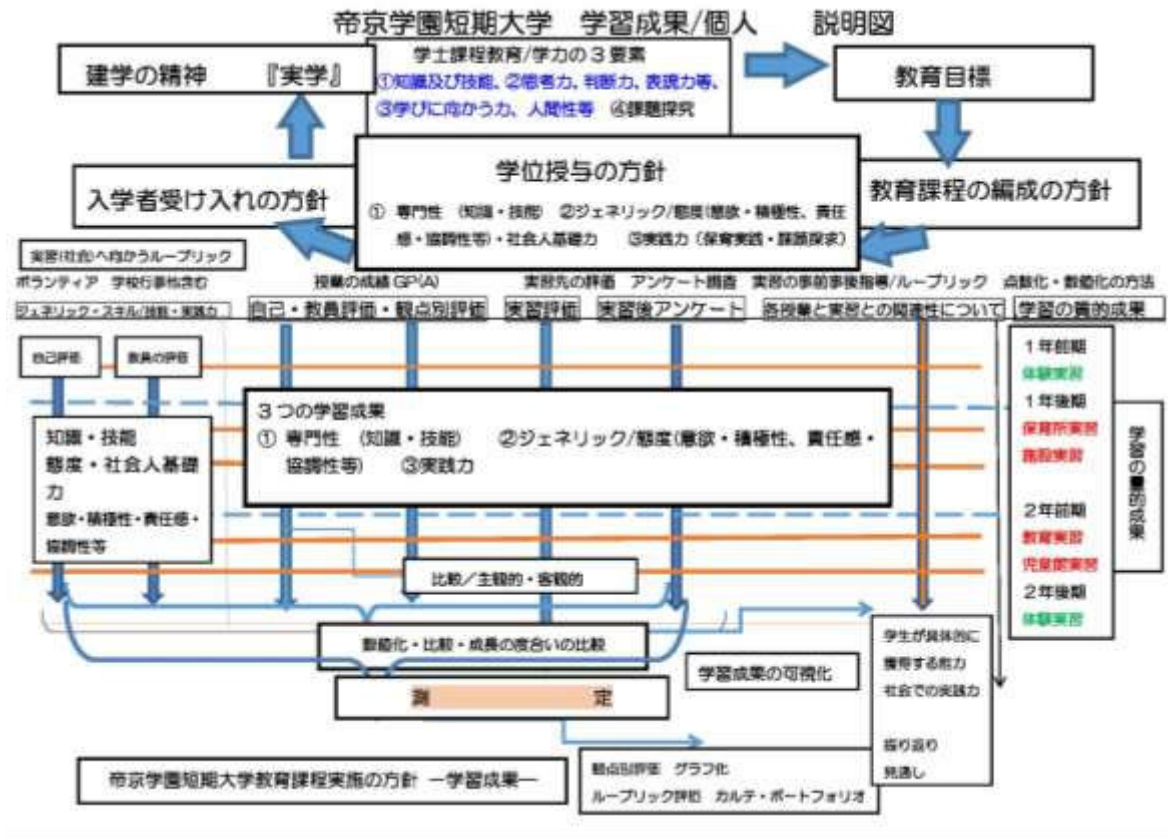
この3つの学習成果は、将来保育者となるための豊かな人間性を育む教養教育を基に、基礎的で専門的な『知識・技能』の内容が、1. 専門性としてカリキュラムに設定される。学生は、カリキュラムで卒業要件必修や幼稚園教諭免許状や保育士資格取得に係る開設科目を履修し、基礎的な知識や技能を修得することができる。この時、学生は学則第5章 第20条に基づき開設された科目を、第23条に基づく「帝京学園短期大学 学内試験規則」において、定期試験等の評価により測定することで学習成果が査定される。また、「学生生活ハンドブック」28ページでは、GP(A)について記載がある。「シラバス」（提出-13）内では、ナンバリングされた科目群は教養科目、専門科目（基礎）、専門科目（内容・方法）、専門科目（実習・他）と示されている。

『知識』のルーブリック評価表（備付-16）では、専門科目（基礎）、専門科目（内容・方法）科目の講義系科目については『保育・教育についての理解』、『子ども、利用者についての理解』、『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』に分類され、GPの数値を用いて査定される。講義系科目では、どの科目群の理解度がどの段階にあるか査定される。また演習・実技系科目では、「各授業と実習との関連性について」の中で、保育技術等の技能の到達点を理解するとともに、学生一人ひとりの今後の課題を示す道筋を検証することができる。さらに専門科目の演習系・実技系科目の中で、本学で身に付ける保育技術である大型紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター、読み聞かせ、ピアノ（弾き歌い）、ストーリーテリング等は『技能・実践力』のルーブリック評価表（備付-17）にて査定することができる。

また、同時に保育現場で求められる保育者としての資質である—主体的に学習に取り組む態度—等の能力を2. ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』として定め、社会人として保育者として必要な資質が身に付いたことを、それぞれ『態度』のルーブリック評価表（備付-18）、『社会人基礎力』の評価表（備付-19）で査定することができる。

そして実際に知り得た知識や技能、態度や社会人基礎力を用いて3.『実践力』を修得することができる。

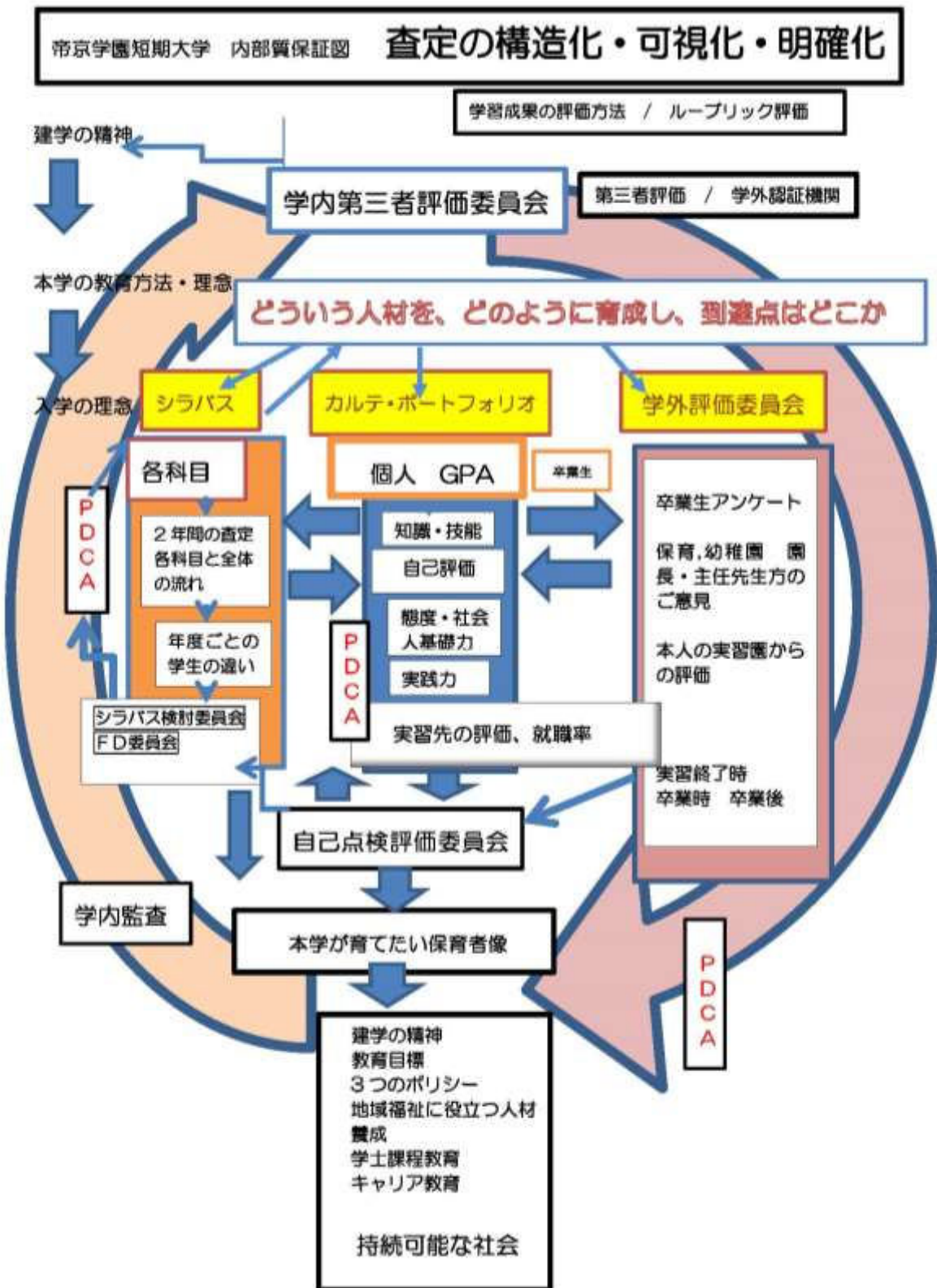
【図 I-C-2-1】



こういった現在の学習成果を査定する方法である『カルテ・ポートフォリオ』に至る経緯については、山梨県内の保育所、福祉施設、児童館、幼稚園、山梨市の子育て支援課に協力を要請して現場で必要と思われる能力について、「学外第三者評価委員会」「教育実習連絡協議会」「保育実習連絡協議会」などを通して意見を聴取している。さらに本学は、各学生の実習終了後のアンケート調査(備付-12)と実習評価表(備付-28～31)とを比較し、参考にして、学習成果の質的な内容を定期的に点検している。

現在本学では、PDCA サイクルを【図 I-C-2-2】「帝京学園短期大学 内部質保証 査定の構造化・可視化・明確化」(備付-7)のように、3本の柱を立て、考えている。

【図 I -C-2-2】



以下、3本の柱①シラバス、②カルテ・ポートフォリオ、GPA、③アンケート調査について具体的に説明する。

①シラバス/授業評価についての PDCA

上記のように、本学は、前後期の授業終了後の年 2 回「シラバス検討委員会」を開催している。「シラバス検討委員会」は、学生の授業評価を基に、授業内容の理解度、教員の授業方法などを基に PDCA サイクルを使って、今年度の授業内容を見直し、来年度へ向けて「シラバス」を改訂し、授業改善を行うものである。専任教員だけでなく非常勤の教員にも声をかけ、本学の学習成果の基本的な考え方や、学生の授業態度、授業を行う上での課題点等も話し合う。

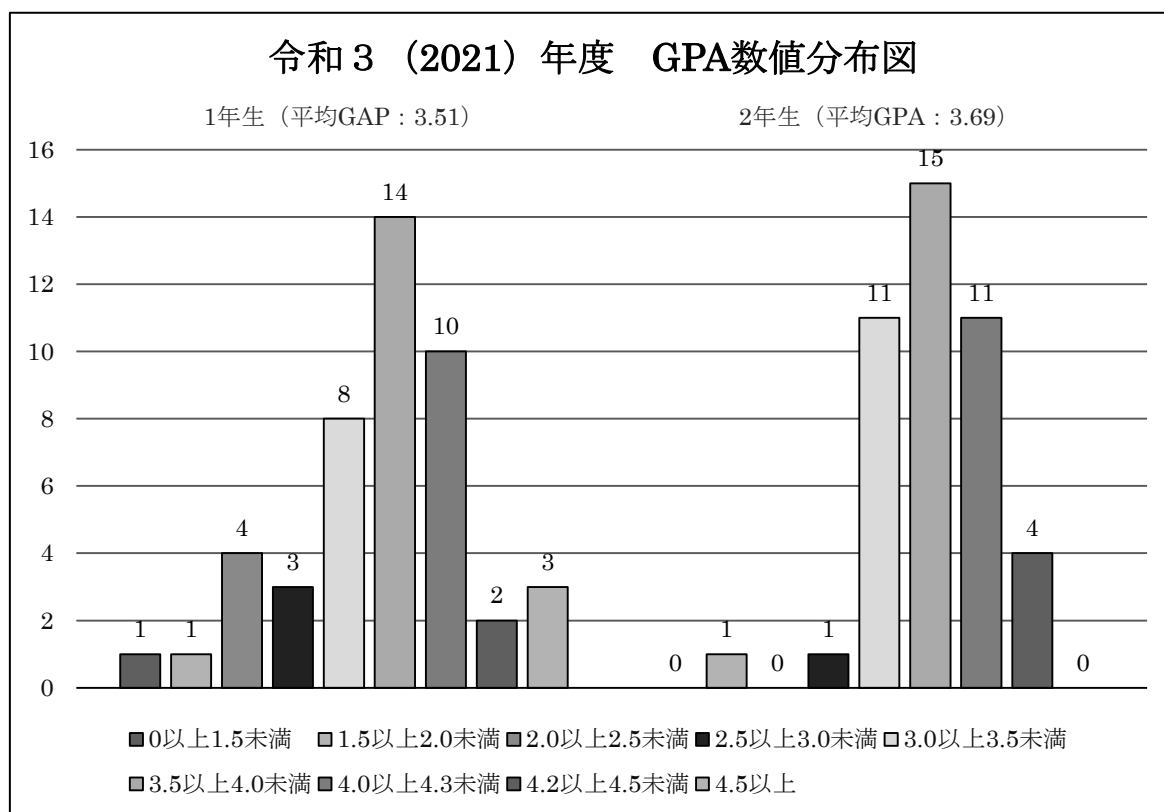
②カルテ・ポートフォリオ/量的な手法を用いた PDCA

現状本学は、個人の学習成果の査定（測定方法）方法として、量的な指標及び質的な指標の手法を有している。

量的な手法としては、個人ごとに各教科の成績の合計を GPA で測定している（【図 I-C-2-3】参照）。2 年間の全教科の GPA の平均値を割り出し、個人と全体を比較することで、個人の学習成果の習熟度を測定して、PDCA サイクルを使って、個人の学習成果を振り返っている。また、年度ごとの分布を比較することで、学習成果全体の修得度を振り返り、見直しを行っている。これに加えて令和 3（2021）年度からは、『カルテ・ポートフォリオ』を導入した。学生が保育技術を修得した成果を写真や動画として保存し、学習成果としている。その際に『ループリック評価表』を活用し、学生個人の修得段階を振り返り、今後の課題を明確にしている。また『カルテ・ポートフォリオ』では、ジェネリック・スキルに関しても、各期の達成状況を教員の評価と自己評価を比較している。今後の課題を明確にして各期に面談を行って、卒業までに指標をクリアするよう指導をしている。

さらに、実習の評価に関しても実習先の評価と実習後の自己評価を比較し、PDCA サイクルを使って課題を明確にして、改善を行う指導をしている。

【図 I -C-2-3】



③アンケート調査及び外部の方の意見/質的な手法を用いた PDCA

本学では、以下のアンケート調査を実施して、質的な学習成果について、PDCA サイクルを稼働させ見直しを行っている。

ア.実習終了後アンケート・・・本学では実習終了後、学生に対して実習中の課題や事後指導に関する調査を行っている。

イ.学生生活アンケート（備付-13、14）・・・毎年1・2年生に対して年度末に学生生活を送る上で、施設設備や教職員に対する感想を調査している。

ウ.卒業生アンケート・・・卒業した学生に対し、実際の就職した保育所や幼稚園で必要とされる資質や能力について、直接就職先に訪問して調査している。

エ.就職先アンケート・・・卒業生が就職した保育所や幼稚園の園長などに本学在学時より学習すべき内容について直接園長と懇談して調査している。

オ.入学生アンケート（備付-53）・・・高校を卒業し、本学に入学した学生に対して本学を選択した理由など調査している。

カ.外部アンケート

(i) 短期大学生調査（備付-37）・・・在学生に対し、学習時間や学校に対する意識調査をしている。外部機関での調査であるため、客観的な調査結果が期待できる。在学生、卒業生に対して調査を行っている。

(ii) 進研アド入学前教育学問サキドリプログラム受講後アンケート（備付-44）・・・本学に入学予定の学生に対して入学前課題に取り組みながら、業者主導で学生たちの状況を調査している。本学を選択した理由、入学前の不安や

悩みなどについても回答を求め、入学後の各学生へのサポートの材料として活用するとともに、入学生の基礎学力を全国的規模での数値と比較することも行っている。

本学は、このようなアンケート調査や協議会を開催して、その結果の一部を本学ホームページにて公表するとともに、さまざまな指標を参考にした PDCA サイクルを活用して、教育内容の改善・充実を図っている。こういった活動を通して本学は、社会に対してのアカウンタビリティに努め、内部質保証体制を確立し、地域に求められる質の高い保育者養成教育機関を目指している。

また本学は、山梨県内の保育所、福祉施設、児童館、幼稚園に協力を要請して現場で必要と思われる能力について、「学外第三者評価委員会」、「教育実習連絡協議会」「保育実習連絡協議会」等を通して意見を聴取している。ここでは、学生個人の学習成果及びその測定方法と並んで、学校全体の教育目標や 3 つのポリシーの在り方、カリキュラムマップなどについても検討している。本学の教育の在り方が、実習や就職する保育現場が求める姿＝学習成果と合致しているか PDCA サイクルを使って検討し、改善に役立てている。

学校教育法の改正を踏まえ、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等保育関係法令及び学習指導要領は、平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度の高等学校学習指導要領まで順次改正されてきた。本学では、教員養成関係法令との関連性として、令和 3 (2021) 年度までに教職コアカリキュラムを導入した。教職コアカリキュラム導入の趣旨は、子ども達が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すためである。そのため、子ども達に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されている。また生きて働く知識及び技能の修得と未知の課題を解決する思考力、判断力、表現力等の育成を目指すことが求められている。

本学ではこの趣旨に基づき、令和 2 (2020) 年度入試より入学試験改革を行うとともに、従来の学士課程教育に求められる学習成果に加え、「主体的・対話的で深い学び」の観点から、建学の精神に基づく 3 つのポリシーと学習成果を再度検討した。

また、本学は保育者養成校であるため、教育職員免許法、児童福祉法施行規則等の設置科目の変更を確認し、開設科目に留意するとともに、必要な学則の変更を行っている。さらに短期大学設置基準を遵守し、専任教員数の定数を確認し、確保するとともに、「シラバス」を定期的に見直している。単位の実質化を図り、1 単位当たりの必要時間数を授業時間の他に、予習・復習等も学習時間として「シラバス」に明記している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学では上記現状でも記載したように令和 3 (2021) 年度より、学習成果を見直し、その測定方法についても見直した。『知識』のルーブリック評価表では、専門科目（基礎）、専門科目（内容・方法）科目の講義系科目については『保育・教育についての理解』、『子ども、利用者についての理解』、『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』に

分類され、GPの数値を用いて査定される。講義系科目では、どの科目群の理解度がどの段階にあるか査定される。また演習・実技系科目では、「各授業と実習との関連性について」の中で、保育技術等の技能の到達点を理解するとともに、学生一人ひとりの今後の課題を示す道筋を検証することができる。さらに専門科目の演習系・実技系科目の中で、本学で身に付ける保育技術である大型紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター、読み聞かせ、ピアノ（弾き歌い）、ストーリーテリング等は『技能・実践力』のルーブリック評価表にて査定することができる。

また、同時に保育現場で求められる保育者としての資質である一主体的に学習に取り組む態度一等の能力を2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』として定め、社会人として保育者として必要な資質が身に付いたことを、それぞれ『態度』のルーブリック評価表、『社会人基礎力』の評価表で査定することができる。そして実際に知り得た知識や技能、態度や社会人基礎力を用いて3.『実践力』を修得することができる。今後は、多様な評価の手法を再検討するとともに、これらの学習成果の測定・査定方法を精査し、学生に理解しやすいようより簡略化できないかが課題となっている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神は、「努力」「幅広い知識」「実学」「国際的視野」という4つの方針であり、特に今回は「社会に開かれた教育課程」が重視されている教育課程を踏まえ「実学」について解釈を深めた。今後も社会の趨勢を注視しながら建学の精神の解釈を積極的に行っていくとともに、「大学評価委員会」を中心に全学で話し合い、その検討結果を「学外第三者評価委員会」等のステークホルダーとも確認しながら、シラバスに反映させて教育課程に活かしていきたい。

本学では、上記現状でも記述したように、前回の「ジェネリック・スキル評価表」について、令和3（2021）年度より保育現場で求められる保育者としての資質である一主体的に学習に取り組む態度一等の能力を2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』として定め、社会人として保育者として必要な資質が身に付いたことを、それぞれ『態度』のルーブリック評価表、『社会人基礎力』の評価表で査定することができるようにした。そして実際に知り得た知識や技能、態度や社会人基礎力を用いて3.『実践力』を修得することができる。また保育の知識や技術の獲得時期、各教科との関連性は「各授業と実習との関連性」としてまとめ、『技能・実践力ルーブリック評価表』に役立てている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神や教育の理念の解釈の見直しや点検について、特に教育基本法にある「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うと

ともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」といった観点から、今回の自己点検・評価報告書では、その根幹となる「実学」についての解釈を明確なものにした。今後も時代の趨勢や本学においての社会に求められる人材とはどうあるべきか等を鑑み、学内で議論を重ねていきたい。

また社会的な活動については、今後新型コロナウイルス感染症が落ち着き次第、本学独自の講座の実施を計画している。現在本学が立地している山梨市と本学子育て支援研究所との間で、地域子育て支援活動についての連携が話し合われている。「持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成する」と盛り込まれた教育目標に関しては、国連は 2030 年をゴール目標に設定しているが、社会全体で解決すべき問題も多く、本学では関連する教科の中で学生に意識付けができる範囲で取り組みを進め、持続可能な社会を実現するには諸問題を一つずつ解決しなければならないということを理解させたい。

令和 3 (2021) 年度入学生より実施した本学の『ルーブリック評価』及び『カルテ・ポートフォリオ』の内容は、今後令和 4 (2022) 年度の卒業生までは現状のまま課題点を探る期間とし、その間学習成果の結果を学内で議論するとともに本学後援会総会及び幼稚園や保育所の園長・施設長等との「学外第三者評価委員会」、「教育実習連絡協議会」、「保育実習連絡協議会」の際にステークホルダーの意見を聴取しながら改善内容を検討していきたい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

[提出資料]

1. 学生生活ハンドブック [令和 3 (2021) 年度] P.11
2. 帝京学園短期大学ホームページ「大学案内」
<https://teikyo-gjc.ac.jp/collage/spirit.html>
3. 帝京学園短期大学学則
6. 2021 帝京学園短期大学教育課程実施の方針－学習成果－
12. TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE CAMPUS GUIDE FOR 2022 P.21
13. 2021 年度シラバス
<https://teikyo-gjc.ac.jp/pdf/2021syllabus.pdf>
14. 学生生活ハンドブック [令和 3 (2021) 年度] P.5
19. 2022 年度学生募集要項 [令和 4 (2022) 年度]

[備付資料]

5. 帝京学園短期大学 高大接続改革に関するアンケート調査
6. (集計) 帝京学園短期大学 高大接続改革に関するアンケート調査結
11. 2021 授業アンケート 結果
12. 実習後アンケート
13. 2021 学生生活アンケート 結果 2 年生
14. 2021 学生生活アンケート 結果 1 年生
15. 「各授業と実習との関連性について」(2021 年度入学生)
16. 専門性/知識 ルーブリック評価表
17. 専門性/技能・実践力 ルーブリック評価表
18. ジェネリック/態度 ルーブリック評価表
19. ジェネリック/社会人基礎力 ルーブリック評価表
20. 2020 年度入学生 単位取得状況
21. 2021 年度入学生 単位取得状況
22. 2021 年度 GPA
23. 令和 3 年度 資格取得状況一覧
24. 2021 年度卒業生 学修ポートフォリオまとめ
25. 2021 年度入学生 学習成果(知識)のまとめ
26. 2021 年度入学生 学習成果(ジェネリック・スキル)のまとめ
27. 2021 年度入学生 学習成果(技能・実践力)のまとめ
28. 2020 年度入学生 保育実習Ⅰ(保育所) 自己評価・実習先評価の比較
29. 2020 年度入学生 保育実習Ⅰ(施設) 自己評価・実習先評価の比較
30. 2020 年度入学生 教育実習 自己評価・実習先評価の比較

31. 2020 年度入学生 保育実習Ⅱ（保育所） 自己評価・実習先評価の比較
32. 2021 年度 就職ガイドブック
33. 帝京学園短期大学キャリアサポート委員会規約
34. 帝京学園短期大学ホームページ 「就職・進学状況」
<https://teikyo-gjc.ac.jp/employment/job.html>
35. 令和3年度卒業生 就職・進学の状況
36. 2021 年度卒業生 短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケートの公表について
37. 短期大学基準協会主催 短期大学生調査 まとめ
38. 令和2（2020）年度 就職先アンケート調査
39. 令和2（2020）年度 卒業生アンケート調査
44. 「進研アド入学前教育「学問サキドリプログラム」2022 年度入学生実施結果のご報告（抜粋）」
53. 2021 年度 入学生アンケート
57. 帝京学園短期大学カルテ・ポートフォリオ
58. 保育実習Ⅰ（保育所）・Ⅱ 成績評価表
59. 保育実習（保育所） ルーブリック評価表
60. 保育実習Ⅰ（施設） 成績評価表
61. 保育実習（施設） ルーブリック評価表
62. 保育実習Ⅲ（児童館） 成績評価表
63. 保育実習（児童館） ルーブリック評価表
64. 教育実習 成績評価表
65. 教育実習（幼稚園） ルーブリック評価表

[提出資料-規程集]

34. 帝京学園短期大学 大学評価委員会規程（学内第三者評価委員会規程）（自己点検評価委員会規程）
38. 帝京学園短期大学 シラバス検討委員会規約
47. 帝京学園短期大学 入学試験委員会規程
79. 帝京学園短期大学 学内試験規則
80. 帝京学園短期大学 進級・卒業規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

本学の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマポリシー)(提出・1)は以下の通りである。

- (1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養、マナーを身につけていること
- (2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができること
- (3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること

これに対し本学の学習成果(提出・6)は、以下の通りである。

1. 専門性『知識・技能』の能力
2. ジェネリック・スキルでは社会人・保育者としての資質に関わる『態度・社会人基礎力』の能力
3. 上記1.『知識・技能』と2.『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通じた深い学びにより修得した3.『実践力』の能力

従って、「卒業認定・学位授与の方針」(1) 責任ある社会人として他者に配慮し豊かな人間性、マナー、及び(3) 協働して、には、学修成果2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』が対応している。また、「卒業認定・学位授与の方針」(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、には学習成果の1.『知識・技能』が対応している。さらに「卒業認定・学位授与の方針」(2) 学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができる、また(3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること、には3.『実践力』が対応している。従って、「卒業認定・学位授与の方針」は、それぞれの学習成果に対応している。

本学の「卒業認定・学位授与の方針」は、本学学則(提出・3)第1章 総則の建学の精神に基づき、「・・・教育の基礎の上に、さらに深い教養と幼児教育に関する専門的知識、技能を修得し、将来の本人の幸福のため、地域社会の福祉に貢献できる人材を育成する・・・」と規定し、第1条の2に、ディプロマポリシーとして規定されている。また学則第6章 卒業、学位等については、第25条に卒業の要件を別表1として明記し、第26条では、教授会の審議のもと卒業を認定している。これは「学生生活ハンドブック」13ページ～25ページに学則として記載されている。本学では「シラバス」に「卒業認定・学位授与の方針との関連」を開設する全ての授業に明記している。なお、令和4(2022)年3月に学則を変更し、令和4(2022)年度より、第6章 卒業、学位等において、第26条で教授会の意見を聴いて、に加えディプロマポリシーに基づいてと学則に明記した。

成績評価の基準に関しては、学則第5章 教育課程及び履修方法等の第23条に各授業科目の評価として明記されている。これは、「学生生活ハンドブック」の54～57ページに、第5章第23条の3において定められた帝京学園短期大学 学内試験規則(提出・規程集・79)として記載している。

本学では令和 3 (2021) 年度に「帝京学園短期大学教育課程実施の方針—学習成果—」を印刷物にて学外に表明している。その 3 ページ【2】学習成果の中で成績評価の基準として、「・・・開講する科目の中で、履修した科目の成績として測定される。測定された素点は、GP(A)に変換される。(中略) この専門性 1.『知識・技能』、2.『態度・社会人基礎力』、3.『実践力』が本学で開講する全ての科目にコンピテンシーとして含まれていることを示している。(中略) の「学習成果との関連」のところでは、各科目に、この専門性 1.『知識・技能』、2.『態度・社会人基礎力』、3.『実践力』がどのような割合で含まれているか示している。(中略) すべての科目はその 3 つのコンピテンシーを含む合計の点数(素点)として、(中略) GP(A)に変換することができる」と記載し、各教科の成績基準と学習成果の到達度が密接にリンクしていることを明記している。また【5】の合格基準では、『ループリック評価』等の本学の学習成果に対する合格基準を詳細に定めている。従って、[区分 I-B-3] で前述したように、学位授与の方針と成績評価の基準が学習成果との関連において明確になっている。

資格取得に関しては、本学は保育者養成校であり、法令に定められた資格取得科目を開設しており、本学学則別表 2 においては教育職員免許法に準じた幼稚園教諭 2 種免許状取得に関する科目を表記し、別表 3 においては児童福祉法施行規則に準じた保育士資格取得に関する科目を表記している。資格取得に関しては、「学生生活ハンドブック」30～31 ページに「6 幼稚園教諭 2 種免許状及び保育士資格取得の要件」として、また児童厚生二級指導員資格、自然体験活動指導者資格、ピアヘルパー受験資格取得に関しても同ハンドブック 32～33 ページに詳細を解説し、34～37 ページにて別表として表示している。ここに開設された全科目にも上記のように「卒業認定・学位授与の方針」との関連性が明記されている。これは学年当初のオリエンテーションにて学生に説明している。

本学の「卒業認定・学位授与の方針」は、原則として学校教育法に準じており、先述の通り令和 2 (2020) 年に中央教育審議会答申である「教学マネジメント指針」で記載されている「学修者本位の教育の実現」に依拠した学習成果と密接に関連したものとなっている。また、本学は保育科単科の短期大学であり、開設科目の多くは教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則に依っている。保育者養成は少子化の現在の我が国においても、女性の社会進出や核家族化を背景に社会に求められるニーズがある。保育者養成校である本学は、他者に配慮し、マナーを育成し、基礎的な知識や技能を基に専門性を高め、社会に貢献できる人材を育成する「卒業認定・学位授与の方針」を打ち立てている。本学で定めた「卒業認定・学位授与の方針」は、実際の幼稚園や保育所の実習、就職においても実際的な価値があり、本学ではこのことを裏づけるために山梨県内の保育所、福祉施設、児童館、幼稚園に協力を要請して、現場で必要と思われる能力について調査を行うとともに、各学生の実際の実習終了後のアンケート調査(備付-12)を参考にしている。従って実際的・社会的な価値があると言える。

本学では、令和 3 (2021) 年度より「卒業認定・学位授与の方針」を見直した。これは、学習指導要領の改正により、令和 2 (2020) 年度入学生から学力の 3 要素を中心とした入試改革を行い、これに伴うものである。平成 26 (2014) 年度に定めた本学の 3 つのポリシーは、建学の精神に基づいた、学士課程教育を念頭に置いたものであ

た。その後、中央教育審議会は平成 30（2018）年に、〈2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン〉の中で、2040 年に求められる人材像を、「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材」と定義している。そうした人材を育成するために、従来の「何を教えたか」から、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」への教育の質の転換が必要であることが今求められている。

また、令和 2（2020）年度文部科学省の「教学マネジメント指針」では、これからの大学教育には「卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（3 つのポリシー）」に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むことが必要となった。学生の学習成果に関する情報や大学の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に活用することが必要であり、適切な PDCA サイクルを確立することが求められている。このことから、本学では 3 つのポリシーと新たな学習成果を一体的に見直し、令和 3（2021）年度入学生より、新たな「卒業認定・学位授与の方針」に基づいた卒業認定を行うこととした。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学の「教育課程の編成、実施の方針」、「卒業認定・学位授与の方針」は以下の通りである。

教育課程の編成、実施の方針（カリキュラムポリシー）

(1) 〈社会人として必要な教養と広い視野の育成〉

豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力（ジェネリック・スキル）を修得できる教育課程であること

(2) 〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉

少人数教育による専門科目の履修と個人の習熟度に応じた保育技能の向上を図る教育課程であること（ルーブリック評価の活用）

(3) 〈地域社会に貢献できる人材の育成〉

地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験（ボランティア活動など）から学べる教育課程であること

また、『本学が育てたい学生像』として卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、以下のように定めている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

(1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養、マナーを身につけていること

(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができること

(3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること

【図 I -B-3-1】「帝京学園短期大学 各ポリシーとの関連性：建学の精神と三つの教育方針、カルテ・ポートフォリオ」で解説したように、「教育課程の編成、実施の方針」（カリキュラムポリシー）(1) 〈社会人として必要な教養と広い視野の育成〉は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマポリシー）(1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養、マナーを身につけていること、に人間性や教養という点で対応している。

また、「教育課程の編成、実施の方針」（カリキュラムポリシー）(2) 〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマポリシー）(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができること、に知識、技能の修得という点で対応している。

さらに、「教育課程の編成、実施の方針」（カリキュラムポリシー）(3) 〈地域社会に貢献できる人材の育成〉は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマポリシー）(3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること、に対応している。従って、本学の「教育課程の編成、実施の方針」は「卒業認定・学位授与の方針」に対応している。

本学の教育課程は学則第 5 章 第 20 条に別表 1～3 として記載している。本学は保育者養成校であるため、教育課程は、原則として教育職員免許法施行規則、児童福祉

法施行規則に準じている。特に令和 3（2021）年度入学生より、教職課程コアカリキュラムが導入され、これに伴う教育課程を改定している。この改定では各養成課程において共通した養成教育を行うと同時に、地域や学校現場に対応した教育内容、学校独自の教育内容が求められている。従って、教養課程、専門教育課程においては、将来保育者となるための基礎的、専門的な知識・技能の修得が求められる。これは本学の「教育課程の編成、実施の方針」の（1）〈社会人として必要な教養と広い視野の育成〉と（2）〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉に該当する。「シラバス」内では教養科目、専門科目（基礎）、専門科目（内容・方法）の他、本学独自の開講科目としてより実践的な科目が設定されている。本学では、教養科目として科目が分類されている基礎的な教養に、専門科目（基礎）、専門科目（内容・方法）と分類された専門的な知識・技能を身に付けた上で、保育者として、社会人として身に付けなければならない態度や社会人の基礎を身に付け、（3）〈地域社会に貢献できる人材の育成〉として地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験（ボランティア活動など）から学べる教育課程を編成している。実践的な実習などは、「シラバス」内では専門科目（実習・他）として分類されている。

また本学では、令和 4（2022）年度より学則第 5 章 第 20 条に、教育課程は「教育課程の編成、実施の方針」（カリキュラムポリシー）に基づく」という文言を明記した。

教育課程について、短期大学設置基準の第 4 章教育課程の第 5 条【教育課程の編成方針】には、次のように記述がある。

「1 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」

また、第 6 条【教育課程の編成方法】においては、「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする」としている。

本学は保育者養成校のため、上記のように、法令に基づいた教科科目を本学学則別表 1～3 に卒業要件科目、幼稚園教諭 2 種免許状取得科目、保育士資格取得科目において必修、選択科目に分け、教育課程を体系的に編成している。教養科目を基に、専門的な知識や技能を身に付け、その科目には、それぞれ知識・技能の理解度を測るだけではなく、人間性を養うためにジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』が授業態度として「シラバス」に明記されるとともに、キャリア教育の視点から、広く社会や保育の現場で役立つ実践力を身に付けるものとなっている。なお、本学では特に本学独自に開講する「保育技術研究」や「子育て支援実践演習」等の科目を開設し、豊かな人間性や総合的な判断力を養う科目としている。また、「シラバス」（提出-13）にて教養科目、専門科目（基礎）、専門科目（内容・方法）、専門科目（実習・他）と科目群を設け、科目をナンバリングすることで、科目ごとの意味合いを明確化し、基礎的な教科科目を 1 年次に開講することを心掛けている。また本学では、「各授業と実習との関連性について」を作成し、2 年間の実習ごとに、必要とされる知識や技能を体系的に各授業で学修することができる体制をとっている。ここには 2 年間の実習ごとに、修得すべき知識

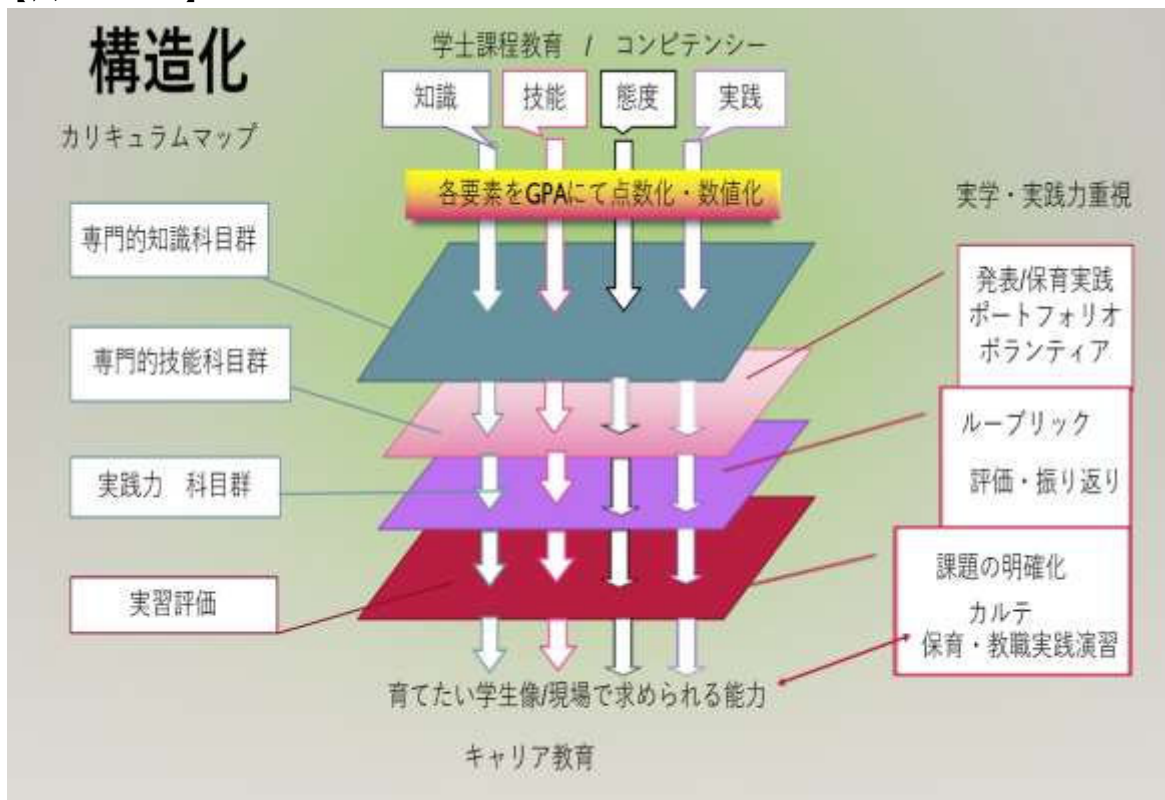
や技能を一覧として表記し、本学の学習成果でもある保育実践内容を、いつどの授業で取り組むかを明確にした道のりとして示している。なお、本学では「各授業と実習との関連性について」（備付-15）を学生にも周知している。

本学の学習成果は、先述の通り、1.『知識・技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』3.『実践力』である。この各要素は「シラバス」内にて全ての科目に対して、「学習成果との関連」の中で、この1.専門性『知識・技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』（「シラバス」内では、枠の都合で態度と表記）、3.『実践力』がどのような割合で含まれているかを示している。

本学の学習成果は、まず将来保育者となるための豊かな人間性を育む教養教育を基に、基礎的で専門的な『知識・技能』の内容が、1.専門性としてカリキュラムに設定される。学生は、卒業要件必修や幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る開設科目を履修し、基礎的な知識や技能を修得することができる。また、同時に保育現場で求められる保育者としての資質である—主体的に学習に取り組む態度など—の能力を2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』として定め、社会人及び保育者として必要な資質を身に付ける。そして実際に知り得た知識や技能、態度や社会人基礎力を用いて、3.『実践力』を修得することができる。【図Ⅱ-A-2-1】「構造化」は、この1.専門性『知識・技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』（図には態度と表記）、3.『実践力』（図には実践と表記）が本学で開講する全ての科目にコンピテンシーとして含まれていることを示している。

この3つのコンピテンシーを含む内容で「シラバス」を作成することを、令和3（2021）年度終了時に開催された「シラバス検討委員会」において、専任教員だけでなく非常勤教員を交え、全教職員に確認している。

【図Ⅱ-A-2-1】



下記の短期大学設置基準の第7条【単位】に則り、本学では、学則第5章第22条に単位数について規定している。

「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。(後略)」

また、短期大学設置基準第8条【一年間の授業期間】に則り、本学では学則第5章第21条に「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」、としている。さらに、短期大学設置基準第9条【各授業科目の授業期間】における各授業科目の授業は、「十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする」、と決められている。本学では、この規定を満たし単位の実質化を図るために、各授業では予習・復習を「シラバス」に定め、定期試験は15週の授業の後で行われている。(提出-14)

令和3(2021)年度、単位数の上限について議論を重ねてきたが、先述の「各授業と実習との関連性について」においても記したように、法令に定められた単位数を2年間で、各実習に合わせて体系的に学ぶことで、現在履修に関して大きな問題はなく、特

に上限を定める必要性を見出せなかった。今後さらに検討を重ねていきたい。

成績の評価については、本学学則第 5 章 第 23 条では短期大学設置基準第十一条の二【成績評価基準等の明示等】に則り、学習の評価について定めている。本学の各授業科目（学修）の評価は、A・B・C・D をもって表し、C 以上を合格とするとしている。

また本学は学生に対して、「シラバス」にて、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示している。学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ「シラバス」にて明示している。ここでは、本学学習成果である 1.『知識・技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』3.『実践力』が、知識、技能、態度、実践力として、その到達度を測る割合を示している。また本学では、「教育課程実施の方針—学習成果—」の中で、上記学修の評価を含めて学習成果の合格基準を定め、ホームページ等で公表している。従って、本学は学習成果を短期大学設置基準に則り判定している。

本学の授業は「シラバス」において、その授業の目的・概要・到達目標・授業時間数・評価の方法・使用テキスト・参考図書が明示されている。

また、「卒業認定・学位授与の方針との関連」ではディプロマポリシーとの関連も明記されている。授業内容、予習・復習学習、使用テキスト・参考図書の内容が明示されており、授業初回時に担当教員から「シラバス」に記載された内容についての説明も学生に対して行われている。

なお、現在のところ、本学では通信による教育は行っていない。

本学の教育課程は、主に関係法令の改正に伴い、適宜見直しを行っている。令和 2（2020）年度入学生から教養課程の見直しを行い、令和 3（2021）年度入学生より導入した教職課程コアカリキュラムの変更に伴う専門教育科目の変更が行われた。また教育課程の変更は、年度当初の教員会、9 月と 3 月の年 2 回行われるシラバス検討委員会等で非常勤教員にも報告され、科目担当や授業内容などを調整している。幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に関わるカリキュラム変更の際には本学教務担当職員及び教員により提案されたカリキュラム案を「大学評価委員会」（提出・規程集-34）などで協議している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学では、教養科目を教育目標の「(1) 責任ある社会人として必要な教養と広い視野を身につけ、社会の変化に対応する人材を育成する」と位置づけている。そこで、

「日本国憲法」「英会話」「情報機器演習（情報リテラシー含む）」などの卒業要件必修科目に、「自然観察」、「キャリア教育」、「アカデミックスキルズ」、「山梨学」、「日本語表現」、「基礎音楽」、「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」、「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ」を選択科目として8科目を設置している。計11科目6単位（保健体育科目の「体育理論」、「体育実技」を加えると計13科目から8単位）以上の修得を学則別表1において卒業要件としている。この中でも、自然を大切にすゝる気持ちを育むことを目的とした教育活動である自然体験活動を含む「自然観察」や、地域との繋がりに対応した教育内容の展開を目的とした「山梨学」等を、特に大学の独自性を発揮する教育内容として、開講している。

また、「キャリア教育」については、就職担当が保育現場の園長先生や、本学を卒業した現役の保育者に講師を依頼し、実習や現場で必要となる能力について、学生に指導する体制をとっている。児童館に関する2科目は、保育実習Ⅲに係る選択科目ではあるものの、本学では保育者養成の専門教育が中心となる中、0歳から18歳までを対象とした児童館にて、小学校以上の多様な年齢の児童との繋がりを通して、保育者としての視野を広く持てるようにという観点から教養教育に開講している。従って、児童健全育成財団の児童厚生二級指導員の資格認定を受けることもあり、「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」、「放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ」については、児童館の先生に講師を依頼し、専任の実習の担当とも連携できる体制を構築している。

教養教育に関する科目の開設については、各教科担当・教務委員会・拡大教授会で検討された後「大学評価委員会」などで協議される。教務担当が地域との連携や自然体験活動の事務的な役割を担う。

本学では、教養科目としての11科目は、幼稚園教諭養成の教育職員免許法で定められた科目と、保育士資格取得に必要な教養科目とが開設されているため、専門教育科目と関連して免許・資格を取得するために必要な科目となっている。また令和2(2020)年度から導入された「アカデミックスキルズ」や「キャリア教育」等は、初年次教育から実際の就職先に必要な知識や技能の基礎を学ぶ科目となっている。特に現場での経験の長い本学卒業生を講師として招聘して話を聞く「キャリア教育」では、具体的に就職先で求められる能力の必要性について身近な先輩から指導を受けられるため、専門教育の目標が明確に関連づけられている。

本学教育目標では教養教育は「(1) 責任ある社会人として必要な教養と広い視野」、
「(3) 持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成する」と関連づけている。本学の教養教育は、専門教育の基礎的なスキルを身に付けるための必要な教養としての「日本語表現」や「英会話」、「情報機器演習（情報リテラシー含む）」、「基礎音楽」である。同時に単に科目内で知識の修得を目指すのではなく、科目間での横断や修得した知識を組み合わせていくという文部科学省の「アクティブラーニング」の定義による「1. 学びを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性等の涵養、(涵養：無理をせずゆっくりと養うこと)、2. 生きて働く知識・技能の習得、3. 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」に求められる、広い視野を養うキャリア教育という視点が重要である。将来保育者となる人材の資質の育成を行うとともに、持続可能な社会の実現に向けて、選択科目を多く設

定し、「主体的・対話的で深い学び」の基礎を意識づける科目構成となっている。

教養教育の効果は、科目の評価としては学則第 5 章 第 23 条に則り行っている。この際、「シラバス」に記載された学習成果である『知識』、『技能』、『態度（ジェネリック・スキル/社会人基礎力）』、『実践力』を評価項目として割合を事前に記載し、測定している。

本学では「シラバス」に学習成果を盛り込むことで、授業方法についても各授業担当者がアクティブラーニングを意識するようにしている。教養教育においては、単に各科目の知識の修得のみを目指すのではなく、知り得た知識を互いに結び付け、さらに専門科目に統合し、協働して実際の社会で活用できるかが各科目に問われていることを意識づけている。

教養教育の効果の改善については、「授業アンケート」（備付-11）、「学生生活アンケート」（提出-13、14）、教養教育科目についての評価等を用いて査定し、「自己点検評価委員会」にて報告される。「シラバス検討委員会」（提出-規程集-38）では単位取得状況と「授業アンケート」結果が報告され、学生の評価等を、非常勤教員も含む全教員が把握できるようになっている。このように、本学では学校教育法の改正に係る答申等を踏まえ、教養教育の効果測定、評価し、育課程の改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学の学生は、保育関係に就職する者がほとんどである。保育者養成校として、厚生労働省の指定、文部科学省の認定を受けており、教育全体が職業教育となる。「シラバス検討委員会」では、2年間の短大生活の中で学生が建学の精神にある「実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成」を身につけるためには、どのように指導すべきか検討している。

また、年度当初のオリエンテーションにて「就職ガイドブック」（備付-32）を2年生に配布し、グループ担当指導を通してジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』などのルーブリック評価表（備付-18、19）を活用したジェネリック・スキルの向上に取り組んでいる。令和2（2020）年度より、今まで行ってきた保育現場の園長先生や卒業生の講演会を「キャリア教育」として開講し、現場で求める保育者について認識を深め、勤労観や職業観の形成を図っている。就職担当の教員組織としては、「帝京学園短期大学キャリアサポート委員会規約」（備付-33）に則り、担当の教員が学生の指導にあっている。キャリアサポート委員は、進路相談はもちろんのこと、求人票の発送・管理、学生への情報提供、応募における手続きの指導や履歴書などの添削、面接指導も行っている。キャリアサポート室では、求人票の閲覧が可能であり、就職に関する掲示を

行っており、学生は自由に情報を閲覧することができる。また、採用試験用の参考書等は図書館に置かれ、貸出も行っている。拡大教授会等を通して学内全体で就職状況を把握し、支援に関して情報交換も行っている。このように学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の充実体制を整えている。

職業教育の効果については、令和2(2020)年3月に「卒業生アンケート調査」(備付-39)、「就職先アンケート調査」(備付-38)を実施し、集計を令和2(2020)年度に行った。この結果を学内で共有し、教育課程にも反映している。その後は、短期大学基準協会卒業生アンケートとともに、就職担当教員が毎年6月から8月にかけて就職先を訪問し、園長先生や卒業生から直接話を聞いている。令和3(2021)年度も、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら公立保育所以外の就職先を訪問した。その結果、1園から文章をもう少し書けると良いと言われたが、どの卒業生も指導には素直に従い勤務していた。文章に関しては、例年実習先からも指摘があり、多くの教科で課題を課し、添削してもらうよう各教科間で連携を取っている。新型コロナウイルス感染防止のため卒業生全員に会うことはできなかったが、各園の園長からは、短大で学んだことを基に先輩保育者の指導を素直に受けながら勤務しているとして、特に大きな問題となるような指摘は受けなかった。このように本学では、職業教育においてもその効果を調査・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学は、建学の精神と教育目標に基づいて、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマポリシー)及び「教育課程の編成、実施の方針」(カリキュラムポリシー)とともに、「入学者受け入れの方針」(アドミッションポリシー)を定め、適切に入学者を受け入れるようにしている。本学においては、「入学者受け入れの方針」(アドミッションポリシー)に基づいて実施された各種入学試験の結果を、学生が入学時に有する学ぶ力と捉えている。

その基盤の上に「教育課程の編成、実施の方針」(カリキュラムポリシー)に沿って編成された教育課程の履修のもと、専門性の『知識・技能』、ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』、『実践力』を学生が確実に身に付けることを期待されているものを学習成果としている。つまり学習成果の内容は、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマポリシー)と「教育課程の編成、実施の方針」(カリキュラムポリシー)に基づいて示されており、[区分 基準 I-B-3]の【図 I-B-3-1】「帝京学園短期大学 各ポリシーとの関連性：建学の精神と三つの教育方針、カルテ・ポートフォリオ」に示された通り「入学者受け入れの方針」(アドミッションポリシー)は学習成果に対応している。

受験生に、より分かりやすく「入学者受け入れの方針」(アドミッションポリシー)を理解してもらうため、具体的に3つの方針を3本の柱として明示している。1つ目が「保育の分野に関心があるもの」、2つ目が「保育の専門職として必要な知識や技術を学ぼうとするもの」、そして3つ目が「向上心のあるもの」とした。また、できればインターンシップや職業体験で、幼稚園や保育所等における体験学習を経験していることが望ましいとした。これらのことは、大学案内(提出-12)と学生募集要項(提出-19)に記載している。またホームページ(提出-2)にも記載し、オープンキャンパス・企業主催の会場説明会や高校内進学説明会等でも詳しく説明し、本学がどのような入学者を望んでいるのか理解した上で受験するよう促している。

「入学者受け入れの方針」(アドミッションポリシー)は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示す内容になっている。具体的には、入学希望者に求める力を学力の3要素で明確に示し、高校・本人から提出される書類及び当日の試験を入学前の学習成果として可否の判定に用いることを学生募集要項に記載している。また、面接時には学習成績の状況を参考に不得意科目等も聞き取り、入学前の学習成果として把握するようにしている。

入学者選抜として総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の3つの選考を実施しており、選抜方法ごとに「入学者受け入れの方針」と学力の3要素(学習成果)の重視度を学生募集要項に表示している。

本学では、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の3つの選考を実施し、プレゼンテーション・口頭試問・小論文・面接・筆記試験の点数・調査書の全体の学習成績の状況の平均値・特別活動の記録・指導上参考となる諸事項の内容を用い、選抜ごとに評定指標である「配点基準」を定め総合的に可否を判定している。判定については、全ての選考を教授会にて審議し、公正かつ適正に実施している。

高大接続の観点により、多様な選抜について選抜試験毎に選考基準を明確に設定し、それを当日の面接官及びスタッフに周知徹底している。従って、すべての選考を公正かつ適正に実施している。

授業料その他入学に必要な経費については、大学案内、学生募集要項やホームページの情報公開ページ等に明示している。また、オープンキャンパスや個別相談会、高校内外の説明会においても丁寧に説明をしている。

本学におけるアドミッション・オフィスは「入学試験委員会」(提出-規程集-47)であり、「入学試験委員会規程」に基づき委員会は、学長、副学長、事務長、入試広報担当で構成している。毎年、翌年の入試に向け入学試験委員会を兼ねた教授会、「大学評

価委員会」にて審議した後に入試に関して公表し、実施している。

受験者からの問い合わせに対する対応は、主に入試広報担当教職員が、学生募集要項、大学案内などの資料をもとに説明を行っているが、問い合わせの内容によっては、それ以外の事務職員や専任教員が行うなど、複数名で対応できる体制となっている。また、電話やメールでの問い合わせにも随時対応している。特にコロナ禍においては、受験生にこちらからのアプローチがなかなかできないため、ホームページ等で随時対面・オンラインいずれの個別相談も実施が可能という情報発信に努め、受験生の情報収集に寄り添える体制を整えた。入試に関しては、願書受付や結果通知などは事務職員が行い、試験前日の準備、当日の運営、判定資料作成等は、入試広報担当教職員で行っている。受験生確定後は、試験当日に向けて「入学試験実施要項」を作成して全教職員に配付するなど、当日のスケジュールと役割について各自が確認できる体制を整えている。

本学では、専任教員が高等学校を訪問した際に提供された情報や要望、または意見を聴取して主任会や拡大教授会等にて情報の共有に活用している。また、帝京科学大学が高等学校関係者を対象に実施している入学試験説明会において、例年6月上旬の回を帝京科学大学・帝京福祉専門学校・本学の合同入試説明会として開催しており、会場で「帝京学園短期大学 高大接続改革に関するアンケート調査」(備付-5, 6)を実施し、高校教員や塾講師から直接の聞き取りを行うなど、高等学校をはじめとした多くの教育関係者との意見交換の場を設け、教育の質の向上に努めている。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学の学習成果は、1.『知識・技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』3.『実践力』である。

- 1.専門性には『知識・技能』の能力の修得が求められる。
- 2.ジェネリック・スキルでは社会人・保育者としての資質に関わる『態度・社会人基礎力』の能力の修得が求められる。
- 3.実践力としては、1.『知識・技能』と2.『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通じた深い学びにより修得した3.『実践力』が求められる。

本学の学習成果は、まず将来保育者となるための豊かな人間性を育む教養教育を基に、基礎的で専門的な『知識・技能』の内容が、1.専門性としてカリキュラムに設定される。学生は、カリキュラムで卒業要件必修や幼稚園教諭免許状や保育士資格取得に係る開設科目を履修し、基礎的な知識や技能を修得することができる。

また、同時に保育現場で求められる保育者としての資質である—主体的に学習に取り

組む態度など一的能力を2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』として定め、社会人として保育者として必要な資質を身に付ける。そして実際に修得した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』を用いたアクティブラーニングや実習などを通して3.『実践力』を修得することができる。実践力は保育者として、また社会の担い手として様々な課題を分析し、思考し、協働して課題を解決していく能力である。

〔区分 基準Ⅱ-A-2〕【図Ⅱ-A-2】「構造化」では、1.専門性『知識・技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』（図には態度と表記）、3.『実践力』（図には実践と表記）が本学で開講する全ての科目にコンピテンシーとして含まれていることを示している。

この『知識・技能』、ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』、『実践力』は、それぞれ具体的な指標に基づきルーブリック評価表（備付-16、17）に表される。また本学の学習成果は、実習評価表の観点と共通しており、最終的には実習評価と比較することで、保育現場で必要とされる能力の具体的な指標となっている。

上述のように、本学で開講する全ての科目に学習成果がコンピテンシーとして含まれていることから、本学で履修した科目は2年間の学修期間での時間割で表される。そのため、学習成果は一定期間内で修得可能である。

本学のカリキュラムは、まず大きく教養課程、専門教育課程に分かれている。そして専門教育課程は講義系科目、演習系科目、実技・実習系科目に分かれて開設されている。

専門教育科目の演習、実技系科目は授業内で技能を修得し、発表する。その授業内容は、比較的容易に上記の3つのコンピテンシーが含まれていることをイメージしやすい。例えば「美術表現」では、『知識』として絵の材料や描き方を知り、『技能』として実際に水彩絵の具で絵を描いてみる。『態度』としては、頑張って時間をかけて絵を描き、それを展示し意見交換することが『実践力』となる。

ここでは学内の授業で開設されている教養科目としての講義系科目と演習系科目で、3つのコンピテンシーが、どう含まれるかがイメージしにくい科目と、専門科目として講義系科目を例として挙げる。

例えば一見知識重視の教養科目の講義科目である「日本国憲法」の授業を例にとってみる。まず『知識』として、学生は、憲法の前文や7条や9条などについて理解する。また憲法が教育法令の基礎となっていることも理解する。次に『態度』については、学生は真面目に授業を聞いて内容を理解する。ここで理解した内容、即ち日本国憲法で学んだことを実生活と結びつけるなどして学習し、その結果を『技能』としてパワーポイント等を活用することにより学修を深める。最後に学生は、クラス内で発表して意見交換する。これが『実践力』となる。そして、ここまでが定期試験で測定できる能力であり、この時、学習成果の3つのコンピテンシーは的確に科目に反映されている。（【図Ⅱ-A-6-1】参照）

文部科学省は、単に知識や技能を修得するだけでなく、修得した知識や技能を用いて課題解決ができる創造的な人材を養う学びをアクティブラーニングと呼び、導入を推奨している。本学では講義系科目であっても、単に一方的に教員が知識や技術を講義するのではなく、学習者の能動的な参加を取り入れた授業、学習方法を積極的に

「シラバス」に取り入れるようにしている。

次に、教養科目で演習系の「英会話」を例にとってみると、学生は、『知識』として英語の文法や単語の綴り、慣用句を理解する。また英語を通して、外国の文化や他の国の考え方を知る。『態度』としては、学生は平常点として真面目に授業に取り組み、『技能』としては、学生は記述し、発話することができるようになる。最後に『実践力』として、学生は、英語で書かれた文章を理解し、仲間や先生と実際に声を出して楽しく会話することができる。これらを総合した得点が定期試験で測定される。また、専門科目の講義系科目である「教育学概論」では、学生は教育に関する基礎的な『知識』を、教育関連の法令や、ルソー、ペスタロッチ等の教育史の代表的な思想から、直近の文部科学省の「主体的・対話的で深い学び」についても理解する。『技能』としては、ペスタロッチの「生活が陶冶する」、「直観教授」について、また、ルソーやフレーベルとの関連性についてグループで調べ、パワーポイントで発表する。『態度』については、グループ活動であるため、主体的で協働的な姿勢が求められる。最後に『実践力』については、学んだことを活かし、指導計画案を立ててみる。こういったことが定期試験で評価され、成績が測定される。

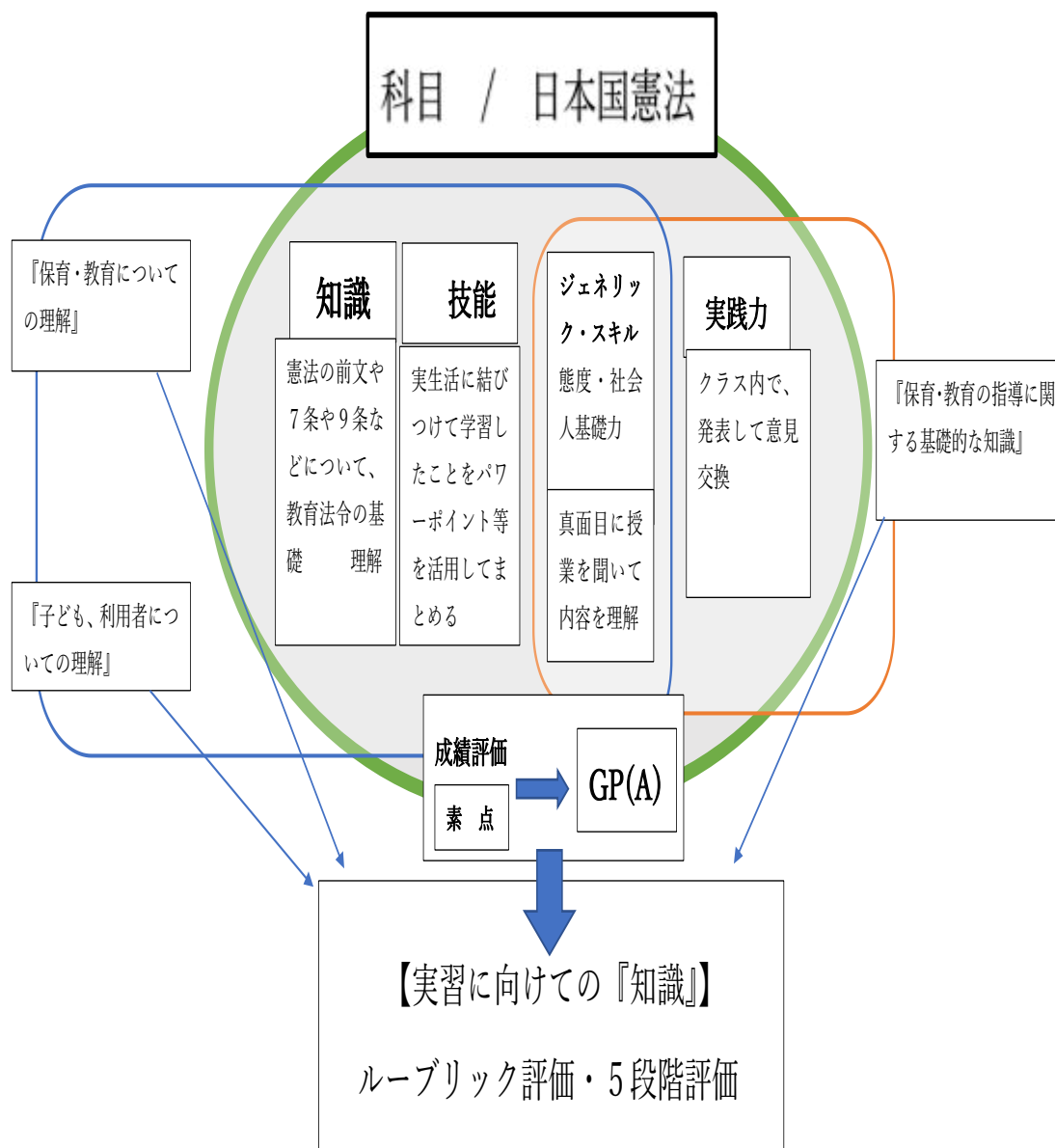
例示科目以外の本学で開講する専門科目の講義系や演習系・実技系の科目についても同様の考え方で、本学の開講する全ての科目は3つのコンピテンシーの『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』の合計得点が、授業時と各期の終わりに行われる試験の結果（素点）として測定される。そしてこれは GP(A)に変換することができる。

しかし、本学においては、学習成果を**定点的な測定結果**として捉えるだけではなく、「これまでに獲得した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力」と考えている。新学習指導要領等においては「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられていることを重視し、上述の基礎的な能力を、学外の関係者と連携して、課題を解決するために工夫していく能力の育成が重要である。従って本学は、GP(A)の定点評価では十分ではないと判断した。学生が修得した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を、実習（や社会）で実際に生かす力、即ち、【実習（社会）に向けての実践力】を育成することが、建学の精神に掲げる『実学』に繋がる。

本学の学習成果には、実習（や社会）で、自主的に課題を見出し、周囲の他者とコミュニケーションをとりながら、課題解決のための見通しをもって計画を立て、協働しながら、責任感をもってその過程や結果を表現していく力が求められる。そのためには、保育現場やボランティア活動や地域活動の中で、仲間やさまざまな人達の意見に耳を傾け、素直に話を聞き、分析をして、思考する「主体的・対話的で深い学び」としての【実習（社会）に向けての『知識・技能』】、【実習（社会）に向けての『態度・社会人基礎力』】、【実習（社会）に向けて統合された『実践力』】の能力が必要である。ここで言う【実習（社会）に向けて】の能力とは、文部科学省が新学習指導要領の中で言う「見方、考え方」とほぼ同義であり「**深い学び**」を**獲得する道筋**を示すものである。（※なお、本学は保育者養成の単科の短期大学であるため、ここで言う社会は、主に実習や保育現場を指すものとする。実習に不合格、または進路

変更の場合は、ボランティア活動や実践的な選択科目を対象にして考えていく。）

【図Ⅱ-A-6-1】



しかし、この道筋を単純な数値で表すのはなかなか困難である。従って本学はこの過程を『ルーブリック評価』として設定し、新たに整理して【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】の能力が、それぞれに道筋を立て、その到達度を5段階評価によって測定できるようにした。

まず、【実習に向けての『知識』】は、各科目の知識の修得に止まらず、実習（社会）で活用できる能力を各教科で共通に意識づけるルーブリックとなっている。

また、講義系科目については『保育・教育についての理解』、『子ども、利用者についての理解』に分類し、演習系、実技系科目は『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』に分類される。どの科目群の理解度がどの段階にあるか、高いか、あるいは低

いかを GP の数値を用いて測定する。

次に【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】は、自主性や責任感を持って取り組み、周囲の他者の意見を素直に聞き入れ、様々な社会の人々と協働できる能力や、ストレスに対応できる能力を実習や社会で活用できる能力として意識づけている。保育者として、社会人として身に付けるべき内容を道筋として表し、自分がどの段階にあり、課題や見通しが何であるか理解できるようにしている。

最後に、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】は、従来『技能』を活かした『実践力』が領域として接近していることより、専門性の『技能』と『実践力』を統合し、保育現場で創造的な表現ができるよう、実習での実践へと導く評価段階を設定している。

これらの『ルーブリック評価』は、各学期終了後、成績結果を学生に伝え面談する際に学生と教員が相互に記載し、その乖離を考えることで学生の課題を見出そうとするものである。また、実習評価そのものについても、本学の中心的な実践学習であることから、実習評価表（備付-58、60、62、64）に合わせて具体的で詳細な『ルーブリック評価』（備付-59、61、63、65）を行っている。実習終了後、教員は実習結果を面談時に伝える際に学生の課題を見出すために使用している。上記の【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】は相互に関連し合い、実習評価の詳細なルーブリックに集約されている。

次頁からは、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けての『知識』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】のルーブリック評価表を示す。

ジェネリック/態度 ルーブリック評価表

項目		1	2	3	4	5
挨拶・明朗さ・ 礼儀・服装	挨拶ができる	明るく挨拶ができ、適切な言葉で対応できる	明るく挨拶ができ、適切な言葉で対応し、服装などが学生らしい	明るく元気に挨拶ができ、適切な言葉で対応し、服装などが学生らしい。礼儀をわきまえている	明るく元気に挨拶ができ、適切な言葉で対応し、服装なども学生らしく、礼儀をわきまえて行動できる	明るく元気に挨拶ができ、適切な言葉で対応し、服装なども学生らしく、礼儀をわきまえて行動できる
素直さ・協調性	素直である	素直に他者の意見やアドバイスを耳を傾けることができる	素直に他者の意見やアドバイスを耳を傾け、理解や協力を得られる。	素直に他者の意見やアドバイスを耳を傾け、理解や協力を得られ、課題に取り組むことができる	素直に他者の意見やアドバイスを耳を傾け、課題を見出し、話し合い、理解や協力を得られて課題に取り組むことができる	素直に他者の意見やアドバイスを耳を傾け、課題を見出し、話し合い、理解や協力を得られて課題に取り組むことができる
意欲・積極性・責任感	積極性がある	積極的に自らの役割を見つけて活動することができる	率先して自らの役割を見つけて、与えられた役割を期限内に取り組むことができる	率先して自らの役割を見つけて、与えられた役割を期限内にこなしながら活動に取り組むことができる	率先して自らの役割を見つけて、与えられた役割を期限内に責任感を持って取り組み、課題を終えることができる	率先して自らの役割を見つけて、与えられた役割を期限内に責任感を持って取り組み、課題を終えることができる
協働性の理解	聞いたことを忘れずに、他者に伝えられる	聞いたことを忘れずに他者に連絡し、わからないことを相談できる。	聞いたことを忘れずに、誤りがなく他者に連絡し、わからないことを相談しながら活動ができる	集団において他者に正確な報告、連絡、不明な点は相談ができる	集団において他者と正確な報告、連絡、相談ができ、協働性を理解して、チームワークで課題に取り組むことができる	集団において他者と正確な報告、連絡、相談ができ、協働性を理解して、チームワークで課題に取り組むことができる

保育者としての必要な資質（評価表と共通）

ジェネリック/社会人基礎力 ルーブリック評価表

観点	項目	定義	内容	ガイドライン	
前に踏み出す力	主体性	物事に進んで取り組む力	指示を待つのではなく、自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む	自分で考えて活動を進められる。「できません」と言わずに取り組める。自分から進んで動ける。	
	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力	「やろうじゃないか」と呼びかけ、目的に向かって周囲の人々を動かす	積極的にクラス活動に従事できる。まわりと助け合って取り組める。確認や質問をしながら活動を行える。	
	実行力	目的を設定し確実に行動する力	言われたことをやるだけでなく、自ら目標を設定し、失敗を恐れず行動に移し、粘り強く取り組む	自分の意見を提案できる。自立的に活動に取り組める。目的をよく考えて行動したか目上の人に敬語で話せる。素直に指示を聞くことができる。	
考え抜く力	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力	目標に向かって、自ら「ここに問題があり、解決が必要だ」と提案する	必要な情報と必要ではない情報をきちんと区別できたか。プロセスを自ら考え、実行できるようになったか。確認や見直しを行い、ケアレスミスを未然に防いでいるか。	
	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし、準備する力	課題の解決に向けた複数のプロセスを明確にし、「その中で最善のものは何か」を検討し準備する	問題点を整理して行動できる。重要となるポイントを優先して行動できる。事前に計画を立てて、期限内に完成できる。	
	創造力	新しい価値を生み出す力	既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を探る	課題の目的に沿って、創造的に作品を作製しようとすることができる。参考文献や関連する資料から新しい成果物を作製できる。比較や分析だけでなく、自分の考察を交えて成果物を作製できる。	
社会人基礎力（社会人として必要な資質）	チームで働く力	発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力	自分の意見をわかりやすく整理した上で、相手に理解してもらえるように的確に伝える	発表時において、論点を整理してわかりやすい説明ができる。必要な情報を伝えられる。報告・連絡・相談をする習慣を身に付けられた。
		傾聴力	相手の意見を丁寧に聞く力	相手の話しやすい環境を作り、適切なタイミングで質問するなど相手の意見を引き出す。	ほかの人から必要な情報を引き出せるようになった。相手が言いたいことをしっかり把握できるようになった。自分と異なる意見をよく聴くことができるようになった。
		柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力	自分のルールややり方に固執するのではなく、相手の意見や立場を尊重し理解する	相手の立場に立って考えられるようになった。状況に応じてさまざまな異なる方法で対応できるようになった。異なる文化の思考方法、習慣の違いなどに対応できるようになった。
	状況把握力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力	チームで仕事をするとき、自分がどのような役割を果たすべきかを理解する	自分の役割を十分理解して取り組めるようになった。自分の良さを把握し、自分の役割分担を理解している。他の人の良さを引出し、チーム全体を考え行動できた。	
	規律性	社会のルールや人との約束を守る力	状況に応じて、社会のルールに則って自らの発言や行動を適切に律する	授業や活動時間の使い方の自己管理ができるようになった。課題の提出など、決められた期限を守った。社会的なルール、マナーを守って行動できた。	
	ストレスコントロール	ストレスの発生源に対応する力	ストレスを感じるがあっても、成長の機会だとポジティブに捉えて肩の力を抜いて対応する	大変な時、仲間の協力などにより、乗り越えようと努力した。疲れている時や、気持ちが沈んでいる時でも、前向きに授業に望んだ。自分で感情をコントロールできた。	

※評価ランク・基準

5:期待される能力・行動の発揮度が抜群であり、模範となる(発揮度100%)
 4:期待される能力・行動がほとんど申し分なく発揮されていた(発揮度80%程度)
 3:期待される能力・行動がおおむね発揮されていて問題がなかった(発揮度60~70%)
 2:期待される能力・行動が部分的にしか発揮されず、やや問題があった(発揮度30~50%程度)
 1:期待される能力・行動が全く発揮されず大いに問題があった(発揮度30%未満)

専門性/知識 ルーブリック評価表

観点		項目	1	2	3	4	5	該当する専門解説科目
専門的知識（専門科目／基礎、内容・方法（一部））	A 保育・教育に ついての理解	保育・教育の意義の理解	専門的な知識が法令や教育要領（指針）等に基づいているか理解している	専門的な知識が法令や教育要領（指針）等に基づいているか理解している	専門的な知識が法令や教育要領（指針）等に基づいているか理解している	専門的な知識が法令や教育要領（指針）等に基づいているか理解している	専門的な知識が法令や教育要領（指針）等に基づいているか理解している	教育学概論、保育者論、保育原理Ⅰ、子ども家庭福祉、社会的家庭支援論、社会福祉、社会的養護Ⅰ、社会的養護Ⅱ、保育原理Ⅱ、子育て支援
		該当する科目の目的、施設の特徴等や、職員としての責務を理解している	該当する科目の目的、施設の特徴等や、職員としての責務を理解している	該当する科目の目的、施設の特徴等や、職員としての責務を理解している	該当する科目の目的、施設の特徴等や、職員としての責務を理解している	発達心理学Ⅰ、子ども家庭支援の心理学、特別支援教育論、子どもの理解と援助、教育相談、子どもの保健、子どもの食と栄養、子ども家庭福祉、教育の方法と技術、教育相談、保育原理Ⅱ、発達心理学Ⅱ		
	B 子ども、利用者について の理解	子どもの心理的、身体的発達過程や利用者の特性を理解して健康や安全に配慮できる			子どもの発達過程や利用者に対して健康、安全に配慮できる	子どもの発達過程や利用者に対して健康、安全に配慮できる	子どもの発達過程や利用者に対して健康、安全に配慮できる	子どもの健康、子どもと人間関係、子どもと環境、子どもと言葉、子どもと表現、保育内容演習（健康、人間関係、環境、言葉、表現Ⅰ、表現Ⅱ）、保育内容総論、教育課程・保育の計画と評価
C 保育・教育の指導に 関する基礎的な知識	1日の流れを理解し、子どもや利用者とのかわる記録方法を知っている	1日の流れを理解し、子どもや利用者とのかわる記録方法を知っている				1日の流れを理解し、子どもや利用者とのかわる記録方法を知っている	1日の流れを理解し、子どもや利用者とのかわる記録方法を知っている	
	子どもや利用者とかかわる指導計画の立て方を 知っている	子どもや利用者とかかわる指導計画を立てられる					子どもや利用者とかかわる指導計画を立てられる	

専門性/技能・実践力 ルーブリック評価表

観点	項目	1	2	3	4	5
技能・実践力	法令に基づいた該当する技能に関する作り方を知っている	法令に基づいた該当する技能に関する作り方を知らない	法令に基づいた該当する技能に関する作り方を知らない	法令に基づいた該当する技能に関する作り方を知らない	法令に基づいた該当する技能に関する作り方を知らない	法令に基づいた該当する技能に関する作り方を知らない
	責任感を持って製作し、期限までに完成することができるとが		責任感を持って製作し、期限までに完成することができない	責任感を持って製作し、期限までに完成することができない	責任感を持って製作し、期限までに完成することができない	責任感を持って製作し、期限までに完成することができない
	他者との協力			製作過程で発見や仲間との協力ができない	製作過程で発見や仲間との協力ができない	製作過程で発見や仲間との協力ができない
	発表の対象者(子どもなど)の発達過程や環境に配慮し工夫して作品を作ったり、演じたりすることができる					発表の対象者(子どもなど)の発達過程や環境に配慮し工夫して作品を作ったり、演じたりすることができる
	振り返り・学びへの探求心					発表後に振り返り、課題を見出し、より良い発表について考えることができる

ルーブリック評価表 評価一覧表

※各基準を確認しながら、1～5の該当する数字を書き入れること

評価対象	評価観点	評価者	1年次			2年次			課題・特記事項 ※評価が1または5のときに教員を記入
			前期	後期	全体	前期	後期	全体	
			学生	教員	学生	教員	学生	教員	
ジェネリック/態度	挨拶・明朗さ・礼儀・服装	学生							
	教員								
	素直さ・協調性	学生							
	教員								
	意欲・積極性・責任感	学生							
	教員								
ジェネリック/社会人基礎力	協働性の理解	学生							
	教員								
	前に踏み出す力	学生							
	教員								
	考え抜く力	学生							
	教員								
専門性/知識	チームで働く力	学生							
	教員								
	保育・教育についての理解	学生							
	教員								
	子ども、利用者についての理解	学生							
	教員								
保育・教育の指導に関する基礎的な知識	学生								
教員									

評価対象	評価者	
	学生	教員
ポートフォリオ(6つ選択)		
大型紙芝居		
エプロンシアター		
パネルシアター		
ピアノ(弾き歌い)		
絵本(読み聞かせ)		
ストーリーテリング		
ボランテニア活動・選択科目		

うち6つ選択

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では、「帝京学園短期大学大学評価委員会規程」の第2条（自己点検・評価項目）の中で、(4) 教育目標の達成度と教育の効果に関する事項を定めている。各種の量的な指標は、図や表等として表され「大学評価委員会」で話し合われる。

本学ではすべての開設科目の素点の合計から個人の GPA 分布を2年間の卒業時に図として表している。同様に単位取得率についても、2年間を通して卒業時に算出している。単位取得率は、年度末の卒業認定・学位授与を審議する「進級・卒業判定会議」（提出・規程集-80）に提示され、卒業の基準となっている。また、実習派遣の際にも参考とされる。

資格については、本学は保育者養成校であるので、幼稚園教諭2種免許状の取得率、保育士資格の取得率（備付-23）を卒業時に算出している。年度ごとの推移を確認しながら実習指導の参考にしている。実習では、実習評価表の各観点を実習終了後に自己採点している。それを客観的な実際の実習評価と比較させ、事後指導に役立っている。（備付-28～31）

ポートフォリオについては、本学では『カルテ・ポートフォリオ』（備付-57）として、前述の専門性/『知識』ルーブリック評価表にて専門科目を3つに分類し、その理解度を測定している。『ルーブリック評価』は、履修した科目の成績として測定される。測定された素点は、GPに変換される。教養教育を基礎とした専門的な知識・技能科目（講義・演習系科目）では、『知識・技能』の理解度を、A『保育・教育についての理解』、B『子ども、利用者についての理解』、C『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』に分けている。その理解度は授業時及び定期試験で測定し、各科目群はそれぞれの理解度を学期末ごとに5段階のGPの平均値として領域ごとの理解度を測っている。自己の能力の中で達成度の高い能力や習熟度が低い能力が把握できる。

また、学生が身に付けた保育技術については、学習成果として限定公開のYouTubeに記録される。『カルテ・ポートフォリオ』では、『技能・実践力』として絵本の読み聞かせ、大型紙芝居、エプロンシアター、パネルシアター、手遊び、ピアノ（弾き歌い）等の中から6種を製作し、演じている。学生はインターネット環境があるところでは、いつでも再生し、学生相互に発表を見ることができる。保育技術の評価としては、作品のポートフォリオとは別に、前述の『技能・実践力』ルーブリック評価表にてピアノの弾き歌い、絵本の読み聞かせ、パネルシアター等を対象に5段階の自己評価と教員の評価を行っている。また、ジェネリック・スキル

『態度』を5段階で行うとともに、ジェネリック・スキル『社会人基礎力』を5段階の自己評価と教員の評価で行っている。『ルーブリック評価』については、令和3（2021）年度入学生の結果が出たものから、本学ホームページにて公表している。

本学では、全教科目について前期及び後期の全開講時数終了後に、学生による「授業アンケート」を実施している。「授業アンケート」は、「①授業の目的は大部分理解することはできましたか」、「②この授業で新しい知識は得られましたか」、「③板書やパワーポイント、資料配布は、丁寧でわかりやすかったですか」、「④授業方法や内容に工夫は感じられましたか」の4項目からなる教員への評価と、「シラバス」に記載された各授業の到達目標の1～3までの学生の達成度を問うNo.1と、学生が自由に授業についての意見を記入するNo.2から構成されている。本アンケートを定期的に行うことで、学生自身の授業への取り組み姿勢を踏まえながら、各授業に対する学生自身の満足度を確認する機会となっている。また担当教員は学生アンケートの回答を参考に、P/1.計画（授業の計画・到達目標）、D/2.実践（授業の進め方・工夫点）、C/3.評価（授業アンケート結果）、A/4.方向性（今後の課題・改善方法等）をPDCAサイクルを使って授業結果を振り返り、次年度の授業改善に活かすこととしている。評価結果は、集計した上で各担当教員へフィードバックしている。

さらに、担当教員のコメントは、前期・後期（通年科目）の「授業についてのアンケート」として取りまとめ、年に2回開催される「シラバス検討委員会」に資料として提示され、次回以降のカリキュラムや各授業に反映させる仕組みになっている。

また卒業生に向けたアンケートを用いて学生の生活や修学状況、満足度に関する評価を行っている。在籍率・卒業率・就職率・進学率については、常に拡大教授会等で把握している。本学を志望した学生に対しては入学当初に「入学生アンケート」（備付-53）を実施し、本学が第一志望であったか、他に志望する学科についても把握するように努め、学生指導に活用している。

卒業生や就職先への調査については、就職担当が中心となって調査を行って、集計結果を教員に周知し、教育活動に活かしている。近年新型コロナウイルス感染症が流行し、法令で定められた実習以外に、保育現場での実習を依頼すること等が難しい状況であるため、自主的な実習については今後流行が落ち着いてきた時点で、様々なボランティア活動の実施を含め再度検討していきたい。現在、インターンシップ参加率については、選択科目の受講率として確認している。

短期大学基準協会は、ホームページの「短期大学評価基準について」Q5、A5の中で学習成果を「(学習成果がデータとして測定可能になった場合) その学習成果を短期大学自身の基準によって判定することを査定(アセスメント)とする」と定義している。また査定を「この査定の中で学習成果が獲得されたこと、あるいは向上していることを測定結果として示すことが学習成果の可視化」と定義している。

また短期大学基準協会は、「量的データとは定量的なデータ、つまり数値データであり、例えば単位の認定状況(学期・学年ごとの成績評価)や2年間の学習成果に基づく学位授与と卒業認定状況等(GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、ルーブリック分布等。)」と定めている。

これについて本学は、量的なデータについては履修した科目の素点を、GPAに変換している。進級・卒業時には単位取得率として、学則に定められた履修科目の取得単位数や成績のGPAを確認して、進級や卒業の際の資料としている（備付-20、21）。年度末に、「進級・卒業判定会議」並びに実習派遣の可否会議などで話し合われる。そして最終的には就職率として、卒業生の就職状況（備付-35）を数値化し、本学教育の成果としている。GPA分布（備付-22）及び就職率は本学ホームページ等で公表している。

また短期大学基準協会は、「質的データとは定性的データであり、短期大学が定義し学内外に表明した学習成果の事柄についての学生自身や第三者による主観的な意見等（数値化できないもの）であり、学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への聞き取り調査での意見等（学生の業績の集積（ポートフォリオ）、在学生の授業アンケートでの意見や卒業生又は卒業生の進路・就職先の人事関係者による評価（意見）等。）」と定めている。さらに、「学期を経て学生が「成長した度合い」について統計データを用いて測るような評価、例えば、本協会が実施している「短期大学生調査」の分析結果から得られる情報も、学習成果の評価として有効な方法」と解説している。

これらを踏まえ、本学では下記の活動を行っている。

□各種アンケート調査

- 1.授業アンケート・・・1・2年生対象。前・後期授業終了後「シラバス」をもとに授業内容の確認と、学生の授業に対する意見聴取を行っている。教員はPDCAサイクルを用いて学生の意見をもとに内容の改善を図っている。その結果は学期末の専任教員と非常勤教員とによる「シラバス検討委員会」にて話し合われる。本学ホームページにて概要を公表している。
- 2.実習後アンケート・・・本学では実習終了後、学生に対して実習の課題や事前事後指導に関する調査を行っている。このアンケートは、実習評価表の観点で調査され、実習終了後に実習園から報告された実習評価と比較することができる。本学ホームページにて集計結果の概要を公表している。
- 3.学生生活アンケート・・・毎年1・2年生に対して年度末に学生生活を送る上で、施設設備や教職員に対する感想を調査している。本学ホームページにて集計結果の概要を公表している。
- 4.卒業生調査・・・卒業した学生に対し、就職した保育所や幼稚園で必要とされる資質や能力について担当教員が訪問して調査している。
- 5.就職先調査・・・卒業生が就職した保育所や幼稚園の園長などに本学在学時により学習すべき内容について、担当教員が訪問して調査している。
- 6.入学生アンケート・・・本学に入学した学生に対して本学を選択した理由など調査している。
- 7.外部アンケート
(ア) 短期大学生調査（備付-37）・・・在生に対して、学習時間や学校に対する意識調査をしている。全国規模での調査であるため、客観的な調査結果が期待できる。在生、卒業生を対象にして調査を行っている。本学

ホームページにて集計結果の概要を公表している。

- (イ) 進研アド入学前教育学問サキドリプログラム受講後アンケート（備付-44）・・・高校を卒業し、本学に入学予定の学生に対して入学前課題に取り組みながら本学を選択した理由などを業者主導で調査している。その他、入学前の不安や悩みなどについても回答を求め、入学後の各学生へのサポートの材料として活用するとともに、入学生の基礎学力を全国的規模での数値と比較することも行っている。集計結果は、本学ホームページにて概要を公表している。

従って、学習成果の公表に関しては量的なデータとして、単位取得状況、GPA 分布、資格取得率、『ループリック評価』を用いたジェネリック・スキル『態度』、『社会人基礎力』、『知識』、『技能・実践力』の分布図、在籍率、卒業率、就職率等を本学ホームページにて公表している。また、質的なデータとしては、授業アンケート、学生生活アンケート、高大接続に関するアンケート、短期大学生調査、実習後アンケート（自己評価・実習先評価の比較）等を本学ホームページに公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の進路先からの評価の聴取は、平成 30（2018）年度卒業生（令和元（2019）年度就職）の就職先を対象に、1年間採用して本学卒業生の勤務状況や評価される点、課題となる点、就職する前に指導して欲しい点について、アンケート調査を行った。また同時に、平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度の間就職先・実習先にも同様なアンケート調査を行った。

また、毎年 6 月から 8 月にかけて就職先を訪問し、直接園長先生や卒業生から話を聞いている。令和 3（2021）年度も、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら公立の保育所以外の就職先を訪問し、卒業生の評価を聴取した。

これらの結果は、学内全体で共有し、授業改善や『ジェネリック・スキル』指導に活かされ、学習成果の点検に活用している。

就職先から聴取したアンケートの結果は、教員全体で検討し、本学の学生指導の中で不足と思われる点を改善するよう努力している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

上記現状でも記載したように本学の学習成果は、前回の第三者評価を受審した内容を見直した。現在は令和 3（2021）年度入学生より実施したものとなっている。そのため現時点で特に課題を見出すことは難しい。『ループリック評価表』の文言や内容については、今後の成果を議論した上で学生により分かりやすい内容となるよう検討していきたい。またインターンシップについては、本学は従来体験実習、就職体験実習等を

行っていた。実習期間をなるべく長く設定することで、社会で活用できる能力向上を目指してきたが、学生の負担軽減をはかるため、また近年の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、法令で定められた実習期間を確保することが厳しい現状である。また本学学生には、今後保育者として社会人としての探究心や課題解決能力が求められる。2年間という短い期間での学びであるため、学内だけでなくボランティア活動を充実させ、社会とのかかわりを多く持たせ、自分なりの勤労観や職業観を確立できるよう教育課程を構築していきたい。上記の現状で卒業生の進路先からの課題としてあげられている文章力については、課題を出し添削を行っているが、保育現場から指摘されることがある。文章を書く以外にも文を読みまとめる力も付けられるよう、各教科と連携しながら学びを充実していきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

[提出資料]

1. 学生生活ハンドブック [令和3(2021)年度] P.11
3. 帝京学園短期大学学則
6. 2021 帝京学園短期大学教育課程実施の方針ー学習成果ー
13. 2021年度シラバス
<https://teikyo-gjc.ac.jp/pdf/2021syllabus.pdf>
15. 学生生活ハンドブック [令和3(2021)年度]
16. 2021年度就職ガイドブック
17. TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE CAMPUS GUIDE FOR 2021
18. TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE CAMPUS GUIDE FOR 2022
19. 2021年度学生募集要項 [令和3(2021)年度]
20. 2022年度学生募集要項 [令和4(2022)年度]

[備付資料]

11. 2021 授業アンケート 結果
13. 2021 学生生活アンケート 結果 2年生
14. 2021 学生生活アンケート 結果 1年生
15. 「各授業と実習との関連性について」(2021年度入学生)
16. 専門性/知識 ルーブリック評価表
17. 専門性/技能・実践力 ルーブリック評価表
18. ジェネリック/態度 ルーブリック評価表
19. ジェネリック/社会人基礎力 ルーブリック評価表

22. 2021 年度 GPA
34. 帝京学園短期大学ホームページ 「就職・進学状況」
<https://teikyo-gjc.ac.jp/employment/job.html>
35. 令和 3 年度卒業生 就職・進学の状況
36. 2021 年度卒業生 短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケートの公表
について
37. 短期大学基準協会主催 短期大学生調査 まとめ
38. 令和 2 (2020) 年度 就職先アンケート調査
39. 令和 2 (2020) 年度 卒業生アンケート調査
36. 2021 年度卒業生 短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケートの公表
について
40. TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE CAMPUS GUIDE FOR 2022
41. 2021 年度学生募集要項[令和 4 (2022) 年度]P.8
42. 2021 年度学生募集要項[令和 4 (2022) 年度]P.9
43. 2022 年度 入学手続き要項
44. 「進研アド入学前教育「学問サキドリプログラム 2022 年度入学生実施結果のご
報告(抜粋)」
45. 令和 3 年度 オリエンテーション日程
46. 学生生活ハンドブック[令和 3 (2021) 年度]P.26
47. 学生生活ハンドブック[令和 4 (2022) 年度]P.30
48. 2021 年度シラバス P.5
49. 2022 年度シラバス P.5
50. 2021 年度 2 年生用 履修届用紙
51. 2021 年度 1 年生用 履修届用紙
52. 帝京学園短期大学 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 (第 4 版)
53. 2021 年度 入学生アンケート
54. 2022 年度 入学式・オリエンテーションのご案内
42. 2021 年度学生募集要項[令和 4 (2022) 年度]P.9
55. 令和 3 年度 帝京学園短期大学 学籍簿
56. 学生健康診断票
57. 帝京学園短期大学カルテ・ポートフォリオ
58. 保育実習 I (保育所)・II 成績評価表
59. 保育実習 (保育所) ルーブリック評価表
60. 保育実習 I (施設) 成績評価表
61. 保育実習 (施設) ルーブリック評価表
62. 保育実習 III (児童館) 成績評価表
63. 保育実習 (児童館) ルーブリック評価表
64. 教育実習 成績評価表
65. 教育実習 (幼稚園) ルーブリック評価表
66. TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE CAMPUS GUIDE FOR 2022 P.10

- 67. TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE CAMPUS GUIDE FOR2021 P.10
- 68. TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE CAMPUS GUIDE FOR2020 P.10
- 69. 2021 年度学生募集要項[令和 4 (2022) 年度]P.1
- 70. 学生生活ハンドブック[令和 3 (2021) 年度]P.18
- 71. 地元で先生として働きませんか？ 国や自治体の制度を活用して帝京学園短期大学で学ぼう！
- 72. 帝京学園短期大学外国人留学生規程
- 73. 学生生活ハンドブック[令和 3 (2021) 年度]P.14
- 74. 帝京学園短期大学私費外国人留学生授業料減免援助金規程

[提出資料-規程集]

- 7. 学校法人帝京学園 事務組織規程
- 38. 帝京学園短期大学 シラバス検討委員会規約
- 48. 帝京学園短期大学 キャリアサポート委員会規約
- 49. 帝京学園短期大学 カウンセリング室運営委員会規程
- 50. 帝京学園短期大学 学生生活改善委員会規約
- 79. 帝京学園短期大学 学内試験規則
- 83. 帝京学園短期大学 外国人留学生規程
- 84. 帝京学園短期大学 科目等履修生規程
- 85. 帝京学園短期大学 長期履修学生規程
- 89. 帝京学園短期大学 私費外国人留学生授業料減免援助金規程
- 90. 帝京学園短期大学 健康管理規程
- 93. 帝京学園短期大学 学内団体等活動規程
- 105. 帝京学園短期大学 保健室利用規程
- 109. 帝京学園短期大学 駐車場使用規程
- 117. 帝京学園短期大学 カウンセリング室利用規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献して

いる。

- ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学では、建学の精神に基づく3つのポリシーの関係を〔区分 基準Ⅰ-B-3〕【図Ⅰ-B-3】「帝京学園短期大学 各ポリシーとの関連性：建学の精神と三つの教育方針、カルテ・ポートフォリオ」として表にまとめて「シラバス」に記載している。また「シラバス」（提出-13）の各科目には「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマポリシー）との関係性を示している。

令和3（2021）年度より学習成果（提出-6）を見直し、令和4（2022）年度より「シラバス」に本学の学習成果を反映した『知識』、『技能』、『態度』、『実践力』の評価基準の割合をすべての科目で記載している。（なお、『態度』は、学習成果としては正式にはジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』であり省略して記載している。）

教員は、たとえ知識を重視する科目であっても、様々な修得した知識・技能を組み合わせ、態度や実践力といった学習成果に留意し、授業の進め方を「シラバス」に記載することとなる。本学では学生が、子どもたちや保護者、行政や関連する組織との連携を図り、学習した知識・技能を用いて、これからの実習や社会生活で積極的に「新たな課題に取り組むことができる能力の育成」を目指している。

本学では、「シラバス」において記載された評価方法をもとに、学則（提出-3）第23条、または「学生生活ハンドブック」の「帝京学園短期大学 学内試験規則」（提出-規程集-79）に定めた試験結果、方法等を通して、学習成果の獲得状況を評価している。また「学生生活ハンドブック」（提出-15）27ページの履修案内5の単位の履修ではGP(A)の基準等も定めている。

本学の個人の学習成果の達成度に関しては、科目横断的に『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』について測ることができる。

本学は、学修の基礎に教養教育を開設し、前述の専門科目群を学び、さらに選択科目や実習、ボランティア体験等の活動を通して、新たに獲得した知識や技能が、既存の概念と組み合わせられ、態度や実践力などと構造化され、体系化されていくキャリア教育のプロセスこそが、本学が目指す学習成果であると考えている。このため、[基準Ⅱ-A-6]でも既述したように、本学の学習成果には、実習（社会）で、自主的に課題を見出し、周囲の他者とコミュニケーションをとりながら、課題解決のための見通しをもって計画を立て、協働しながら、責任感をもってその過程や結果を表現していく力が求められる。従って本学はこの過程を『ルーブリック評価』（備付-16～19）として設定し、【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】の能力が、それぞれに道筋を立て、その到達度を5段階評価によって測定できるようにした。

これらの『ルーブリック評価』は、各学期終了後、成績結果を学生に伝え面談する際に、学生と教員が相互に記載し、その乖離を考えることで、学生の課題を見出そうとするものである。また、実習評価についても、本学の中心的な実践学習であることから、実習評価表に合わせて具体的で、詳細な『ルーブリック評価』を行っている。実習終了後、教員は実習結果を面談時に伝える際に、学生の課題を見出すために使用している。上記の【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】は相互に関連し合い、実習評価の詳細なルーブリックに集約されている。（備付-59、61、63、65）

なお、令和3（2021）年度の学習成果の獲得状況は、後述の[区分 基準Ⅱ-B-1]の⑤教育目的・目標の達成状況で、具体的に図表を資料として示している。

本学では[区分 基準Ⅱ-4-7]に記述したように、学生の「授業アンケート」（備付-11）を前期、後期の授業終了後に行っている。本アンケートを定期的の実施することで、学生自身の授業への取り組み姿勢を踏まえながら、各授業に対する学生自身の満足度を確認する機会となっている。

本学では、「授業アンケート」結果をもとに前期、後期授業終了後に「シラバス検討委員会」（提出-規程集-38）を開催し、非常勤教員にも声をかけ、全学的に授業内容の調整や改善について話し合いを行っている。

[区分 基準Ⅰ-B-1]、[区分 基準Ⅰ-B-2]の現状でも既述したように、本学の学習成果は教育目的・目標と深く関連付けられている。従ってここでは具体的に教育目標の達成状況について記載する。本学の教育目標（提出-1）は以下の通りである。

- (1) 責任ある社会人として必要な教養と広い視野を身につけ、社会の変化に対応する人材を育成する
- (2) 幼児教育に関する専門的知識、技能を自ら積極的に修得し、豊かな表現ができる人材を育成する
- (3) 持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成する

本学が開講する科目の中で、履修した科目は素点の成績として測定される。測定された素点は、GP(A)に変換される。本学の個人の学習成果の達成度や課題に関して

は、全科目に学習成果である『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』の要素を設定することで、評価することができる。

本学においては学習成果を、これまでに獲得した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力」と考えている。本学では、このため【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】の能力が、『ルーブリック評価』を用いてその到達度を具体的な道筋として、5段階評価によって測定できるようにしている。

保育者養成校である本学にとって、こういった教育目的・目標の評価指標は、最終的に学生の実習先の実習評価表にて客観性を持つこととなる。そしてこの実習での評価は、専門職の就職率として、本学の教育目的・目標の達成状況に反映される。本学の専門職への就職率（令和3（2021）年度卒業生の就職希望者に対する就職率）は97.5%であり、46.2%が保育所（うち16.7%が公務員※非常勤含む）、51.3%が認定こども園、2.6%が福祉施設に就職となっている。

本学では一般職に就職する学生は少数であるが、社会に出て様々な職種に就いても、本学の学習成果を修得した学生が『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を、社会で実際に生かす能力を育成することが、建学の精神に掲げる『実学』に繋がる。以下各教育目標の達成状況を学習成果の達成状況として具体的に提示する。なお、本学の現行の教育目標及び学習成果は、令和3（2021）年度入学生より実施しているため、資料は現在の2年生の1年次のものとなる。

まず、[区分 基準 I・B・2] 学習成果（2）でも示したように、教育目標（1）必要な教養と広い視野を身につけ、及び教育目標（2）幼児教育に関する専門的知識、技能に対する達成状況は、教養教育及び専門的な知識・技能科目（講義・演習系科目）では、学習成果1『知識・技能』に対応する理解度として、前述 **GPA 分布図**と『保育・教育についての理解』、『子ども・利用者についての理解』、『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』の科目群に分け測定することができる。学期末ごとに5段階のGPの平均値として科目群ごとの理解度を測っている。自己の能力の中で達成度の高い能力や習熟度が低い能力が、評価、検証できる。

次に、教育目標（2）自ら積極的には、及び教育目標（3）持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して、に対する達成状況は、学習成果2のジェネリック・スキル『態度、社会人基礎力』学習成果の【実習（社会）に向けての『態度』】・【実習（社会）に向けての『社会人基礎力』】にて、それぞれ5段階の『ルーブリック評価』を導入して測定することができる。ルーブリックに示された具体的な項目に照らし、現状の把握や次に取り組むべき課題が明確となる。学生は学期末ごとに『カルテ・ポートフォリオ』に学生個々の現状を自ら記入するとともに、教員も客観的な視点から同じ『ルーブリック評価表』に記入する。その乖離が課題となる。

最後に、教育目標（2）豊かな表現ができる人材を育成する及び教育目標（3）地域社会に貢献できる人材を育成するに対する達成度は、学習成果3.『実践力』に該当し、【実習に向けての統合された『技能・実践力』】のルーブリック評価として、卒業時に『カルテ・ポートフォリオ』でまとめられる。

学生に対しての指導としては、本学では、学年当初に学生に対してオリエンテーション（備付-45）を実施している。ここでは教務担当より「学生生活ハンドブック」と「シラバス」が配布される。また履修用紙が配布され、学則別表 1～3、またはハンドブックに記載された履修案内と卒業単位数、学習成果などについての説明がなされている。（備付-46～49）また、本学では 1 年次に「アカデミックスキルズ」を開講し、履修に関する単位、学習成果、文章の書き方、図書館や情報機器の使い方等を解説している。さらに本学ではグループ担当制を設けて、1 グループあたり 1・2 年生ともに 7～8 名、計 15 名程度の学生に、学年当初（1 年のみ）と各学期終了時に面談を実施し、成績結果、ジェネリック・スキル等の『ルーブリック評価』や卒業に至る諸問題についても指導を行っている。

学習成果の獲得に向けて、教務事務担当者は、時間割や学事日程、オリエンテーション日程から、定期試験に関する業務、学則の変更等の教務運営を行うことで、学生の学習成果獲得に貢献している。特に成績分布やアンケート調査結果等を分析、管理する過程で本学の量的な学習成果に対する認識を深めている。

本学の教育目的・目標は、幅広い知識や専門的な技能の修得であり、量的な学習成果の獲得状況を把握するために、成績処理等を行う必要がある。また事務職員は、事務室窓口での学生対応や、学生の提出書類の管理等を通して、学習成果のジェネリック・スキルにおける挨拶や態度等の指導を行っている。こういった職務を通じて、事務職員は学習成果の達成状況に接し、教育目的・目標についてもその達成の状況を把握している。

また、教務事務担当者は、教務担当教員と連携し、学生の履修申請を受け付け、教務ソフトに入力し、各教科の出席簿を作成している。定期試験等の際には試験日程の作成をはじめ、教員が入力した成績結果を処理し、追再試験の手続きを行っている。また GPA や各種アンケート調査を分析・管理し、『カルテ・ポートフォリオ』の作成支援・管理を行っている。また、学生の健康管理、奨学金申請等の業務を通じ、卒業に至るまであらゆる側面から学生を支援している。

成績記録の管理については、本学では、「学校法人帝京学園事務組織規程」（提出・規程集-7）により職務分担として成績記録を作成し、学籍簿とともに防火金庫に管理している。また令和 3（2021）年度より、学習成果である『カルテ・ポートフォリオ』を Google の教務専門アカウントで管理し、セキュリティ対策を行っている。

事務職員は教員と連携し、1 年生に対して授業で図書館ガイダンスを行うなど、学習支援を行っている。また、図書館では授業関連資料のほか、保育科単科の大学としての特性から、絵本や紙芝居を多く所蔵することで学生の利用意欲を高め、学習向上のための支援を行っている。

図書館には司書を配置し、学生の利用案内・レファレンスサービスに対応している。図書館内には蔵書検索システムを設置しているほか、保育に関わる分野は詳細に分類し見出しをつける等、蔵書検索性を高めている。

また、学生の実習や長期休暇の際には貸出期間を延長し、利用の便宜を図っている。令和 2（2020）年度からは新型コロナウイルス感染症対策として入館人数の規制をしながらも、館内の消毒・換気を徹底し、図書館サービスの継続に努めている。

教職員は、「帝京学園短期大学情報システム管理規程」（提出・規程集-25）に基づき、在学証明書や卒業証明書等各種事務手続きに際してコンピュータを活用している。学生への時間割変更及び緊急連絡の際は、メールでの一斉送信を行っている。

また教職員は、各授業においてプレゼンテーションソフトで作成した教材を授業に活用しているほか、定期試験等の成績処理において、教務ソフトを活用してコンピュータで成績入力及び管理を行っている。「情報機器演習（情報リテラシー含む）」の授業内で園だより・園案内・児童台帳・ホームページ作成を行うことにより、コンピュータの利用を促進している。

さらに、教職員は、授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。「情報機器演習（情報リテラシー含む）」の授業においては情報処理演習室を活用している。また、各授業ではパワーポイントで講義内容を解説し、Googleフォームを活用したアンケート調査やGoogleクラスルームを用いた授業が行われている。学習成果獲得のため、主体的にインターネットを活用した検索を奨励し、様々な知識を得ている。教職員は教育課程および学生支援を充実させるためにコンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学は入学手続者に対して、入学後の学びや学校生活がスムーズに開始できるよう、入学前教育として入学前課題および事前授業を行っている。令和4（2022）年度入学生に対しては、実施の目的と内容を学生募集要項（提出-18、19）に明記し、受験前から大学での学びと生活をイメージできる道筋を確認できるようにしている。コロナ禍で入学後の学校生活や活動が制限されることが想定されることや、業者に委託しているWeb課題と大学入学後の学びがどのように関連しているかの説明を兼ねて、令和3

(2021)年12月に入学予定者の交流会を任意参加で実施した。また、実習・入学ガイダンスはオンラインで開催し、ピアノレッスンは対面形式で実施した。(備付-42、43)

本学では年度当初にオリエンテーションを実施し、学生担当や事務職員が学生生活について「学生生活ハンドブック」を基に指導をしている。学籍、諸届、証明書、授業料、奨学金、保険、各教室の使用について、課外活動について、健康診断、学生相談などについて説明している。

本学では年度当初にオリエンテーションを実施し、教務担当が開設科目について「学生生活ハンドブック」に記載されている学則並びに「シラバス」をもとに説明し、学習内容や科目選択についてガイダンスを行っている。また本学では1年時に「アカデミックスキルズ」を開設し、レポートの書き方、図書館の利用の仕方、本学の学習成果等について解説し、初年次教育を学習の動機付けにつなげている。

1・2年生とも、年度当初の教務担当オリエンテーションにて、「シラバス」、「学生生活ハンドブック」、その他資料(各『ループリック評価表』、「各授業と実習との関連性について」)を活用して、学習成果獲得を支援するため本学のカリキュラムを具体的に説明している。本学では、令和3(2021)年度入学の2年生は1年次に「学生生活ハンドブック」と「シラバス」を配布したものの、令和3(2021)年度より変更した3つのポリシーや学習成果の校正が間に合わず、変更後の内容を別に差し込んで配布した。

「学生生活ハンドブック」には建学の精神、3つのポリシー、学習成果をはじめ、学則、学事日程の案内など学校生活を送る上での必要事項が記載されている。また「シラバス」には各授業科目の概要をはじめ、目標や使用テキスト等と、詳細な授業内容及び評価方法等が記載されている。「就職ガイドブック」(備付-32)は、就職担当者が2年生に向けてオリエンテーションにて就職指導を行う資料としている。

令和2(2020)年度からは、新型コロナウイルス対策としてマニュアル(備付-52)を配布し、周知することで、学内等での感染対策を行ってきた。

本学では、基礎学力が不足し、十分な成績が修められない学生に対し、各学年終了時に、補習授業を行い、課題提出の結果、単位認定を行っている。

また、本学では、学生たちが学校生活を有意義に送れるようにグループ担当制を整備し、学生の学業・生活のサポートを充実させている。ジェネリック・スキルの面談は年2~3回実施される。学習成果を多角的に捉え、効果的な獲得に向け、学生たちが卒業に向けての履修を行えるよう、各グループ担当教員は個別面談の時間に、グループ学生の一人ひとりの履修に対しアドバイスをする。その際、入学時面談には入学前教育の学習結果やアンケート結果を参考にしている。また授業期間中でも、放課後にオフィスアワーの時間を設け、グループ学生の指導に当たっている。

本学では、その年度の全ての成績が出揃った後、進級・卒業判定会議を実施する。その際、『カルテ・ポートフォリオ』(備付-57)のデータから基礎学力が不足していると判断された学生に対しては、教科担当教員より基礎学力に関する課題が課され、春季休業中に設けられる特別補講期間にその課題に取り組ませる体制を整えている。また各期の成績が反映された『カルテ・ポートフォリオ』を活用しながら、学生の学習上の悩み等の相談にのり、適切な指導助言を行っている。

さらに実習の派遣の際にも、本学の「学生生活ハンドブック」に定める「実習【教

育・保育実習】を許可する条件」に定めた基準に満たない場合、派遣を見送り、あいさつの仕方から漢字練習や文章の書き方、日誌の書き方、指導案の書き方と段階を追って不足する能力の補習を実習担当が行っている。

なお、本学では、現在通信課程は行っていない。

本学では、学則第 11 章第 45 条に基づき優秀な学生には表彰を行うことを規定している。また優秀な学生に対しては、より実践的なボランティア活動等で学習成果を披露したりする機会を設けている。現在は新型コロナウイルス感染防止のため学外での活動は控えているが、令和 3（2021）年度はオープンキャンパスで優秀な学生が選抜され、本学に来校した高校生に保育技術等を発表した。

また、ジェネリック・スキルでは年 2 回～3 回の学校行事の中で、ジェネリックカード抽選会を行い優秀者を表彰している。さらに 2 年間を通しての成績優秀者については、卒業時に優秀賞を授与して、卒業式にて披露している。

本学では学則第 44 条に外国人留学生の規定を設け、入学生を受け入れることが可能である。詳細は「帝京学園短期大学外国人留学生規程」（提出・規程集-83）に定めているが、近年留学生を受け入れた実績はない。また学則第 29 条第 2 項において本学学生の留学などを前提とした、他大学などでの学修の単位を教育上有益と認めた場合、30 単位を超えない範囲で単位認定することが定められているが、過去に実績はない。

学習成果の獲得状況は、[区分 基準Ⅱ-B-1] の (1) ⑤教育目的・目標の達成状況として示したが、本学では、各学期終了後成績の配布と個々の学生への個人面談を、グループ担当教員が行っている。その際各期の学習結果で、学習成果の十分でない領域を令和 3（2021）年度より、学生と前述の『ルーブリック評価表』にて共有している。

ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』の到達度を『ルーブリック評価表』で確認し、学生の自己評価と教員の客観的な評価を比較して、その相違や乖離について話し合っている。また実習の指導においては、「各授業と実習との関連性について」（備付-15）を作成している。2 年間の学習の中で学ぶべき学習成果を実習ごとに理解できるように実習評価表を『ルーブリック評価表』に表し、自己の学習成果獲得の過程を理解し、その先の課題を明確に指導できる体制を作っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では学生の生活支援のための教職員の組織として、学生担当がその任に当たっている。令和3（2021）年度の担当教員数は専任教職員3名である。学生担当教員は年間行事を担当し、「帝京学園短期大学学生生活改善委員会規約」（提出-規程集-50）に則り、その他学生の健康及び厚生指導、生活指導、学生の大学生生活の全般に関する支援を行っている。また、本学はグループ担当制を敷き、学生個々に目配りをした支援・指導に当たっている。拡大教授会の中でも学生に関する情報交換を頻繁に行い、欠席が3日以上連続する学生に対して家庭に連絡する等、全教職員が個々の学生の多様な状況に対応ができるような体制を整えている。入学時に1・2学年を人数割りによる6つのグループに分け、各々のグループに専任教員1名を担当者として配置している。

本学公認の課外活動の団体に対しては、「帝京学園短期大学学内団体等活動規程」（提出-規程集-93）に基づき、専任教員が顧問を担当して教育的見地から助言・指導を行っている。サークル活動は、令和3（2021）年度は、美術部、日本文化部、ネイチャーアクティビティ、調理研究会等があったが、いずれも新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、日本文化部が学園祭にフラワーアレンジメントによる展示を行うに止まった。新型コロナウイルス収束後、これらサークル活動を積極的に促していく。

本学には学生食堂はない。昼食時は1階学生ホールで食事をとることができる。ホールには水道、湯沸かし器、電子レンジ、テレビがある。また自動販売機で低価格で飲料水を購入できる。令和2（2020）年度にはパンの出張販売を行っていたが、現在売店の設置はない。ただし、令和4（2022）年度より、パンやインスタント食品、スナック等も購入できる自動販売機を導入した。令和3（2021）年度からは、新型コロナウイルス感染対策予防のため昼食は各教室に分散し、指定された座席にて少人数でとるよう指導している。

本学に学生寮はなく、学生宿舎の斡旋も行っていないが、家賃補助制度を設けている。これは遠方（自宅からの通学時間が概ね90分以上）から通学する学生に対して、月額最大2万円を補助することで負担を軽減するものである。令和元（2019）年度は3名、令和2（2022）年度は8名、令和3（2021）年度は10名の学生が利用した。令和4（2022）年度入学生からはより多くの学生が対象となるよう一部条件を緩和しており、受験生に対しては令和4（2022）年度入学生用大学案内（提出-18）の19ページ

ージにて案内をしている。

本学は山梨市駅（JR 中央本線）より徒歩 5 分程度のため電車通学を基本としているが、自転車やバイク通学者のための駐輪場を設置している。また、自家用車で通学する学生のために、20 台分の無料駐車場を設置している。駐車場については「帝京学園短期大学駐車場使用規程」（提出・規程集-109）で必要な事項を定めている。

本学では、令和 3（2021）年度入学生から「学業支援給付奨学金」及び「学業奨励給付奨学金」という本学独自の奨学金を 2 種類設けている。令和 3（2021）年度においては、「学業支援給付奨学金」を 6 名、「学業奨励給付奨学金」を 5 名の学生が利用した。また、高等教育の修学支援新制度の対象機関に認定されており、対象となる学生には授業料等の減免を実施している。そのほか、日本学生支援機構の給付・貸与奨学金、山梨県社会福祉協議会の保育士修学資金貸付、あしなが育英会や交通遺児育英会の奨学金なども利用可能である。これらは大学案内への掲載やオープンキャンパス等で紹介するほか、「学生生活ハンドブック」の 45 ページにも記載し、希望者には年度当初のオリエンテーションにて詳細を説明している。

本学では健康管理について、本学「帝京学園短期大学健康管理規程」（提出・規程集-90）に則り、学校医を依頼して、学校保健安全法に基づく内科検診、身体測定、X 線検査を 4 月当初のオリエンテーション時に実施している。（備付-56）また令和 3（2021）年度「学生生活ハンドブック」52 ページには、健康診断及び学生相談について記載している。

学生相談についてはカウンセラーと契約し、「帝京学園短期大学カウンセリング室利用規程」（提出・規程集-117）及び「帝京学園短期大学カウンセリング室運営委員会規程」（提出・規程集-49）に基づき運営をしている。また本学では保健室を設置し、「帝京学園短期大学保健室利用規程」（提出・規程集-105）に基づき、運営を行っている。

入学時より学生の希望によって随時学生生活等に関する相談に応じているが、前期に 1 年生は 2 回（5 月と 7 月）、2 年生は 1 回（7 月）、後期は各学年ともに 1 回（2 月）、年 2～3 回の個人面談の機会を設けている。その他にも、学生の日常の様子から積極的な関与が必要と教員が感じた場合には、担当教員側から面談の機会を設定していくこともある。また、オフィスアワー等の時間を活用し、履修や勉学に関しての指導及び学生生活面や就職の助言等もグループ教員が積極的に行っている。内容に応じて、より専門的な対応を必要とすると思われる場合には、学生担当者からカウンセラーへの連絡や相談がなされる場合もある。本学では例年、本学に慣れ、帰属意識を高めるためのオリエンテーションの一環を「友達月間」とし、4 月当初から 5 月にかけて毎週 1 回程度、1・2 年生との交流、スポーツ大会やオリエンテーリング、研修旅行等を実施している。仲間づくりや学校の中での居場所を作ることを目標に、学校に来やすい環境設定に努め、学生が教員に相談しやすい環境を作っている。なお、令和 3（2021）年度は入学生に対する「友達月間」取り組みを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事の大部分は中止となった。

また本学では、年度終わりに「学生生活アンケート」（備付-13、14）を実施して、学生生活に関する調査を行い、学生の意見や要望の聴取に努めている。令和 3（2021）年度は 3 つのポリシーと学習成果を見直したため、令和 4（2022）年 2 月に 1 年生の学

生委員に対して説明を行い、理解を求めた。

本学では現在留学生は在籍していない。留学生に関しては「帝京学園短期大学外国人留学生規程」にて規定している。また「帝京学園短期大学私費外国人留学生授業料減免援助金規程」（提出・規程集-89）に基づき、授業料を減免し生活を支援する体制も整えている。

本学には社会人学生は在籍していないが、社会人が本学で単位修得を希望する場合、学則第 43 条の 2 に基づく「科目等履修生規程」（提出・規程集-84）にて対応している。また、第 44 条の 2 では社会人等に対して「長期履修学生規程」（提出・規程集-85）を定め、社会人学生に対応する体制を整備している。

本学では、障がい者の受け入れは現在までないが、学内での施設としては正面入口にスロープを設置している。各階にはエレベーターを設置し、車いす等での移動が可能である。また 1 階と 3 階には身体に障がいのある方への車いす等が入るトイレを設置し、バリアフリー化を図っている。

本学では第 44 条の 2 では社会人等に対して「長期履修学生規程」を定め、社会人学生に対応する体制を整えている。

学生の社会活動に関して本学では、教育目標（1）に責任ある社会人としての人材養成を、（3）には他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材養成を掲げている。また、学習成果に『実践力』を掲げ、知り得た知識や技能を主体的に他者と協働しながら、課題を見出し、分析し、思考して、教育目標（1）社会の変化に対応し、その結果を教育目標（2）豊かに表現する能力の育成を行うこととしている。このことを実践するため、本学では大学独自に設定する授業として専門科目には「保育技術研究Ⅰ」、「保育技術研究Ⅱ」や、選択科目として「子育て支援実践演習」、「美術表現」を開設し、教養科目でも「音楽表現」や「山梨学」等を開設している。こういったアクティブラーニングの実践的な学修や学外等での活動を通して、地域に積極的に貢献できる人材養成を目指している。本学は保育者養成校であり、将来社会保育の現場等で活動することを想定して、『知識』、ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』、『技能・実践力』の学修過程を実習や社会（保育現場）に還元できる道筋として、前述の『ルーブリック評価表』を活用して評価する仕組みを構築している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では、就職支援のための組織として、「帝京学園短期大学キャリアサポート委員

会」(提出・規程集-48)を設置し、活動している。主に教員1名が就職支援のための施設であるキャリアサポート室を整備し、学生の就職支援を行っているが、他の教職員とも情報を共有しながら支援に当たっている。

学生はキャリアサポート室で求人票など就職に関する様々な情報を得ることが出来る。また、就職担当は入学時から卒業時まで、進路選択から始まり就職まで段階に応じたガイダンスや個別指導など、きめ細かく相談・支援を行っている。

ほとんどの学生が山梨県内で就職するため、山梨県私学教育振興会幼稚園グループや山梨県内の保育関係者が参加しているプロジェクトと協力し、園や保育現場について、現場に出る前の不安や学んでおくべきことなどの説明会を開催している。

就職のための資格取得支援は、ほとんどの学生が保育関係に就職しており(備付-34、35)、本学での単位取得が就職のための資格取得となる。実習の事前事後指導を始め、資格取得のために全教員が指導に当たっている。就職試験対策は、卒業生の報告書をもとに試験内容を分析し、面接指導・作文添削などを行っている。公務員保育士を希望する学生には、1年次から一般教養の勉強を始めさせ、専門科目は各担当が個別に対応している。その他、エントリーシートの添削やプレゼンテーションについても指導している。一般企業を希望する学生は、年度に1人いるかどうかであるが、合同説明会の情報提供や職業安定所と協力し、就職支援を行っている。

卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を就職支援に活用し、成果を得ている。

進学に関する支援は、今までの卒業生はほとんど帝京科学大学をはじめとする帝京大学グループの大学に編入学しており、本学での学びの全てが支援につながっている。その他志望理由書などの添削や面接指導も行っている。他大学等への進学は、学生の学びたい専攻を聞きながら、進学先を検討し、支援している。留学を希望する学生は、現在まではない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

本学のアドミッションポリシーは、かなり浸透しているものと思われるが、対象となる受験生は毎年異なるため、今後もアドミッションポリシーを理解した上で本学への受験につながるよう、引き続ききめ細かな広報活動を展開していきたい。

学生が主体的に参画する活動は本学の学習成果の獲得にとって大変有意義なものであるが、本学では新型コロナウイルス感染症の流行以来、クラブ活動や学校行事を計画通りに実施できない状況が続いている。新型コロナウイルス感染症の終息後は、積極的に取り組んでいきたい。学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対しては、一部必修授業のシラバスにて地域貢献の内容を取り入れるとともに、選択科目の中でシラバスにボランティア活動を盛り込んでいるが、新型コロナウイルス流行のため計画通りに実施できるかは現状では不透明である。また学生食堂がないため、売店の設置等学生のキャンパス・アメニティに配慮して、令和4(2022)年度よりパンやお菓子を購入できる簡易な自動販売機を導入したが、さらなる充実について考えていきたい。留学を希望する学生への支援も状況にあわせて検討していきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学に対する帰属意識を高めるため友達月間を行っているが、新型コロナウイルスの流行後は一旦活動を見合わせていた。終息後は再度活動を充実させていきたい。

社会的活動に参加することに関して、上記現状でも記載したように、本学では令和3（2021）年度以降従来のジェネリック・スキル「仕事力」を見直し、新たな学習成果であるジェネリック・スキル『社会人基礎力』の<前に踏み出す力><考え抜く力><チームで働く力>として評価表に反映させた。

ほとんどの学生は就職先として保育関係施設を希望するが、上記現状に記述したように、一般企業への就職希望者に対しては情報を掲示するとともに、職業安定所と協力しサポート体制を整えている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の測定方法については、今後その成果をアンケート等の様々な査定方法を用いて検討し、その結果を学内の「大学評価委員会」を中心に議論していきたい。また「学外第三者評価委員会」等のステークホルダーにも意見を聴取しながら、より学生にも理解しやすい内容に精査していきたい。クラブ活動や学校行事、学生の社会参加については新型コロナウイルス感染症の終息後、積極的に取り組んでいきたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

[提出資料]

- 20. 専任教員の研究活動状況表
- 21. 外部研究資金の獲得状況一覧表

[備付資料]

- 75. 教員個人調書 [様式 21]
- 76. 教育研究業績書 [様式 22]
- 77. 非常勤教員一覧表 [様式 23]
- 85. SD 活動の記録
- 90. 学内 LAN の敷設状況
- 104. 非常勤講師（令和 3 年 10 月 1 日任用）教員人事委員会議事録
- 105. 非常勤講師（令和 4 年 4 月 1 日任用）教員人事委員会議事録
- 106. 専任教員（令和 4 年 4 月 1 日任用）教員人事委員会議事録

[提出資料・規程集]

- 2. 学校法人帝京学園 稟議規程 稟議手続細則
- 3. 学校法人帝京学園 文書取扱規程
- 4. 学校法人帝京学園 文書保存規程
- 5. 学校法人帝京学園 公印規程
- 10. 学校法人帝京学園 氏名の使用に関する基準
- 11. 学校法人帝京学園 経理規程
- 12. 学校法人帝京学園 財務情報公開規程
- 15. 帝京学園短期大学 事務組織図
- 19. 帝京学園短期大学 拡大教授会兼合同委員会 内規
- 20. 帝京学園短期大学 校舎管理規程
- 21. 帝京学園短期大学 公用車運行管理規程
- 22. 帝京学園短期大学 個人情報の保護に関する規程
- 24. 帝京学園短期大学 情報セキュリティ基本方針
- 25. 帝京学園短期大学 情報システム管理規程
- 26. 帝京学園短期大学 情報セキュリティ管理規程
- 29. 帝京学園短期大学 ハラスメントの防止等に関する規程
- 30. 帝京学園短期大学 ハラスメントの相談委員規程
- 35. 帝京学園短期大学 FD 委員会規約
- 36. 帝京学園短期大学 SD 委員会規約
- 37. 帝京学園短期大学 教員人事委員会規則

帝京学園短期大学

- 39. 帝京学園短期大学 ハラスメント防止委員会規程
- 40. 帝京学園短期大学 ハラスメント苦情処理委員会規程
- 41. 帝京学園短期大学 予算策定検討委員会規程
- 44. 帝京学園短期大学 研究紀要編集委員会規程
- 45. 帝京学園短期大学 公的研究費不正防止推進委員会規程
- 46. 帝京学園短期大学 研究推進委員会規程
- 57. 帝京学園短期大学 教員選考手続規程
- 58. 帝京学園短期大学 教員昇格内規
- 59. 帝京学園短期大学 就業規則
- 60. 帝京学園短期大学 特任教員就業規則
- 61. 帝京学園短期大学 非常勤職員就業規則
- 62. 帝京学園短期大学 パートタイマー就業規則
- 63. 帝京学園短期大学 育児休業規程
- 64. 帝京学園短期大学 介護休業規程
- 65. 帝京学園短期大学 教職員定年規程（細則）
- 66. 帝京学園短期大学 給与規程（細則）
- 67. 帝京学園短期大学 旅費規程
- 68. 帝京学園短期大学 研究経費支給規程
- 69. 帝京学園短期大学 本務教職員人間ドッグ利用補助制度に関する規程
- 70. 帝京学園短期大学 手数料収納規程
- 71. 帝京学園短期大学 手数料収納規程取扱要領
- 72. 帝京学園短期大学 授業料徴収猶予取扱規程
- 73. 帝京学園短期大学 消防・防災管理規程
- 89. 帝京学園短期大学 私費外国人留学生授業料減免援助金規程
- 95. 帝京学園短期大学 公的研究費の管理・監査に関する規程
- 96. 帝京学園短期大学 研究活動等に係る行動規範
- 97. 帝京学園短期大学における公的研究費不正防止計画
- 98. 帝京学園短期大学 競争的資金等の不正に係る調査等に関する規程
- 99. 帝京学園短期大学 研究経費支給規程
- 100. 帝京学園短期大学 共同研究に関する規程
- 101. 帝京学園短期大学 研究紀要投稿規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を

配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学の教育課程は、幼稚園教諭及び保育士養成の教育課程であるため、教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則に定められた科目及び内容、「シラバス」、必修・選択の別に準じて構成されている。従って、主に教育職員免許法施行規則第6条及び第11条の幼稚園教諭養成カリキュラム、児童福祉法施行規則第6条の2に定められた保育士の養成カリキュラムの厳守が原則となる。本学では上記法令に基づき、教育職員課程認定基準、児童福祉法施行規則、指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について、及び短期大学設置基準第22条に定められた専任教員の配置を行っている。令和4(2022)年5月1日現在における専任教員数は、【表Ⅲ-A-1-1】に示すとおり、短期大学設置基準第22条に定めるところの必要専任教員数及び必要専任教授数を充足している。

【表Ⅲ-A-1-1】教員組織表

教員組織(人) 令和4年5月1日現在

学科等名	専任教員数					〔イ〕 設置基準で定める教員数	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
保育科	4	0	3	1	8	6	/	2	0	15	教育学・保育学関係
(小計)	4	0	3	1	8	6	/	2	0	15	
〔その他の組織等〕	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
短期大学全体の入学定員に応じて定める	/	/	/	/	/	/	2	1	/	/	
(合計)	4	0	3	1	8	8	3	0	15		

専任教員は「帝京学園短期大学教員選考手続規程」(提出・規程集-57)によって選考されており、同規程第7条により、採用及び職位については、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準を満たしている。

本学は、前述(基準Ⅰ)の「教育課程の編成、実施の方針」(カリキュラムポリシー)に基づいて教員組織を整備している。保育科単科の短期大学であり、短期大学設置基

準により教員組織が編成され、専任教員数を充足している。また必要に応じて非常勤教員を配置している。(備付-77) 非常勤教員は「帝京学園短期大学非常勤職員就業規則」(提出-規程集-61)に基づき、「帝京学園短期大学教員選考手続規程」、「帝京学園短期大学教員人事委員会規則」(提出-規程集-37)、「短期大学設置基準」を準用し採用している。

なお、本学では、補助教員は配置していない。

教員の採用・昇任については、「帝京学園短期大学就業規則」(提出-規程集-59)、「帝京学園短期大学教員人事委員会規則」や「帝京学園短期大学教員選考手続規程」、「帝京学園短期大学教員昇格内規」(提出-規程集-58)に基づき行われている。(備付-104-106)

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

保育者を目指す学生が、豊かな人間性と教養やマナーを身につけ、幼児教育に関する専門的知識と保育技能を修得するために、本学では「教育課程の編成、実施の方針」に基づく体系的なカリキュラムを編成して、子どもたちに幅広い支援のできる教育者・保育者の養成を目指している。教員は専門分野に係る学会・研究会に属し、研究発表を行っている。専任教員の研究業績については「教育研究業績書」(備付-76)に示したほか、ホームページに公開している。

令和3(2021)年5月1日現在、過去3年間での科学研究費補助金、外部研究資金の申請・獲得状況は「外部研究資金の獲得状況一覧表」(提出-21)に示した通りである。専任教員の研究活動に関する規程として、「帝京学園短期大学研究経費支給規程」(提出-規程集-99)、「帝京学園短期大学研究推進委員会規程」(提出-規程集-46)、「帝京学園短期大学共同研究に関する規程」(提出-規程集-100)を設けている。また、研究倫理を遵守するための取組みとして、「帝京学園短期大学研究活動等に係る行動規範」(提

出-規程集-96)、を制定しているほか、公的研究費・競争的資金については「帝京学園短期大学における公的研究費不正防止計画」(提出-規程集-97)、「帝京学園短期大学公的研究費不正防止推進委員会規程」(提出-規程集-45)、「帝京学園短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程」(提出-規程集-95)、「帝京学園短期大学競争的資金等の不正に係る調査等に関する規程」(提出-規程集-98)を制定し、研究紀要作成時に配布し周知徹底している。

大学では専任教員の研究結果を発表する機会として、「帝京学園短期大学研究紀要編集委員会規程」(提出-規程集-44)、「帝京学園短期大学研究紀要投稿規程」(提出-規程集-101)に基づき、紀要を隔年で発行している。紀要は本学図書館内、本学ホームページで閲覧できるほか国立国会図書館にも寄贈している。

専任教員の研究室は全て個室となっており、各研究室にはパソコン、机、書棚等が備え付けられている。

専任教員は、勤務時間のうち授業、会議、入試・オープンキャンパス等の校務や、オフィスアワー等の学生の指導に当たる時間のほかは、教員自らの裁量によって授業の準備または研究のいずれかにも充てることができる。また、専任教員には毎週1日の研究日を与えている。これにより学外での調査研究や学会への出席等が可能で、教員の研究・研修等の時間は確保されている。

専任教員の海外派遣、国際会議出席等の場合の出張旅費は、「帝京学園短期大学旅費規程」(提出-規程集-67)に定めている。

FD活動に関する規程として、「帝京学園短期大学FD委員会規約」(提出-規程集-35)を定めている。本学ではFD研修会を開催している。令和3(2021)年度は、学校教育法の改正を受け、3つのポリシー及び学習成果を一体的に見直した。このため4月・5月にALOが学内の教職員に向けて、新たな「帝京学園短期大学教育課程実施の方針—学習成果—」についての研修会を実施した。教職員全員が新たな学習成果を踏まえ、授業や教育方法の改善を行う為の話し合いを行った。また、8月には令和4(2022)年度に受審する予定である短期大学基準協会の第三者評価マニュアルについて、遠隔での講習会に教職員全員でALO研修会を視聴した。同月、やはり遠隔で文部科学省のICT教育の推進に関する法令改正について教職員全員で視聴し、理解を深めた。

本学は、令和3(2021)年度より従来の学習成果を見直した。これに伴い、新たな学習成果獲得を数値で測定する必要性が生じた。このため全学生・教職員がGoogleのアカウントを取得し、Googleフォームのアンケート調査への協力を事務室へ依頼した。アカウントの申請、アンケート調査結果のとりまとめ、管理などを主に教務事務と連携して行った。また、学生の成績管理や成績の発送、時間割の作成等をはじめ、学習成果の測定方法であるGPAについても、平均値・分布図などの作成を専任教員の教務担当者は、教務事務と連携して行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。

- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学は「学校法人帝京学園事務組織規程」（提出・規程集-7）を整備しており、上司の命を受けてそれぞれ事務を所管すると定められていることから、責任体制は明確である。

同規程 第2章「2. 短期大学事務室」に（庶務課）、（経理係）、（教務係）、（学生係）、（図書館事務係）の職務を定めている。（庶務課）・（経理係）の事務分掌には事務職員（非常勤職員）1名が、（教務係）・（学生係）の事務分掌には事務職員1名が、（図書館事務係）には司書資格を有した事務職員1名が担当している。

事務関連諸規程については、前述の規程のほか、以下の規程を整備し、業務を遂行している。

i. 総務関係

「学校法人帝京学園稟議規程」「稟議手続細則」（提出・規程集-2）、「学校法人帝京学園文書取扱規程」（提出・規程集-3）、「学校法人帝京学園文書保存規程」（提出・規程集-4）、「学校法人帝京学園公印規程」（提出・規程集-5）、「帝京学園短期大学校舎管理規程」（提出・規程集-20）、「帝京学園短期大学公用車運行管理規程」（提出・規程集-21）、「帝京学園短期大学消防・防災管理規程」（提出・規程集-73）、「帝京学園短期大学個人情報の保護に関する規程」（提出・規程集-22）、「帝京学園短期大学情報セキュリティ基本方針」（提出・規程集-24）、「帝京学園短期大学情報システム管理規程」（提出・規程集-25）、「帝京学園短期大学情報セキュリティ管理規程」（提出・規程集-26）

人事関係

「帝京学園短期大学就業規則」、「帝京学園短期大学特任教員就業規則」（提出・規程集-60）、「帝京学園短期大学非常勤職員就業規則」、「帝京学園短期大学パートタイマー就業規則」（提出・規程集-62）、「帝京学園短期大学育児休業規程」（提出・規程集-63）、「帝京学園短期大学介護休業規程」（提出・規程集-64）、「帝京学園短期大学教職員定年規程（細則）」（提出・規程集-65）、「学校法人帝京学園氏名の使用に関する基準」（提出・規程集-10）

ハラスメント関係

「帝京学園短期大学ハラスメントの防止等に関する規程」（提出・規程集-29）、「帝京学園短期大学ハラスメント防止委員会規程」（提出・規程集-39）、「帝京学園短期大学ハラ

帝京学園短期大学

「スメント苦情処理委員会規程」(提出・規程集-40)、「帝京学園短期大学ハラスメントの相談委員規程」(提出・規程集-30)

給与関係

「帝京学園短期大学給与規程(細則)」(提出・規程集-66)、「帝京学園短期大学旅費規程」、「帝京学園短期大学研究経費支給規程」(提出・規程集-68)、「帝京学園短期大学本務教職員人間ドッグ利用補助制度に関する規程」(提出・規程集-69)

財務・会計関係

「学校法人帝京学園経理規程」(提出・規程集-11)、「学校法人帝京学園財務情報公開規程」(提出・規程集-12)、「帝京学園短期大学予算策定検討委員会規程」(提出・規程集-41)、「帝京学園短期大学手数料収納規程」(提出・規程集-70)、「帝京学園短期大学手数料収納規程取扱要領」(提出・規程集-71)、「帝京学園短期大学授業料徴収猶予取扱規程」(提出・規程集-72)、「帝京学園短期大学私費外国人留学生授業料減免援助金規程」(提出・規程集-89)

事務室は校舎 1 階に設置されている。事務室内に執務に必要なかつ十分なスペースを確保し、パソコンも一人一台を配備し、学内 LAN を敷設(備付-90)、インターネットに接続可能な環境を構築している。また、業務上必要な事務機器についても、効率性・有効性を判断し必要に応じて配備している。

SD 活動推進のため、「帝京学園短期大学 SD 委員会規約」(提出・規程集-36)を定め、業務の見直しや事務処理の改善、事務職員の能力向上ため、外部研修にも参加しており、事務職員としての能力向上に努力している。(備付-85)

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、令和 3(2021)年度から試行的に「職員自己評価」を導入し、業務の見直しや事務処理の改善を実施している。

また、事務職員は、学生の成績データや出席データ又は学生に関するデータなどを教員や関係部署に提供するなど、学習成果の向上に努めている。また、拡大教授会(提出・規程集-19)に事務職員が陪席者として出席し、情報の共有を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規程としては、「帝京学園短期大学就業規則」を基本に、雇用形態により「帝京学園短期大学特任教員就業規則」、「帝京学園短期大学非常勤職員就業規則」、「帝京学園短期大学パートタイマー就業規則」、「帝京学園短期大学教職員定

年規程（細則）」、「学校法人帝京学園氏名の使用に関する基準」、給与等に関しては「帝京学園短期大学給与規程（細則）」を整備している。そのほか「帝京学園短期大学育児休業規程」、「帝京学園短期大学介護休業規程」等を整備している。

これらの諸規程は規程集としてまとめて紙ベースで事務室に備え置くとともに、学内ネットワークで閲覧することが出来る。本学の規程等の制定や改正等があった場合には、その都度拡大教授会において周知している。また、新規採用者に対しては、採用時に就業に関する諸規程の説明を行うことで周知している。

教職員の就業は、職員就業規則のほか諸規程等に則って行われており、諸規程に基づく管理も適正に実施している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学は、短期大学設置基準に基づき教員組織を整備するとともに、専任教員はこの方針に沿って日々教育研究活動に取り組んでいる。

事務組織についても、学生の学習成果の向上をバックアップする体制を整えており、人事・労務管理についても適切に管理がなされている。

なお、科学研究費補助金並びに外部研究費等については、過去3年間において1件も申請・獲得していない状況にあるため、今後は研究活動についても積極的に推進し、外部研究資金の獲得に努めたい。

また、SD活動に関しては、不定期に開催となっているが、今後は定期的な開催を目指していきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

本学の授業時間割の変更に伴い、就業規則の見直しを検討した結果、令和4(2022)年度から勤務時間・休息・休日を含み帝京学園短期大学就業規則の変更をする。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

[提出資料]

なし

[備付資料]

52. 帝京学園短期大学 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（第4版）

86. 校地、校舎配置図

87. 校舎平面図

88. 図書館

89. 閲覧室

[提出資料・規程集]

帝京学園短期大学

11. 学校法人帝京学園 経理規程
12. 学校法人帝京学園 財務情報公開規程
13. 学校法人帝京学園 財務情報閲覧規程
43. 帝京学園短期大学 附属図書館図書選定委員会規程
73. 帝京学園短期大学 消防・防災管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の収容定員が 100 人であることから、短期大学設置基準に基づく校地の基準面積 1,000 m²となる。本学の校地は 3,477 m²を有しており、規定を充足している。運動場は有していないが、教育に必要と認められる場合には借用等によって、運動場設備と同等の効用を得るよう努める。

短期大学設置基準に基づく基準校舎面積は 2,000 m²であることに對し、本学では 4,302 m²の校舎を有しており、規定を充足している。

校地・校舎には、【図Ⅲ-B-1-1】～【図Ⅲ-B-1-5】に示す通りスロープ、エレベーター、多目的トイレを設け、バリアフリーへの対応を行なっている。

【図Ⅲ-B-1-1】正面玄関スロープ



【図Ⅲ-B-1-2】1階室内スロープ



【図Ⅲ-B-1-3】エレベーター



【図Ⅲ-B-1-4】多目的トイレ（1階）



【図Ⅲ-B-1-5】多目的トイレ（3階）



「教育課程の編成、実施の方針」に基づいた学習成果獲得のために、授業を行う講義室、演習室、実験・実習室が整備されている。各教室は収容人数を考慮しながら、効率

的な運用に心掛けている。

本学では、通信による教育は行っていない。

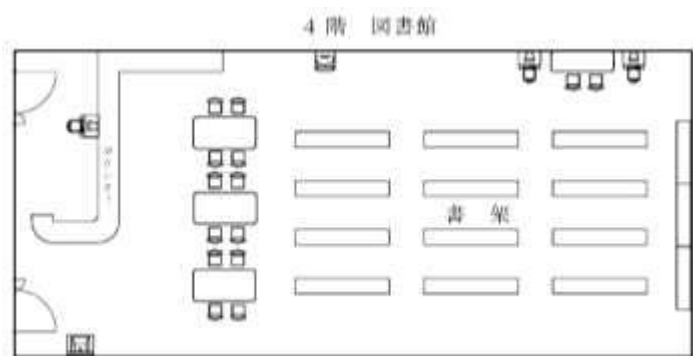
【図Ⅲ-B-1-6】講義室 301 に一例を示した通り、講義室、演習室などの各教室にプロジェクター、スクリーン、DVD プレーヤー等の視聴覚機器や、各種演習に必要とされる演習器具など、教育課程の編成、実施の方針に基づいて授業を行うために必要な機器・備品を整備している。

【図Ⅲ-B-1-6】講義室 301



帝京学園短期大学附属図書館が 4 階に設置され、面積は 225 m²を有している。図書館関連施設として、閲覧室や書庫も設置している。

【図Ⅲ-B-1-7】



【図Ⅲ-B-1-8】閲覧室



令和 3（2021）年度末の蔵書数は 14,497 点（うち AV 資料 313 点）、雑誌は 18 種を購読している。座席数は図書館に 14 席、閲覧室に 25 席を有しており、蔵書数・座席数共に利用者に対して適切なサービスを提供している。

参考図書については、辞書、辞典、図鑑等を幅広い分野で整備している。関連図書については、幼児教育・保育分野を中心に、児童福祉や栄養・保健等の分野についても整備している。また、保育科単科の大学としての特性から、絵本や紙芝居については随時新刊を補充しており、大型絵本や仕掛け絵本等、学生が普段触れる機会の少ない図書の所蔵にも努めている。

購入図書の選定は「帝京学園短期大学附属図書館図書選定委員会規程」（提出・規程集-43）に基づいて行っている。選定委員会における選定のほか、学生のリクエストにも応えられるよう、図書館内にリクエストカードを設置している。廃棄についての規定は有していないが、「学校図書館図書廃棄規準」（公益社団法人全国学校図書館協議会）を参考とし、適宜実施している。

体育関連施設としてスポーツファシリティ兼子育て支援ルームを整備している。同ルームでは様々な運動が可能であり、体育館同様の機能を有している。また、現在は新型コロナウイルス感染症の流行により教室となっているが、多目的室では卓球台を 5 台置き、体育やレクリエーション施設として学生が利用できる。

教室等以外の場所として、学生ホールに LAN システム、Wi-Fi および TV モニターを整備し、授業を行うことができるようにしている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本法人及び本学では、「学校法人帝京学園経理規程」（提出・規程集-11）、「学校法人帝京学園財務情報公開規程」（提出・規程集-12）、「学校法人帝京学園財務情報閲覧規程」（提出・規程集-13）を整備している。

施設設備、物品の維持管理については、「学校法人帝京学園経理規程」に基づいて事務室にて適切に対応している。

火災・地震対策として「帝京学園短期大学消防・防災管理規程」（提出・規程集-73）を整備している。同規程では防災避難訓練を年 2 回実施することとなっているが、新

型コロナウイルス感染症の影響により、令和3(2021)年度は10月に地震を想定した防災避難訓練のみ実施した。学内消防設備については専門業者に依頼し、下記のとおり毎年定期点検を行っている。

①電気設備点検

- ・自家用電気工作物定期点検(1回/年)
- ・自家用電気工作物月次点検(1回/月)

②水道水質検査「簡易専用水道検査」(1回/年)

③給水設備点検「貯水槽点検、清掃」(1回/年)

④消防点検「消防設備保守点検」(2回/年)

⑤エレベーター設備点検(1回/年)・月次点検(1回/月)

防犯対策においては、警備会社と契約し安全に努めている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、各教職員・情報処理演習室等の学内で使用するコンピュータには全てウイルス対策ソフトを導入している。

省エネルギー対策として各教室に節電の掲示を行い、学生・教職員への啓発に取り組んでいる。省電力化や暖房費の削減等の省資源対策は、新型コロナウイルス感染症対策のため、徹底できない面もあり苦慮している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学での施設設備に関する維持・管理については、専門業者との連携の下、適切に行っているが、授業等で使用する機器・備品等についての経年劣化は避けられない問題であり、施設や物品についての計画的な更新が課題となっている。

また、現在のコロナ渦においては感染症予防対策や衛生面での配慮も必要となるため「帝京学園短期大学新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」(備付-52)に基づき、必要な安全対策についても引き続き今後も取り組んでいきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

[提出資料]

なし

[備付資料]

90. 学内 LAN の敷設状況

91. マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

[提出資料-規程集]

なし

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

本学では「教育課程の編成、実施の方針」に基づき、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

ICT 教育の実践のため、情報処理演習室においては、計画的にコンピュータやサーバー等のメンテナンスを行い、授業や学生の課題取り組みに支障がないよう努めている。また、豊かな表現力や技能を向上させるために、音楽室、実習室（ピアノ）、演習室（造形室）、演習室（模擬保育演習室）、調理実習室、演習室（小児保健実習室）を整備している。通常の教室も移動式スクリーンやプロジェクター等を使用できる。正面玄関に電子掲示板を設置し、周知事項を瞬時に把握できるように設備してある。

【図Ⅲ-C-1-1】 実習室（ピアノ）



【図Ⅲ-C-1-2】 調理実習室



【図Ⅲ-C-1-3】 演習室（模擬保育演習室）



学生の情報技術の向上に関するトレーニングとしては、教養科目として「情報機器演習（情報リテラシー含む）」を開講している。同科目は卒業必修科目として定めており、全学生が情報倫理の習得やコンピュータの利用スキル等を学び、情報技術を向上させている。教職員に対しては学内でのトレーニング等を行っていないが、講習会等あれば積極的に参加を促している。

学内のコンピュータやサーバー、周辺機器については、専門業者へ保守管理を依頼しているほか、計画的にメンテナンスを実施し、適宜修理や入替を実施して適切な状態を保持している。令和 3（2021）年度には入試広報用に新規でコンピュータを購入し、情報処理演習室のプリンターを入れ替えた。令和 4（2022）年度には情報処理演習室のサーバーの入れ替え、教員のコンピュータの入れ替えを予定している。

技術的資源の分配については、「学生生活アンケート」の結果や「シラバス検討委員会」等で学生・教職員の意見を聴取することで適宜見直し、適当となるよう活用してい

る。

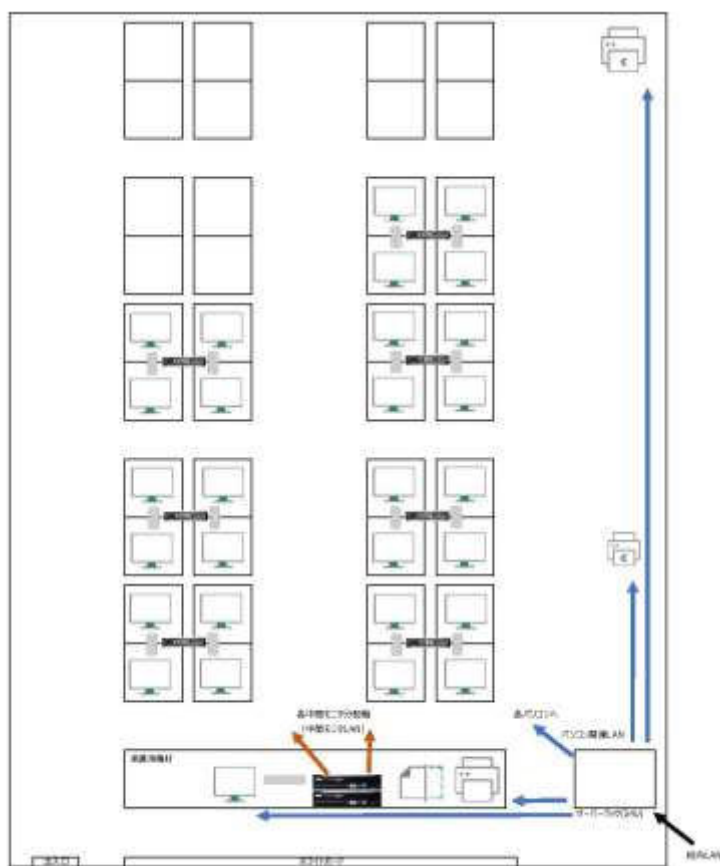
学内のコンピュータ整備については、各教職員にコンピュータを支給し、「教育課程の編成、実施の方針」に基づいて授業や学校運営に活用している。また、情報処理演習室や学生ホール等にコンピュータを設置し、学生が授業や課題作成等で活用できるよう整備している。また、今後は各教室にも無線 LAN (Wi-Fi) を導入すべく、現在検討を行っている。

LAN 環境 (備付-90) については、学生用の有線 LAN を整備しており、情報機器演習室等で主に授業のために使用されている。学生ホールには無線 LAN (Wi-Fi) を整備し、授業のほか通常の学生生活にも役立てられている。

教員はプレゼンテーションソフトで作成したり、ビデオカメラ等で映像を撮影したりした教材を活用することで、効果的な授業を行っている。

コンピュータ教室として、3階に情報処理演習室を整備している。

【図Ⅲ-C-1-1】 情報処理演習室 平面図



<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

情報通信技術分野での進歩のスピードは速く、最新の情報に対応できるような学生の育成を目指すため、教員についても FD 研修会を通して情報技術向上に取り組んでいきたい。また、学生の情報機器利用環境の向上や教育活動の充実を目的として、無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備やコンピュータや周辺機器、その他関連機器等の最新機種への入れ替え等、学生・教職員の意向を汲みながら計画的な整備を行っていくことが課

題として挙げられる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>
特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

[提出資料]

22. 活動区分資金収支計算書
23. 事業活動収支計算書
24. 貸借対照表の概要
25. 財務状況調べ
26. 資金収支計算書・資金収支内訳表（2021年度）
27. 資金収支計算書・資金収支内訳表（2020年度）
28. 資金収支計算書・資金収支内訳表（2019年度）
29. 活動区分資金収支計算書（2021年度）
30. 活動区分資金収支計算書（2020年度）
31. 活動区分資金収支計算書（2019年度）
32. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（2021年度）
33. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（2020年度）
34. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（2019年度）
35. 貸借対照表（2021年度）
36. 貸借対照表（2020年度）
37. 貸借対照表（2019年度）
38. 事業報告書（2021年度）
39. 事業計画書／予算書（2022年度）
41. 学校法人帝京学園理事会議事録（2021年度）
42. 学校法人帝京学園理事会議事録（2020年度）
43. 学校法人帝京学園理事会議事録（2019年度）

[備付資料]

92. 財産目録（令和元（2019）年度）
93. 財産目録（令和2（2020）年度）
94. 財産目録（令和3（2021）年度）
95. 経営改善計画
100. 学校法人帝京学園 中期計画（令和2～6年度）

[提出資料-規程集]

- 35. 帝京学園短期大学 FD 委員会規約
- 72. 帝京学園短期大学 授業料徴収猶予取扱規程
- 118. 学校法人帝京学園 資産運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去 3 年間の繰越資金及び事業活動収支は、【表Ⅲ-D-1-1】に示す通り、令和元(2019)年度までは前年度比マイナスであったが、令和 2 (2020) 年度以降は増加に転じている。

【表Ⅲ-D-1-1】 資金収支及び事業活動収支差額（学校法人全体）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

翌年度繰越資金	1,014,957 千円	986,857 千円	1,259,102 千円	1,610,547 千円
事業活動収支差額	△266,753 千円	△87,391 千円	148,122 千円	549,230 千円

事業活動収支は【表Ⅲ-D-1-2】に示す通り支出超過となっているが、その理由を把握し、改善を図っている。

【表Ⅲ-D-1-2】事業活動収支差額（学校法人全体）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
事業活動収入計	1,898,070 千円	2,029,720 千円	2,045,467 千円	2,491,943 千円
事業活動支出計	2,164,823 千円	2,117,111 千円	1,897,345 千円	1,942,713 千円
事業活動収支差額	△266,753 千円	△87,391 千円	148,122 千円	549,230 千円

【表Ⅲ-D-1-3】に示す通り、貸借対照表の状況は健全に推移している。

【表Ⅲ-D-1-3】貸借対照表（学校法人全体）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
資産の部合計	13,012,955 千円	13,115,389 千円	13,264,172 千円
負債の部合計	1,712,186 千円	1,666,499 千円	1,266,051 千円
純資産の部合計	11,300,769 千円	11,448,891 千円	11,998,121 千円
純資産構成比率	86.84%	87.29%	90.46%

本学の経常収支は令和 2（2020）年度からプラスに転じているが、これについては小淵沢町の旧キャンパスが学校法人部門となった一方で、山梨市キャンパス建物が賃借物件で償却負担が少なくなったことによることが大きい。詰まるところ東京都板橋区の帝京中学校・高等学校の余力でカバーしているとも言えることができ、法人全体としては帝京学園短期大学の存続を可能にしている。

退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

「学校法人帝京学園資産運用規程」（提出・規程集-118）を令和 2（2020）年 5 月に制定済みで、その後適切に運用している。資産運用については、安全有利な方法で行うことを基本としている。

教育研究経費は【表Ⅲ-D-1-4】に示す通り、経常収入のほぼ 20%を超える水準を維持している。

【表Ⅲ-D-1-4】

【短期大学部門】	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収入	130,622 千円	132,044 千円	130,113 千円

教育研究経費※	30,595 千円	26,072 千円	27,027 千円
比率	23.42%	19.74%	20.77%

※除く減価償却費

教育研究用の施設設備及び学習資源については【表Ⅲ-D-1-5】に示す通りである。本学キャンパスが賃借物件であり、旧小淵沢町キャンパスからの移転入居時に相応の手当を行っている。

【表Ⅲ-D-1-5】施設設備及び学習資源（図書等）

【短期大学部門】	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設設備	0 千円	0 千円	0 千円
学習資源	3,117 千円	501 千円	512 千円

本学校法人会計基準や私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年 3 回行われている。公認会計士の監査意見へ適切に対応している。

寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

入学定員充足率・収容定員充足率は妥当な水準を維持してきたが、【表Ⅲ-D-1-6】のとおり令和 4（2022）年度においては学生募集状況が厳しい状況となったため、両指標ともに大幅に定員未達となった。

【表Ⅲ-D-1-6】入学定員・収容定員充足率

【短期大学部門】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入学定員充足率	112%	100%	92%	64%
収容定員充足率	106%	104%	94%	79%

収容定員充足率に相応した財務体質については、本学においてはキャンパスが賃借物件であるということもあり設備投資負担が少なく、また東京都板橋区の帝京中学校・高等学校を中心とした学校法人全体の財務余力でカバーできる状態を維持している。

本学校法人及び本学は中期計画（備付-100）に基づいた事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、3月の評議員会の意見を聴取した後、理事会で決定している。（提出-41～43）3月の理事会で決定した事業計画と予算をすみやかに関係部門に指示している。予算執行に当たって設備備品については原則として相見積もりをとり、品質、仕様、値段等を適切に判断して執行している。消耗品についても無駄のない予算執行を心がけている。また、予算執行に際して 5 万円を超える案件については事前に伺書を作成して学長、理事長の確認を得る、その他のものについても最終的に学長が確認印を押印している。

学校会計からの出金は原則として理事長了解のもとで行っており、出納業務については理事長が把握しつつ円滑に実施されている。イレギュラーな資産処分がある場合は、評議員会に諮ったうえで理事会で決定している（金地金の処分）。

月次試算表を毎月作成することは行っていないが、現在では本学と帝京中学校・高等学校の 2 場所のみの体制となっており、それぞれ学校会計からの出金は理事長了解

のもとで行い、且つ伝票類および支出一覧表に理事長閲覧を実施している。また定期的に資金有り高について、経理責任者より理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学では、大学評価委員会等で話し合い、令和 2（2020）年に「帝京学園短期中期目標・計画」を立てた。学校教育法の改正を受け、「主体的・対話的で深い学び」を通して社会で役立つ新たな学習成果の設定を、GPA、ポートフォリオで行うという指標を設けた。また、図書館機能の充実、FD・SD 活動を活発に行い、教育目的・目標達成への道のりを明確にした。さらに今後の学生募集の在り方についても記載し、財務課題についても言及し、健全な学校運営を目指す内容となっている。

保育科単科の定員 50 名の小さな学校である本学の強みは、少人数による教育である。学生生活アンケートでは、卒業生や在學生に「この学校の特色を後輩に伝えるとすれば何と言うか」という調査を行うと、多くの学生が「教員と学生の距離が近い」、「同じ保育者を目指す仲間同士の距離感」について触れている。その結果、多様な学生に実習や社会で役立つ、知識や技能、人間性を丁寧に指導することができる。一方で弱みは、規模の小ささである。限られた教職員で大きな大学と同様の職務内容は、ともすれば教職員の大きな負担となる。また、限られた予算内で学生募集や施設整備等には

課題が生じる場合もある。特に教務業務のアンケート処理等の学習成果の数値化に関する詳細なデータ分析等に、ICTを活用した Google フォームを導入し教職員の職務負担を軽減するように努めている。

学校法人運営調査委員による調査結果により「運用資産－外部負債」がマイナス且つ経常収支差額が3か年連続マイナスということで、令和元（2019）年11月、文部科学省より集中経営指導法人と判断され、以降、高等教育局私学部参事官付経営指導係の指導を受けながら経営改善計画（備付-95）を策定している。令和2（2020）年度には経常収支を黒字化するとともに、運用資産も外部負債を超過するようになり、経営改善法人に当初指定された数値基準はクリアした。特に、重点項目とされた帝京第三高等学校の学校法人帝京大学への設置者変更は令和4（2022）年4月1日に完了させることができた。

学生募集対策については、入試広報担当が中心となってオープンキャンパスを実施し、教員による高校訪問を行っている。またホームページやフェイスブック等による広報や学校案内、学生募集要項などを配布して周知を図っている。

学納金は授業料、施設拡充費の他に実験実習費、図書費等を含めて計画し、明確に示されている。また、大学案内、学生募集要項、ホームページ上に掲載している。なお、経済的に困難な学生については、「帝京学園短期大学授業料徴収猶予取扱規程」（提出規程集-72）に基づき分納や延納等に柔軟に対応している。

日本私立学校振興・共済事業団の「短期大学部門」「教員一人当たり人件費内訳」30速報によると本学の「専任教員1人当たり本俸」「専任教員1人当たり期末手当」が全国同規模平均を上回っており、55歳以上の定期昇給及び手当の見直しを行い、全国平均を目指している。

また、山梨市キャンパス移転に伴う非常勤職員の削減、定年退職を迎える事務職員の雇用調整を行うなどの自助努力により人件費削減を実現している。

【表Ⅲ-D-2-1】教職員変遷表

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
専任教員	8人	8人	8人
事務職員（専任）	2人	2人	1人
事務職員（兼任）	1人	1人	1人
図書館司書等専門職員	1人	1人	1人
その他の職員	6人	1人	2人

施設設備に関しては、老朽化したものは優先順位をつけて順次更新しており、将来計画は明瞭である。

外部資金の獲得については科学研究費補助金等の申請・採択件数共に停滞している点が弱みである。

学校法人全体では、東京都板橋区の帝京中学校・高等学校においては、ICT 関連や省エネ推進等の設備関連について適宜助成金申請を行っている。

北杜市小淵沢町の旧短期大学キャンパスが現在遊休化しているが、今後、帝京科学大学との間で、現在の短期大学キャンパスである山梨市土地建物と等価交換する計画があり鋭意検討を重ねている。

本学全体に適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスをとるよう努めている。学内に対する経営情報を、拡大教授会及び教授会において決算及び予算の概要や経営方針等が三石理事から報告され、危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

直近の文部科学省の指導でも指摘をいただいていることではあるが、現状帝京学園短期大学の校舎については、帝京科学大学と土地・建物を相互に貸与し、キャンパスとして利用しているが、長期的な安定性の観点から、土地の等価交換等も含めて、今後の対応を検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

令和4(2022)年3月31日、帝京中学校・高等学校の移転時に学校法人帝京大学から借入した債務残債約3億1898万円について、同大学からの寄付金との相殺により完済となった。

令和4(2022)年4月1日、帝京第三高等学校の学校法人帝京大学への設置者変更を完了し、これに伴い、土地建物等の資産を同大学に贈与し、帝京第三高等学校に関わる「債務」については同大学からの借入金4億500万円を含めて同大学に引き継がれた。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「財的資源」について

開学から50年を超え小淵沢キャンパスの校舎建物・施設設備の老朽化が進んでいた中、学生募集上の立地の観点を重視し、山梨市キャンパスへの全面移転を行った。

収入面では運営校毎に学生・生徒募集活動に努力し定員充足に努めた。支出面では、帝京学園短期大学の山梨市への移転にあたり、キャンパス建物をグループ校の帝京科学大学から無償賃借することに等により経費を圧縮、傘下の二つの高校においては特待生制度の厳格運用により奨学費を圧縮するなどの経費節減に努めたことにより、法人全体では経常収支の黒字化を達成した。またグループ校の学校法人帝京大学と本法人債務の抜本的な原因の究明をして行く中で、帝京第三高等学校の学校法人帝京大学への設置者変更を実行し、結果とし本法人の学校法人帝京大学に対する債務をゼロと

し、また日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を着実に返済してきた結果、債務金額が僅少となり、本法人の資産・負債バランスは大きく改善された。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「教育資源」については、学習習慣の乏しい学生やジェネリック・スキルが不足する学生、メンタル面でのケアが必要な学生対しても学習成果を上げていかねばならないが、専任教員は8名と短期大学設置基準の最低水準であるため、FD活動を通して各教員に周辺領域も含むより幅の広い教育を勧めてもらった。

指定カリキュラムの授業内容に適切な業績を持つ教員配置に心掛けていくとともに、今後も法令等の変更に合わせて科目の配置と適切な業績を有する教員の配置に留意した。今後は補助教員の配置も含め検討したい。

学則、就業規則及び諸手続規程についても、必要に応じて改訂を行った。

保育者養成機関に関連した諸課題に対する研究活動の成果を、2年に一度全専任教員が投稿する本学「研究紀要」で発表することを継続してきた。今後はホームページ内での研究活動の発表も充実して行きたい。

週1日の研究日を保証し、研究活動が行えるような体制を組み、外部研究資金及び科学研究費補助金の獲得を図りたい。

「FD委員会規約」(提出-規程集-35)に基づきFD活動を行ってきたが、主として公開授業を実施し、検討会の時間も確保できるように努めた。

全国保育士養成セミナーや日本私立短期大学協会主催の教務担当者研修会に対して、継続して教員を派遣した。

リスク管理の観点から事務室の事務内容をマニュアル化するとともに、教員との連携を密にした敏速な事務処理対応に努め、学生から満足度評価を得られるような対応力向上を推進していきたい。

北杜市小淵沢町から山梨市へ短大キャンパスを全面移転し、教育環境を充実させた。また、帝京第三高等学校は学校法人帝京大学への設置者変更が完了し、財務上の数値指標も大幅に改善された。現状、帝京学園短期大学校舎については、帝京科学大学と土地・建物を相互に貸与し、キャンパスとして利用しているが、長期的な安定性の観点から、今後、等価交換を行う方向で検討している。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響か、山梨県内の保育者養成校は軒並み定員未充足の状況であるが、帝京学園短期大学では受験学年以外の高校生にも保育の魅力を伝える機会を作ることや、他短期大学との差別化を図ることができるような本学の特色を強化することで、安定的な学生確保に努めたい。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

[提出資料]

- 42. 学校法人帝京学園 寄附行為
- 43. 学校法人帝京学園理事会議事録（2021年度）
- 44. 学校法人帝京学園理事会議事録（2020年度）
- 45. 学校法人帝京学園理事会議事録（2019年度）

[備付資料]

- 96. 理事長の履歴書
- 97. 学校法人実態調査表（写し）（令和元（2019）年度）
- 98. 学校法人実態調査表（写し）（令和2（2020）年度）
- 99. 学校法人実態調査表（写し）（令和3（2021）年度）
- 100. 学校法人帝京学園 中期計画（令和2～6年度）

[提出資料-規程集]

なし

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は、永らく教育者として大学教育に携わり、他大学の理事長・学長・評議員を歴任しており、建学の精神及び教育理念・目的を理解し寄附行為規定（提出-42）に基づき、本法人を代表しその業務を総理している。また、理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業実績について、監事の監査を受けた上、評議員会に報告し意見を求めている。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、本法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は理事長が議長を務め、本法人の運営方針を決定し、理事の職務執行を監督している。理事会は、帝京学園短期大学をはじめとした本法人の運営に関して法的責任があることを認識し、また本学園内外の必要な情報を収集して帝京学園短期大学等の発展を目指している。本法人では、私立学校法の定めるところに従い財務情報等をホームページ上（<https://www.teikyo.ed.jp/information/>）に公表している。理事会は、学校教育法等の趣旨を反映させて、本法人及び帝京学園短期大学の運営に必要な諸規定を整備している。（提出-規程集）

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

現在の理事は本法人の運営について学識及び識見を十分に有しているが、帝京学園短期大学副学長を兼ねている理事以外は非常勤職であるため、本法人並びに帝京学園短期大学の的確な情報が伝わるまでに時間を要することがある。そこで最近では、予算・決算の定例会議以外に、適時において必要事項に関する理事会・評議員会を開催し理事・評議員による議論し活性化するように努めている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長のリーダーシップにより、グループ校の学校法人帝京大学との間で、本法人債務の抜本的な原因の究明を行い、帝京第三高等学校の学校法人帝京大学への設置者変更を実行し、結果として本法人の学校法人帝京大学に対する債務をゼロとし、また日本私立学校振興・共済事業団からの借入金も着実に返済してきた結果、本法人の資産・負債バランスは大きく改善された。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

[提出資料]

- 46. 教授会議事録（2021年度）
- 47. 教授会議事録（2020年度）
- 48. 教授会議事録（2019年度）

[備付資料]

- 101. 学長の個人調書
- 102. 主任会議事録
- 103. 拡大教授会合同委員会議事録
- 104. 非常勤講師（令和3年10月1日任用）教員人事委員会議事録
- 105. 非常勤講師（令和4年4月1日任用）教員人事委員会議事録
- 106. 専任教員（令和4年4月1日任用）教員人事委員会議事録
- 107. 入学試験合否判定教授会議事録

[提出資料-規程集]

- 14. 帝京学園短期大学 教授会規程
- 18. 帝京学園短期大学 主任会内規
- 19. 帝京学園短期大学 拡大教授会兼合同委員会 内規
- 55. 帝京学園短期大学 学長等選任規程
- 77. 帝京学園短期大学 学則

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。

- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は「帝京学園短期大学学長等選任規程」(提出・規程集-55)に基づいて選任され、平成 20(2008)年より 4 期(前任者の任期を含む)帝京学園短期大学長の職務を務め、学校法人帝京学園の理事・理事長の職務も兼任している。

また、平成 6(1994)年から帝京女子短期大学(現帝京大学短期大学)、その後、帝京大学の教員として人材育成に長年携わり、文学部長などを務めた。以上の経歴に見られるように、学長は短期大学の運営に十分な学識と経験を備えている。学長は本学の教学運営の最高責任者として、建学の精神に基づく教育研究を推進するとともに、校務をつかさどり教職員を統督し、本学の向上・充実に向けて努力している。その意思決定にあたっては、教授会の意見を参酌して教学運営における最終的な判断を行っている。

学長は「帝京学園短期大学学長等選任規程」第 2 条において、「学長は、人格高潔、学識卓越かつ教育行政に関して識見を有する者のうちから、学校法人帝京学園の理事会が、これを専任する。」と定義されており、その規定に基づき選任されている。

学長は、「努力をすべての基とし偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな 専門性ある人材の養成を目的とする」という建学の精神に則り、高等学校の教育の基礎の上に、さらに深い教養と幼児教育に関する専門的知識、技能を修得し、将来の本人の幸福のため、地域社会の福祉に貢献できる人材を育成することを使命とし、使命を遂行するため、3つのポリシー、つまり、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマポリシー)、「教育課程の編成、実施の方針」(カリキュラムポリシー)、「入学者受け入れの方針」(アドミッションポリシー)を定め、建学の精神に基づく教育研究を推し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学生に対する懲戒については、本学学則(提出・規程-77)第 46 条において下記のとおり定められている。

第 46 条 学生として懲戒に値する行為があった者については、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒を決定する。

2 懲戒には、次の各号に掲げるものがある。

一 退学

- 二 停学
 - 三 訓告
 - 四 その他
- 3 前項の懲戒が正式に決定するまでの期間、本学は学生に対し、謹慎を命じることができる。なお、この期間は前項第二号の懲戒を受けた場合、その期間に含むものとする。
- 4 第2項の懲戒は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - 三 正当な理由がなくて出席常でない者
 - 四 学内の秩序を乱した者
 - 五 本学の体面をけがした者
 - 六 その他学生としての本分に反する行為のあった者
- 5 決定された懲戒は、本人及び保護者・保証人へ通知するとともに、学内に掲示して周知する。

教職員組織については、本学学則第39条において下記のとおり定めている。

第39条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、特任教員、助手、事務職員及び技術職員を置く。また副学長、科長その他必要な職員を置くことがある。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

学長は「帝京学園短期大学学長等専任規程」に基づいて選任されており、教学運営の職務遂行に努めている。

本学学則第40条に基づき教授会を設置し、「帝京学園短期大学教授会規程」（提出規程-14）によって運営されている。なお、同規程第7条により、学長が副学長に教授会の議事を委ねる時には、副学長及び事務長は事前に教授会の議題について報告し、必要に応じて審議内容、審議方法について学長と打合せを行っている。

教授会資料等は学長に事前に渡され、教授会終了後は教授会で確認された議事は学長に手渡しされている。このように、学長は教授会を審議機関として適切に運営している。なお、令和4（2022）年度からは、帝京学園短期大学教授会規程第5条に第2項として「2 学長が必要と認めたときは、学長の命を受けて副学長が教授会を招集・運営する。」を加え、副学長が教授会の招集・運営を行う仕方を明確にし、学長のサポート強化に努めている。

本学の「帝京学園短期大学教授会規程」第2条において下記のとおり定めており、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

第2条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成
- (4) 学生の懲戒
- (5) 委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生、外国人留学生及び長期

履修生に関する事項

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項において審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項については、本学の「帝京学園短期大学教授会規程」第2条において下記のとおり定めており、学長は教授会の意見を聴取した上で決定している。

第2条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成
- (4) 学生の懲戒
- (5) 委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生、外国人留学生及び長期履修生に関する事項

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項において審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

教授会は、「帝京学園短期大学教授会規程」に基づき学長との連携の下に開催され、教育研究上の審議を滞りなく進行できるように運営している。運営上緊急事案が発生すればメール等を通じて即座に学長・副学長が協議し方向性を見出している。なお、本学には併設大学はない。

教授会議事録（提出-46～48）を整備している。

学習成果及び三つの方針は、教授会で検討したものであり、教学運営については常にこれを念頭に置いて議論を進めている。今後もこの方針を意識しながら教育の充実に努めていく。

学長のリーダーシップの下、学長と連携した副学長が差配しながら、各分掌や各種委員会が設置され、「帝京学園短期大学主任会内規」（提出-規程集-18）、「帝京学園短期大学拡大教授会兼合同委員会内規」（提出-規程集-19）に基づいて運営を行っている。今後も引き続き、学長・副学長を中心に教学と事務組織は協働しながら教職員一体となって大学運営に携わるように努めていく。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学校法人帝京学園の理事長である学長の義務として、帝京学園短期大学の教職員が学内全体の健全な経営を念頭に置きながら教育活動に従事できるよう促すこと。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

[提出資料]

5. 帝京学園短期大学ホームページ「本学基本情報」
<https://teikyo-gjc.ac.jp/collage/information.html>
49. 評議員会議事録（2021年度）
50. 評議員会議事録（2020年度）
51. 評議員会議事録（2019年度）

[備付資料]

108. 監事の監査状況（令和元（2019）年度）
109. 監事の監査状況（令和2（2020）年度）
110. 監事の監査状況（令和3（2021）年度）

[提出資料-規程集]

1. 学校法人帝京学園 寄附行為

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は、寄附行為（提出-規程集-1）の規定に従い、年度当初に監査計画を策定して当該年度の重点監査事項を明確化し、監査法人とは監査計画概要書に基づき監査方針の協議を行うことからはじめ、年度内において随時、監査法人と意見交換会を行うようにしている。また、監事は、毎年文部科学省が開催している学校法人監事研修会に参加することにより、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に努めている。

監事は、毎月1回、学校法人事務室及び帝京中学校・高等学校（東京都板橋区）、帝京学園短期大学（山梨県山梨市）、帝京第三高等学校（山梨県北杜市）を訪問し、短大副学長及び運営校の校長・事務長と面談を行うと共に、教務及び会計に関する帳票を実地確認し、校務運営及び資産管理の状況について適切に監査業務を行っている。

監事は、寄附行為の規定に基づき、理事会及び評議員会に毎回出席して意見を述べている。

監査状況については、理事長に報告し、理事長は学校法人事務室及び学校現場の各責任者に、適宜指示をしている。なお、毎月の監査状況については様式を定め記録に留めている。決算前には、監査法人との意見交換会を経て、当該会計年度終了後 2 月以内に「監事の監査状況」（備付-108～110）を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

寄附行為第 5 条の定めで理事定数 5 人と規定されており、私立学校法の規定に則り、評議員会は、理事定数の 2 倍を超えるところの 11 人評議員をもって組織している。

評議員会においては、私立学校法の趣旨に鑑み、寄附行為に定める諮問事項について、理事会等に対して意見具申を行い、その目的を果たしている。（提出-49～51）

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

私立学校法および学校教育法施行規則の規定に基づき、法人本部および帝京学園短期大学のホームページ（提出-5）において財務情報をはじめ積極的に情報を公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

帝京中学校・高等学校および法人本部が東京都板橋区に所在しているのに対して帝京学園短期大学は山梨県山梨市に立地しているという地理的な問題により、学園全部門の運管理営には困難さを伴っている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

各部門の責任者及び事務長が綿密に理事長に報告を行い、また理事長からの指示を

速やかにフィードバックするようにしている。理事長のリーダーシップのもと、各部門の事務長が各場所を相互訪問するほか、監事においても各部門を訪問して理事長決裁に立ち会う等、学園全体で関係者全員の参加によりガバナンスの改善に努めている。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

予算・決算の定例会議以外に、適時において必要事項に関する理事会・評議員会を開催し理事・評議員による議論を行うようにしているほか、その時々テーマに応じてより実務的な機会として、理事長のもと理事兼帝京学園短期大学副学長、評議員兼帝京中学校・高等学校校長、各学校事務長および監事も一同に会する場を設けて、学校運営に関する議論の活性化に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

いろいろな機会をとらえて、理事長のもと、理事兼帝京学園短期大学副学長、評議員兼帝京中学校・高等学校校長、各学校事務長、更に監事も出席するような場を設けて、関係者が一同に会して議論できるように努めている。